

宮 監 公 表 第 1 5 号
平 成 2 9 年 3 月 2 8 日

宮 崎 市 監 査 委 員 會
宮 崎 市 監 査 委 員 會
宮 崎 市 監 査 委 員 會

山 神 福 日
田 戸 井 高

義 洋 一 郎
貞 太 次



平成 28 年度包括外部監査の結果に関する報告の公表について

別添のとおり、平成 28 年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、
地方自治法第 252 条の 38 第 3 項の規定に基づき公表します。

記

- 1 包括外部監査人氏名 津山 忠雄
- 2 監査のテーマ 外部委託の事務の執行について

平成28年度

包括外部監査結果報告書

外部委託の事務の執行について

平成29年3月

宮崎市包括外部監査人

税理士 津山 忠雄

目次

はじめに.....	1
第1章 包括外部監査の概要.....	2
第1 監査の種類.....	2
第2 選定した特定の事件.....	2
第3 特定の事件の選定理由.....	2
第4 監査の方法.....	2
第5 監査の対象部署.....	3
第6 監査の対象期間.....	3
第7 監査の実施期間.....	3
第8 包括外部監査人および補助者の氏名・資格.....	3
第9 利害関係の有無.....	3
第2章 宮崎市における外部委託事業の概要.....	4
第1 監査対象の概要.....	4
第2 委託料の推移等.....	25
第3章 宮崎市における外部委託事業及び監査結果.....	33
第1 宮崎市当直業務委託.....	33
第2 宮崎市第5駐車場及び松橋駐車場管理業務委託.....	36
第3 宮崎市庁舎消防用設備点検業務委託.....	37
第4 宮崎市本庁舎外空調機保守点検業務委託.....	38
第5 宮崎市本庁舎昇降機保守点検業務委託.....	39
第6 宮崎市第二庁舎昇降機保守点検業務委託.....	41
第7 宮崎市高岡総合支所清掃業務委託.....	43
第8 宮崎市第四庁舎清掃業務委託.....	45
第9 「みやざき共創都市圏経済成長戦略」及び「地方版総合戦略」等策定業務委託... 46	
第10 移住パンフレット等作成業務及び移住コンシェルジュ業務委託.....	48
第11 平成27年度宮崎市シティプロモーション推進業務委託.....	50
第12 宮崎市人事給与関連システム運用保守及び給与支給・福利厚生業務の包括外部 委託.....	52

第 1 3	平成 2 7 年度番号制度対応システム改修業務委託（社会保障システム）	55
第 1 4	新情報システムハードウェア及びパッケージソフトウェア保守業務委託	57
第 1 5	コンビニエンスストア収納事務業務委託	59
第 1 6	個人住民税制度改正に伴う個人住民税システム改修等業務委託	60
第 1 7	後期高齢者医療制度用システム運用支援業務委託	62
第 1 8	宮崎市公民館等施設夜間等総合案内業務委託 他 3 件	64
第 1 9	平成 2 7 年度佐土原総合文化センター舞台技術用務委託	68
第 2 0	放置自転車整理指導等業務委託	70
第 2 1	迷惑駐車防止指導業務委託	72
第 2 2	平成 2 7 年度学校体育施設開故事業業務委託（市内小中学校 6 7 校分）	73
第 2 3	宮崎市生目の杜運動公園植栽維持管理業務委託	75
第 2 4	平成 2 7 年度粗大ごみ収集運搬等業務委託	76
第 2 5	東部事務所収集担当地区可燃物収集運搬業務一部委託	78
第 2 6	中部地区一般廃棄物収集運搬業務一部委託（その 1）	79
第 2 7	平成 2 7 年度不法投棄防止パトロール業務委託	81
第 2 8	佐土原町埋立処理場維持管理業務委託	83
第 2 9	萩の台浸出水処理施設改修設計業務委託	85
第 3 0	清武一般廃棄物最終処分場築堤整備に係る測量設計業務委託	87
第 3 1	佐土原クリーンパーク運転管理業務委託	89
第 3 2	平成 2 7 年度佐土原町区域公設浄化槽清掃業務委託	91
第 3 3	たらのき台汚水処理場外維持管理業務委託	94
第 3 4	宮崎市医療費助成に伴う申請書の回収業務委託	96
第 3 5	宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター業務委託（5 カ年分）	97
第 3 6	宮崎市敬老パスカ取扱業務委託	101
第 3 7	宮崎市介護保険料のコンビニエンスストア収納システム導入に係るシステム改修業務委託	102
第 3 8	高岡福祉保健センター常駐警備業務委託	105
第 3 9	高岡福祉保健センター清掃業務委託	106
第 4 0	宮崎市保健所・中央保健センター清掃業務委託	108
第 4 1	動物捕獲、引取り等業務委託	109

第 4 2	宮崎市中心卸売市場ごみ集積所管理業務委託.....	112
第 4 3	平成 2 7 年度広沢ダム水管理制御施設障害対策業務委託.....	114
第 4 4	青島海水浴場管理運營業務委託.....	116
第 4 5	福岡ソフトバンクホークス宮崎キャンプ受入・交通対策支援業務.....	118
第 4 6	オリックス・バファローズ宮崎キャンプ受入事業業務.....	120
第 4 7	宮崎市営住宅修繕管理センター管理運營業務.....	122
第 4 8	吉村通線（曾師工区）建物等調査再算定業務委託（その 1 4）.....	126
第 4 9	昭和通線（小戸之橋）交通量調査業務委託（その 8）.....	128
第 5 0	昭和通線（小戸之橋）修正設計業務委託（道路土工）.....	130
第 5 1	宮崎市地震津波対策インフラ構想効果検証業務委託.....	132
第 5 2	平成 2 7 年度宮崎市駐輪場・路上駐輪調査及び対策検討業務委託.....	135
第 5 3	大淀川市民緑地芝生管理業務委託（親水公園）.....	138
第 5 4	都市公園等管理業務委託（天神山公園外）.....	139
第 5 5	大淀川市民緑地管理業務委託（桜堤）.....	141
第 5 6	橘公園花壇（橘通東 1 丁目）外 2 箇所草花植栽管理業務委託.....	142
第 5 7	橘公園花壇（ホテル前）草花植栽管理業務委託.....	144
第 5 8	田野駅前広場外清掃業務委託.....	145
第 5 9	平成 2 7 年度収納情報作成業務委託料.....	146
第 6 0	議会案内業務委託.....	148
第 6 1	平成 2 7 年度遊休農地所有者等に関する権利調査業務委託.....	151
第 6 2	宮崎市立国富小学校外 1 0 校消防用設備点検業務委託.....	155
第 6 3	宮崎市立中学校機械警備及び巡回警備業務委託（南部 2）.....	157
第 6 4	宮崎市立大淀中学校外 9 校消防用設備点検業務委託.....	158
第 6 5	宮崎市立中学校緊急通報装置保守管理業務委託.....	159
第 6 6	学齢簿事務システム再構築業務委託.....	161
第 6 7	大宮小学校学校給食食材加工等業務委託.....	163
第 6 8	大淀小学校学校給食食材加工等業務委託.....	164
第 6 9	住吉小学校学校給食食材加工等業務委託.....	166
第 7 0	櫛小学校学校給食食材加工等業務委託.....	168
第 7 1	恒久小学校学校給食食材加工等業務委託.....	169

第72	宮崎市高岡学校給食センター配送業務委託	170
第73	宮崎市佐土原域学校給食用米飯加工等業務委託	171
第74	宮崎市図書館配本回収業務委託	174
第75	宮崎市立図書館図書館業務委託	177
第76	中央公民館夜間等総合案内業務委託	179
第77	宮崎市立図書館機械警備業務委託	181
第78	宮崎市立図書館清掃業務委託	184
第79	宮崎市立図書館空気調和設備機器保守点検業務委託	185
第80	七野小学校区スクールバス運行管理業務委託	187
第81	七野小学校区スクールバス運行管理業務委託（後期）	188
第82	穆佐小・高岡中学校区スクールバス運行管理業務委託	189
第83	宮崎市消防局庁舎外10箇所清掃業務委託	190
第4章	総合意見	192
第1	富士通株式会社宮崎支店との委託契約について	192
第2	委託契約書等に暴力団排除の特例規定を設けることについて	203
第3	不正行為等防止における指名停止情報の公表について	208

はじめに

宮崎市包括外部監査結果報告書について

報告書は4部の章から構成されています。

第1章は包括外部監査の法的位置づけである監査の種類、監査の方法等、包括外部監査の概要を記載しています。

第2章は外部委託の現状及び課題を把握するため、外部委託の概要及び委託料の推移等を記載しています。

第3章は宮崎市の外部委託事業の内容及び監査結果を記載しています。

第4章は外部委託の今後のあり方等について、総合意見を記載しています。

監査実施の結果において、法令、条例、規則等に準拠していないと判断された事項については「指摘事項」としました。また、法令、条例、規則等に違反するものではないが、改善の余地のあるものについて「意見」としました。

※報告書の会計数値の表示において、単位未満四捨五入の端数処理のため、会計数値とその内訳が一致しない場合があります。

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件

外部委託の事務の執行について

第3 特定の事件の選定理由

公共サービスにおける住民の要望が高度化かつ多様化しているなか、他の地方公共団体と同様に、宮崎市においては厳しい財政状況のもと行財政改革の推進をしている。

民間活力を導入して効率的及び効果的な施策を行うために、真に行政でなければ対応できないもの以外の事業について外部委託を推し進めている。外部委託による住民サービスが継続して安定的に提供され、事業が適正に行われるためには、宮崎市の外部委託業務の管理体制が一層重要なものとなる。

外部委託の事務の執行について合规性、有効性、効率性、経済性等の視点で監査を行うこと及び改善できる余地があるか等を監査を通じて検証することは意義のあることだと判断し特定の事件として選定した。

第4 監査の方法

1 監査要点

- ・委託契約の事務の執行は関係法令、条例、規則等に沿って処理されているか。
- ・契約方式及び相手方の選定方法は適正であるか。
- ・契約事務は適正に行われているか。
- ・委託料の算定方法は適正に行われているか。
- ・再委託契約の事務手続きは適正に行われているか。

2 主な監査手続

- ・関係書類等の提出要請及び閲覧をし、関係法令と照合した。
- ・閲覧したのち、各部課等に文書で回答を求め、必要があれば担当者にヒアリングを実施した。

第5 監査の対象部署

外部委託事業に関する事務の執行を所管する部署を中心にして、必要に応じてその他関係する部署を監査対象にした。

第6 監査の対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで(但し、必要に応じて他の年度を含む)

第7 監査の実施期間

平成28年5月18日から平成29年3月21日まで

第8 包括外部監査人および補助者の氏名・資格

包括外部監査人	税理士	津山	忠雄
補助者	税理士	今村	康廣
同上	税理士	甲斐	敬浩
同上	弁護士	新井	貴博

第9 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件について、包括外部監査人および補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 宮崎市における外部委託事業の概要

第1 監査対象の概要

1 民間委託に関する動向

(1) 国の動き

従前、公共の事業については、地方公共団体などの官が行うものという考え方が存在していたが、国と地方で進められてきた行政改革において、「官から民へ」というスローガンのもと、行政の民営化、民間への業務の委託が推進されてきた。

地方公共団体によるアウトソーシングは、公共サービスについてその必要性・効率性を不断に見直す機会になるとともに、民間の経済合理性に照らすことで経費の削減に繋がるうえ、民間の活力を利用して公共サービスの質の向上を図ることができ、更には、雇用の創出など地域の活性化に繋がることが期待される。

その一方で、行政を民営化しても、必ずしも地方公共団体はその事務・事業に関する責任を負わなくなるわけではないので、その民間事業者の管理監督や不適切な事業者への対応などが義務づけられ、また、税金が投入される以上、その民間事業者の選定につき公平性や適正性が求められることになる。

日本が構造的な不況期に入り、少子高齢化という人口態様に移行したことによって税収の落ち込みが顕著になった背景も伴い、国は上記問題点への対応も視野に入れつつ、民間への業務委託を押し進めてきた。

具体的には、平成17年3月29日に国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、各地方公共団体に対し、集中改革プランを公表するよう指示がなされ、その項目の中には「民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）」が入り、以下のような具体的指示がされた。

「民間委託等の推進

① 給与・旅費の計算、財務会計、人事管理事務等の総務事務や定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点からの総点検を実施すること。具体的には、類似団体の状況や民間の受託提案などを参考にしながら、組織の規模を踏まえ、メリットが生じるよう委託の可能性について検証すること。その際、企画と実施の切り分けや

複数の組織にまたがる共通の事務の集約化、他団体との事務の共同実施、委託実施期間の複数年度化などの様々な手法による委託の可能性の検証を行うこと。

② その上で、事務・事業全般についての民間委託等の実施時期等を示した具体的かつ総合的な指針・計画を策定すること。

③ 委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じること。

④ 委託した事務・事業についての行政としての責任を果たし得るよう、適切に評価・管理を行うことができるような措置を講じること。

⑤ 民間委託等の実施状況については、事務・事業や施設区分ごとに、委託先、委託理由等を公表すること。」

また、平成 18 年には「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）」が施行され、同法第 55 条第 4 項において、「地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う。」ものとされた。そして、同年 8 月 31 日には、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が出され、同項が規定されたことを踏まえて「住民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（以下「公共サービス」という。）として行う必要のないもの、その実施を民間が担うことができるものについては、廃止、民営化、民間譲渡、民間委託等の措置を講ずること。」と明記された。

(2) 宮崎市の動き

宮崎市では、行財政改革大綱において、ごみ収集運搬業務や学校給食調理業務などにおいて業務委託化を進めてきた。

そして、平成 20 年 9 月には、宮崎市行政改革推進本部により「外部委託の推進に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）が示され（平成 28 年 10 月には改訂がなされた。）、宮崎市行財政改革大綱（現在は第 7 次）においては、具体的な施策のひとつに、「民間事業者の活用等による市民ニーズへの対応」として「業務の外部委託化など民間事業者の活用等により、事務の効率化を図るとともに、市民サービスの向上につなげる。」としている。

(3) 事務・事業を民間化する方法

現在、地方公共団体の事務・事業を民間化する方法としては、「業務委託」「PFI制度」「指定管理者制度」「市場化テスト」など多様化している。

「PFI (Private Finance Initiative) 制度」は、民間の資金やノウハウ等を活用して公共施設等の建設・維持管理・運営を行う社会資本整備の手法で、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき行われるものである。

「指定管理者制度」は、地方公共団体の公の施設の管理・運営について、公共的な団体だけでなく、民間の事業者や団体なども幅広く行えるようにしたもので、平成15年の地方自治法改正により導入された(地方自治法第244条の2)。

「市場化テスト」は、公共サービスの提供について、透明・中立・公正な競争条件のもとで、官民競争入札・民間競争入札を実施することにより、価格と質の両面でより優れた主体が落札し、サービスを提供できるようにする制度であり、平成18年に制定された「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」によって制度化された。

この他、事務・事業の民間化の方法としては、民営化、地方独立行政法人、NPOなどとの協働も考えられるが、今回の監査の対象としては、昔から一般的な方法として採用されてきた「業務委託」を取り上げることとした。

(4) 業務委託について

「業務委託」の法的性質は、一般的には、民法上の請負契約(民法第632条)、準委任契約(民法第656条)に該当する。その他、廃掃法や学校給食法等の各種特別法枠組みの中で実施される業務委託も存在する。

地方公共団体が行う業務委託に関する特段の法律は存在しないが、契約等の事務の方法として、地方自治法や同法施行令、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、各地方自治体の条例や内部規程によって規律されている。

2 契約等の事務に関する規律及びその解釈

(1) 契約の種類

業務委託を行う実際の契約については、地方自治法第 234 条に定められているとおり、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の方法があり、後 3 者については政令で定める場合に該当するときのみ可能なので、法律的な位置付けは、一般競争入札が原則でそれ以外は例外的な取扱となっている。

各規定は以下のとおりである。

地方自治法

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(指名競争入札)

第 167 条 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、

加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」とい

う。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

地方自治法施行令

(せり売り)

第 167 条の 3 地方自治法第 234 条第 2 項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

なお、各契約に関する説明は以下のとおりである。

① 一般競争入札

不特定多数人の参加を求め、入札の方法によって競争を行わせ、そのうち、普通地方公共団体に最も有利な価格で申込みをした者を契約の相手方とする方式である。

メリットとしては、広く参加者を募ることから、公正性と機会均等性に優れ、より多くの者が参加する可能性が高いことから経費削減可能性も高まる点にある。

デメリットとしては、経済性を追求する余り不誠実な入札者と契約して希望どおりの水準が得られない可能性があること、指名競争入札や随意契約による場合と比較して手続が煩雑であり、かつ経費の増加を余儀なくされる点にある。

② 指名競争入札

普通地方公共団体が資力、能力、信用その他について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争をさせ、その中から相手方を決定し、その者と契約を締結する方式である。

指名競争入札は、沿革的には一般競争入札と随意契約の長所を取り入れた方式であるので、メリットとしては、事前に不良・不適格業者を排除することができ、参加者は指名された者であるため、手続の点においても一般競争入札に比べて簡単である。

デメリットとしては、特定の者の決定にあたり、それが一部の者に固定化して偏重する可能性があること、談合が容易であることなどがある。

③ 随意契約

競争の方式によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方式である。

随意契約は、手続を簡略化し経費の負担を少なくすることができ、しかも、相手方が特定した者であるため、契約の目的・内容に相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定できるというメリットが存在する。

その一方で、運用を誤ると相手方が固定し、しかも契約自体が情実に左右され、公

正な取引の実を失する恐れも有している。

④ せり売り

買い手に口頭又は挙動をもって価格の競争をさせ、最も良い購入条件を提示した先と契約をする方式である。

(2) 契約に関する宮崎市における規律

① 基本指針

先に述べたとおり、宮崎市は平成 20 年 9 月に外部委託の推進に関する基本指針を定めている。

基本指針では、外部委託の対象業務の選定や判断基準、留意点について、概ね下記のとおり定めている。

《外部委託の対象となる業務》

宮崎市では、原則としてすべての業務について外部委託を検討するものとし、下記に掲げる業務についても、次のような点に留意しながら十分な検討を行う。

○法令の規定により、公務員が実施すべきとされている業務

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（いわゆる公共サービス改革法）」による法令の特例や、構造改革特別区域法による規制の特例措置等といった制度を活用することも考えられることから、外部委託に関する検討が完全に否定されるものではない。

○相当程度の裁量を行使することが必要な業務

裁量・判断の範囲・基準を事前に明確かつ客観的な内容として契約で定めることで外部委託を進めたり、マニュアル化することで臨時職員や嘱託職員に行わせたりすることができないか検討する。

○市の行う統治作用に深く関わる業務

(1) 公の意思の形成に深く関わる業務

公の意思の形成に深く関わる業務は、外部委託に適さない場合がある。

(2) 住民の権利義務に深く関わる業務

当該業務を細分化した上で住民の権利義務への関与が相対的に低い業務については、守秘義務やみなし公務員規定等の必要な措置を講じることで外部委託が

可能とならないか検討する。

(3)利害対立が激しく、公平な審査・判断が必要とされる業務

審査・判断に至るために付随して行われる情報の収集、調査、事前準備といった利害対立に直接関わらない補助的な業務については、外部委託が可能とならないか検討する。

《外部委託のための判断基準》

外部委託を検討するにあたっては、以下の基準により総合的に判断する。

- 市民サービスが維持又は向上すると見込まれるもの。
- 経費（人件費を含む）の縮減が見込まれるもの。
- 事務処理効率の向上が見込まれるもの。
- 外部の高度な専門的知識や技術の効果的な活用が見込まれるもの。
- 行政責任が確保でき、市民の理解が得られるもの。
- 市民との協働により住民自治の充実が図られるもの。

《外部委託の検討手順》

外部委託を推進するにあたっては、前述の外部委託のための判断基準などを考慮した上で、下記の流れに沿って検討を進める。

○継続する必要性の検討（継続する必要があるか）

原則としてすべての事業について、今後も継続して実施する必要があるか検討を行い、社会情勢の変化等により市民のニーズがなくなっている等、継続して実施する必要のない事業は廃止する。

○実施主体の検討（市が実施主体となる必要があるか）

継続して実施する必要があると認められた事業について、市がその実施主体となる必要があるか検討を行い、市が実施主体となる必要のない事業については、民営化や民間譲渡を検討する。

○実施手法の検討（市職員が直接実施する必要があるか）

市が実施主体となる必要があると認められた事業について、職員が直接実施する必要があるか検討し、必要がない場合は、民間委託、指定管理者制度の活用、PFI手法の活用、地方独立行政法人制度の活用、労働者派遣契約の活用を検討する。なお、職員が直接実施する必要性が不明確の場合、行政と民間事業者による官民競

争入札（市場化テスト）により決定する方法もある。また、職員が直接実施する必要があると認められた場合であっても、正職員による実施ではなく、嘱託員や臨時職員による実施の可能性について検討する。

○委託結果の評価

外部委託をした事業について、契約期間等が終了する前に、委託が適切に行われたかを評価し、評価を踏まえた継続的な見直しを行う。

《外部委託するにあたっての留意点》

○手続の競争性等の確保について

外部委託の受託者の決定にあたっては、競争原理を維持するため、正当な理由がなく、委託先の長期固定化や委託業務の独占が生じることのないよう、競争性・透明性・公平性の確保に留意する。また、外部委託を開始した後、当該業務に係る知識、技術等のノウハウが、特定の委託業者のみに蓄積されると、当該業務を適切に監督できなくなると同時に、委託契約の終了後に、新規の事業者が参入できず、競争性・公平性が損なわれる恐れもあることから、マニュアル化した上での引継ぎを義務化する等、適切なマネジメントが必要となる。

○委託業務の適切な管理について

行政としての責任を果たすため、委託先との間で合意されたサービスが、安全かつ適切な水準で確実に履行されていることを定期的ないしは随時に確認（＝モニタリング）することが必要。業務の専門化・広範囲化により増加している一部業務の再委託については、事前手続による承認を与えた上で、市及び委託先の双方による再委託先のモニタリング等を適切に行うことが必要。その際、委託業務のほとんどを一括して再委託（いわゆる丸投げ）していないことを確認することも必要。

○受託者の労働条件等について

外部委託することにより、経費の縮減を図ることは外部委託を決定する上で重要な判断基準のひとつだが、委託料等の過度の削減により、当該事業のサービスの低下や、受託者の労働者の勤務条件が不当に悪化することのないよう、事前の委託料の積算や委託後のモニタリングにおいて留意する。

○委託する事業に関わる職員について

特に規模の大きな事業の外部委託化にあたっては、職場の実態に応じて、実施可能な事業から段階的に委託を進める等、当該事業に従事する職員の処遇に配慮しながら検討を行うことが必要。

○個人情報の保護及び守秘義務の確保について

個人情報を適切に管理するため、個人情報の取り扱いを外部委託する場合は、宮崎市個人情報保護条例において、市及び委託先双方が必要な措置を講じることとされており、具体的には宮崎市個人情報取扱事務委託基準に基づいて、必要な事項を契約書等に掲載する。また、個人情報を取り扱う委託業務従事者についても、同条例において、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこととされている。

○請負契約と労働者派遣契約の相違について

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの（民法第632条）だが、労働者派遣との違いは、請負には、注文主と労働者との間に指揮命令が生じないという点にある。労働者派遣契約は、請負契約をするほどの業務のまとまりがない場合や、派遣労働者が公務員の指揮命令のもとで業務に従事する必要がある場合等に活用することが考えられる。契約の形式としては請負契約とされていても、実態として請負や業務委託の業務に従事するはずの労働者を発注者や委託者が指揮命令して業務を遂行しているような場合は、偽装請負にあたり、労働法規等に抵触することになるため、特に留意して検討することが必要である。

② 宮崎市財務規則

宮崎市では、同規則により、地方自治法及び同法施行令に加えて「契約の方式」に関する定めをおいている。

宮崎市財務規則

《一般競争入札関連》

(一般競争入札参加者の資格の公告等)

第120条 市長は、一般競争入札（以下第127条までにおいて「入札」という。）

に参加する者に必要な資格を定めたときは、公告しなければならない。

2 入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請書に前項に規定する必要な資格事項等を記載して、当該資格事項等に関する官公署の証明書又はその他の証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査のうえ入札参加資格者を決定し、申請人にその旨を通知するとともに入札参加資格者の名簿を作成しなければならない。

(入札の公告)

第 121 条 入札により契約を締結しようとするときは、入札期日（第 124 条の 2 第 1 項に規定する電子入札にあっては、入札期間（入札開始日時から入札締切日時までの期間をいう。以下同じ。）の初日。）から少なくとも 7 日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、これを短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札執行の場所及び日時（第 124 条の 2 第 1 項に規定する電子入札を行わせる場合にあっては、入札期間）並びに郵便入札書到着の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 無効入札に関する事項
- (7) 第 124 条の 2 第 1 項に規定する電子入札を行う場合は、その旨
- (8) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(入札保証金の納付)

第 122 条 入札に参加しようとする者は、その者が見積りをした金額（長期継続契約条例第 2 条に規定する長期継続契約にあっては、見積りをした金額を 1 年当たりの額に換算した額）の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札前に納付しなければならない。

2 前項の入札保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その全部又は一部を納付させないことができる。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者による入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 入札に参加しようとする者が国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体であるとき。

3 第105条第2項から第5項までの規定は、入札保証金の納付の場合について準用する。

(入札保証金の還付等)

第123条 落札者以外の入札者が納めた入札保証金は、入札が終了したとき、又は入札を中止したときは、これを還付するものとする。

2 落札者が納めた入札保証金は、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の一部にこれを充当することができる。

(入札の方法)

第124条 入札は、入札執行の場所に本人又はその代理人が出席して行わなければならない。ただし、市長が特に指示した場合には、書留郵便をもって入札書を送付することができる。

2 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

3 前項の委任状には、委任事項及び期間を明記しなければならない。

(電子入札)

第124条の2 前条の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用した入札（以下「電子入札」という。）を行わせることができる。

2 前項の場合において、本市の使用に係る電子計算機（電子入札に係るものに限る。）に備えられた指定のファイルへの記録がされた時に、本市に入札書が到達したものとみなす。

3 前2項に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

(入札の無効)

第 125 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時まで、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで、所定の場所に到達しないもの
- (4) 入札書の記載事項が確認できないもの若しくは入札書記載の金額を加除訂正したもの又は氏名に押印（電子入札にあつては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名）のないもの
- (5) 電子入札にあつては、本市の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札
- (6) 一の入札に同一の入札者から 2 通以上の入札書が出されたもの
- (7) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(再度入札の公告)

第 126 条 入札者がいない場合又は落札者がいない場合若しくは落札者が契約を締結しない場合において、再度入札に付そうとするときはその旨を公告しなければならない。

2 第 121 条の規定は、前項の公告をする場合において準用する。

(予定価格)

第 127 条 予定価格は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書及び設計書等によって定めるものとし、その予定価格を記載した予定価格書を封書にして封印し、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 予定価格は、入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価について予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮してこれを定めなければならない。

4 予定価格は、変更することができない。ただし、入札に付しても落札者がいない

場合において、その後経済事情の変動等により、予定価格が明らかに不相当と認められるに至ったときは、この限りでない。

(最低制限価格)

第 128 条 令第 167 条の 10 第 2 項の規定により最低制限価格を設けたときは、前条第 1 項の予定価格書に当該最低制限価格を併せて記載するものとする。

(落札者の決定通知等)

第 129 条 落札者が決定したときは、口頭、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法）をもってその旨を落札者に通知するものとする。

2 落札者が前項の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 10 日以内に契約に必要な書類を提出のうえ契約又は仮契約を締結しなければならない。

3 契約保証金は、前項に規定する契約の締結と同時に（仮契約にあつては、第 104 条第 2 項に規定する通知を受けた日から 10 日以内に）納付しなければならない。

4 市長が特に認めたときは、前 2 項に規定する期間を延長することができる。

5 落札者が期間内に契約を締結しないときは、その落札は失効するものとする。

《指名競争入札関連》

(指名競争入札参加者の資格)

第 130 条 令第 167 条の 11 第 2 項の規定による指名競争入札参加者の資格は、市長が別に定める。

(指名競争入札参加者の指名)

第 131 条 指名競争入札に付そうとするときは、なるべく 5 人以上の入札者を指名しなければならない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第 132 条 第 120 条及び第 122 条から第 125 条まで並びに第 127 条及び第 129 条の規定は、指名競争入札をする場合について準用する。

※なお、指名競争入札については、同規則第 130 条を受けて、「競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱」「物品売買等の契約についての指名競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱」が定められている。

《随意契約関連》

(随意契約によることができるとする予定価格の範囲)

第133条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(障害者支援施設等との随意契約における手続)

第133条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次のとおりとする。

- (1) あらかじめ年度における契約の発注の見通しを公表すること。
- (2) 契約の締結前に、契約の内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申請方法その他市長が必要と認める事項を公表すること。
- (3) 契約の締結後に、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由その他市長が必要と認める契約の締結状況に関する事項を公表すること。

(見積書の提出等)

第134条 市長は、随意契約によろうとするときは、契約の相手方に契約事項、その他見積りに必要な事項を示し、2人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、法令等により価格が定められているものその他特に理由があると認められるものの契約については、1人の者から見積書を提出させるものとする。

2 市長は、前項の見積書記載の見積金額を適当と認めたときは、期日を定めて必要な書類を提出させ、契約を締結しなければならない。

(電子見積合わせ)

第134条の2 前条第1項に規定する見積書を電子情報処理組織（本市の使用に係る電子計算機と同項の規定により見積書を提出させる者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。）を使用して提出させる場合（以下「電子

見積合わせ」という。)については、電子見積合わせに参加する者の使用に係る電子計算機に必要な事項を入力させ、所定の日時まで、本市の使用に係る電子計算機に備えられた指定のファイルに記録させるものとする。

2 前項に定めるもののほか、電子見積合わせの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(随意契約の予定価格)

第 135 条 随意契約をしようとするときは、あらかじめ第 127 条の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。この場合において、当該契約が次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格書の作成を省略することができる。

(1) 法令に基づき取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約することが不可能又は著しく困難であると認められるとき。

(2) 予定価格が第 133 条各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額以下の場合であつて、予定価格書の作成を省略しても支障がないと認められるとき。

《せり売り関連》

(せり売り)

第 136 条 せり売りをする場合は、一般競争入札に関する規定を準用する。

(3) 契約の方式に関する重要な裁判例

①最高裁平成 18 年 10 月 26 日第一小法廷判決

～競争入札の指名について地元企業を優先することの可否～

本件は、昭和 60 年頃から継続して、ある地方公共団体の発注する公共工事を受注してきた土木建設業者（指名競争入札）が、平成 12 年度から「村外業者」であることを主たる理由として、指名を回避され入札に参加させてもらえなかったことは違法であるとして、国家賠償を求めた事案である。

最高裁は、原審の判決を破棄し、下記に示すように地元業者の優先指名が常に許されるわけではないと判示した。

「確かに、地方公共団体が、指名競争入札に参加させようとする者を指名するに当たり、〈1〉 工事現場等への距離が近く現場に関する知識等を有していることから契約の

確実な履行が期待できることや、〈2〉 地元の経済の活性化にも寄与することなどを考慮し、地元企業を優先する指名を行うことについては、その合理性を肯定することができるものの、〈1〉又は〈2〉の観点からは村内業者と同様の条件を満たす村外業者もあり得るのであり、価格の有利性確保（競争性の低下防止）の観点を考慮すれば、考慮すべき他の諸事情にかかわらず、およそ村内業者では対応できない工事以外の工事は村内業者のみを指名するという運用について、常に合理性があり裁量権の範囲内であるということはできない。」

②最高裁昭和62年3月20日第二小法廷判決

～競争入札に適するか否かの判断基準～

本件は、ごみ処理施設の建設工事請負契約について、4社から見積もりをとったところ、3番目に見積金額が安かった会社と随意契約を締結した行為が、地方自治法施行令第167条の2第1項の列举事由に該当せず違法であるとして住民訴訟を提起した事案である。

最高裁は、同項にいう「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、「不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。」と判示した。

また、上記要件の解釈に裁量が認められるかという点については、「契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えて

いる前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」と示している。

本判決以降、各裁判所は基本的には本判決の枠組みに沿って随意契約の許容性の違法性判断をしているが、①実体的に著しい不合理性がある場合、②契約時点における調査・検討を怠って漫然と随意契約により契約を締結し、その判断の合理性を全く示すことができない場合、③不公正な動機に基づくことが判明した場合を違法とすることが示されている。

例えば、平成14年6月12日前橋地方裁判所判決では、地方公共団体が造園業者との間で、随意契約の方法により植栽工事請負契約を締結した事案において、随意契約の相手方の調査は行ったが、他の業者の調査や比較は行わなかったことから、契約とこれに基づく公金支出が違法であると判断している。

また、平成16年12月9日大阪高等裁判所判決では、地方公共団体が土地家屋調査士の団体、司法書士の団体及び測量業者の団体に対して公共土木事業用地の取得に伴う登記、測量及び調査等の業務を包括的に委託する契約を随意契約の方法により締結した事案において、不特定多数の者の参加を求めて競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではないという事情は見当たらないとして、裁量権の逸脱、濫用があると判断した。

さらに、平成23年1月21日佐賀地方裁判所判決では、既存業者と浄化槽維持管理等の業務委託契約を随意契約の方法により締結したことが地方自治法第234条等に違反するとして住民訴訟が提起された事案において、一般廃棄物処理業者に対する支援の方法として代替業務を独占的に提供する随意契約を締結するためには、当然考慮すべき事項につき検討された形跡がないとして違法と判断された。

しかし、その控訴審である平成24年4月12日福岡高等裁判所判決では、地方公共団体における下水道普及率や浄化槽の保守点検業務や清掃業務に関するこれまでの経緯、当該随意契約の内容や委託を受けた業者の経営状況などの事情を考慮すると、契約担当者の合理的な裁量判断の範囲内であるとして、原審判決を破棄した。

(4) 契約手続のフロー

宮崎市における契約手続の概要は次のとおりである（設計金額が 130 万円を超える建設工事及び設計金額が 50 万円を超える設計委託が対象の場合）。

設計図書・図面・仕様書等の作成及び決裁



執行伺いの起案



執行伺の決裁及び入札・契約締結依頼

入札の場合…上記図書のほか入札契約締結依頼書などを提出

随意契約の場合…上記図書のほか随契締結依頼書・随契理由書などを提出



契約課による入札・契約事務

(処理内容) ①指名業者選定案の作成

②大・小委員会審議

③指名業者決定決裁

④設計図書等の電子データを入札情報サービスシステムに登録

⑤電子入札システムで指名通知

⑥予定価格書作成

⑦電子入札の執行（落札者の決定）

⑧「契約締結伺・支出負担行為書」の起案・決裁

⑨契約書作成、関係書類一式を担当課へ送付



工事（委託業務）着手



前払金・中間前払金の支払



変更執行伺の起案及び決裁



契約課における変更契約事務



工事完成及び検査

- (処理内容) ①工事完成届
②検査命令
③検査調書・評定表・工事成績採点表の作成



検査合議



代金支払

第2 委託料の推移等

1 委託料の推移

決算額及び委託料 (単位：百万円、%)

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
決算額	251,182	255,924	257,386	264,747	274,510
委託料	12,750	11,978	12,640	13,473	13,946
委託料率	5.08	4.68	4.91	5.09	5.09

(出典：市決算書、委託料には指定管理料は含まれていない。)

※委託料率は決算額に占める委託料の割合をいう。

5年間の委託料の推移から平成25年度から委託料及び委託料率ともに増加傾向にあることがわかる。平成27年度は平成24年度と比較して、19億円ほど増加している。

2 委託契約の部課等別の内訳

委託契約の部課別内訳 (平成27年度) (単位：千円)

	部	課	件数	金額
1	環境部	廃棄物対策課	110	2,550,109
2	健康管理部	健康支援課	176	1,961,122
3	環境部	環境業務課	50	1,307,793
4	総務部	情報政策課	78	1,264,057
5	福祉部	長寿支援課	88	889,179
6	教育委員会	生涯学習課	116	585,595
7	建設部	道路維持課	87	495,677
8	教育委員会	保健給食課	143	472,782
9	税務部	国保年金課	50	358,798
10	建設部	住宅課	107	344,302
11	企画財政部	管財課	252	250,217
12	福祉部	介護保険課	24	234,965
13	農政部	農村整備課	86	228,465

14	都市整備部	公園緑地課	139	211,811
15	福祉部	障がい福祉課	35	188,173
16	地域振興部	地域コミュニティ課	197	183,343
17	建設部	土木課	117	162,159
18	企画財政部	秘書課	12	124,812
19	都市整備部	区画整理課	87	116,463
20	教育委員会	学校施設課	134	110,258
21	都市整備部	景観課	42	103,905
22	消防局	総務課	64	95,852
23	地域振興部	文化スポーツ課	59	93,908
24	清武総合支所	清武・建設課	87	89,465
25	佐土原総合支所	佐土原・建設課	53	84,056
26	福祉部	子ども課	47	83,848
27	農政部	市場課	32	79,019
28	税務部	資産税課	16	77,716
29	総務部	人事課	36	73,236
30	教育委員会	文化財課	79	68,207
31	福祉部	子育て支援課	39	62,964
32	健康管理部	保健医療課	29	61,128
33	教育委員会	教育情報研修センター	20	60,300
34	高岡総合支所	高岡・建設課	77	58,127
35	都市整備部	市街地整備課	51	56,725
36	地域振興部	市民課	59	54,774
37	福祉部	社会福祉課	9	51,943
38	農政部	森林水産課	20	51,298
39	健康管理部	保健衛生課	15	50,189
40	観光商工部	商業労政課	11	48,951
41	観光商工部	スポーツランド推進室	6	40,587
42	福祉部	福祉総務課	10	40,210

43	地域振興部	生活安全課	61	39,219
44	教育委員会	学校教育課	23	32,276
45	税務部	市民税課	5	30,615
46	観光商工部	観光戦略課	32	30,319
47	田野総合支所	田野・建設課	41	28,305
48	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	32	27,766
49	環境部	環境保全課	19	25,138
50	総務部	危機管理局危機管理課	19	21,376
51	その他		212	184,317
合 計			3,393	13,945,821

※上記の委託契約には指定管理は含まれていない。

上記の表から、環境部（廃棄物対策課、環境業務課）、健康管理部（健康支援課）、総務部（情報政策課）、福祉部（長寿支援課）が上位を占めているのがわかる。

3 次の項目について、各部課等にアンケートをした結果は次のとおりである。

(1) 3年以上の長期契約を行っている委託事務について

3年以上の長期契約を行っている委託事務について				(単位：件数、千円)		
No.	部	課	件数	H27支出負担 行為額	H26支出負担 行為額	H25支出負担 行為額
1	環境部	環境業務課	12	733,976	501,265	164,477
2	教育委員会	保健給食課	32	336,240	192,417	55,064
3	福祉部	障がい福祉課	2	72,811	69,267	0
4	総務部	人事課	4	56,572	56,572	0
5	税務部	資産税課	1	23,742	0	0
6	教育委員会	教育情報研修センター	2	21,160	21,598	19,977
7	教育委員会	学校施設課	10	12,404	12,398	12,053
8	税務部	納税管理課	1	12,041	9,900	9,075
9	教育委員会	生涯学習課	3	11,966	11,680	11,819
10	地域振興部	市民課	2	4,334	0	0
11	農政部	農村整備課	4	1,983	1,555	1,512
12	議会事務局	議会事務局総務課	1	1,606	1,606	0
13	環境部	廃棄物対策課	5	1,436	814	353
14	企画財政部	管財課	4	1,082	402	202
15	健康管理部	医療介護連携課	2	862	862	838
16	健康管理部	健康支援課	1	855	855	416
17	地域振興部	地域コミュニティ課	8	842	842	782
18	高岡総合支所	高岡・農林水産課	2	375	375	0
19	都市整備部	区画整理課	1	298	298	290
20	地域振興部	生目地域センター	1	78	78	76
合 計			98	1,294,665	882,784	276,933

上記の表から、環境部（環境業務課）、教育委員会（保健給食課）、福祉部（障がい福祉課）が上位を占めているのがわかる。

(2) 3年以上にわたって同一事業者と随意契約を行っている委託事務について

No.	部	件数	H27支出負担 行為額	H26支出負担 行為額	H25支出負担 行為額
1	環境部	67	3,189,916	2,990,756	2,983,809
2	健康管理部	50	1,894,289	1,901,261	1,663,544
3	福祉部	202	1,179,596	1,328,371	1,274,323
4	教育委員会	143	639,046	607,429	593,088
5	税務部	36	305,377	262,613	265,947
6	建設部	26	285,283	275,551	247,932
7	総務部	34	245,702	289,228	235,080
8	企画財政部	35	156,096	154,800	87,061
9	地域振興部	131	150,440	144,226	134,431
10	農政部	56	103,011	90,337	95,383
11	消防局	24	61,259	56,609	45,685
12	都市整備部	11	59,047	57,726	53,178
13	観光商工部	15	25,338	25,641	24,714
14	出納室	1	13,956	15,779	15,828
15	高岡総合支所	51	10,217	10,185	9,665
16	議会事務局	4	10,067	10,025	9,737
17	選挙管理委員会	13	4,308	4,353	4,766
18	清武総合支所	44	3,994	4,738	2,859
19	佐土原総合支所	11	2,354	2,404	2,340
20	田野総合支所	7	945	933	966
21	農業委員会	1	743	847	823
	合 計	962	8,340,985	8,233,814	7,751,159

上記の表から環境部、健康管理部、福祉部が上位を占めているのがわかる。

(3) 次の一覧表は3年以上にわたって同一事業者と随意契約を行っている委託事務について、上記一覧表を各部、委員会、支所等の各担当課等に示した内訳である。

3年以上にわたって同一事業者と随意契約を行っている委託事務について			(部課等別一覧)		
部	課	件数	H27支出負担	H26支出負担	H25支出負担
			行為額(円)	行為額(円)	行為額(円)
企画財政部	財政課	2	933,120	933,120	921,900
企画財政部	秘書課	2	100,008,000	98,405,280	31,922,100
企画財政部	管財課	30	54,336,790	54,679,261	53,188,330
企画財政部	企画政策課	1	818,000	781,984	1,029,000
企画財政部	小計	35	156,095,910	154,799,645	87,061,330
総務部	契約課	2	2,008,249	1,894,320	1,967,868
総務部	総務法制課	4	4,605,228	4,605,228	4,477,305
総務部	危機管理局 危機管理課	5	2,892,857	2,913,657	2,844,000
総務部	情報政策課	22	180,453,444	224,072,752	225,790,401
総務部	人事課	1	55,742,256	55,742,256	0
総務部	小計	34	245,702,034	289,228,213	235,079,574
税務部	国保収納課	4	8,207,115	6,631,962	6,316,917
税務部	国保年金課	22	249,935,467	218,499,586	224,955,386
税務部	資産税課	10	47,234,840	37,481,680	34,674,750
税務部	小計	36	305,377,422	262,613,228	265,947,053
地域振興部	住吉地域センター	1	22,680	22,680	22,050
地域振興部	赤江地域センター	1	22,680	22,680	22,050
地域振興部	北地域センター	1	22,680	22,680	22,050
地域振興部	生活安全課	19	22,874,018	23,854,839	23,523,590
地域振興部	青島地域センター	1	22,680	22,680	22,050
地域振興部	地域コミュニティ課	72	81,998,999	78,743,945	75,653,925
地域振興部	市民課	6	12,702,226	9,822,655	3,937,068
地域振興部	文化スポーツ課	28	32,728,546	31,668,301	31,184,184
地域振興部	生目地域センター	1	22,680	22,680	22,050
地域振興部	木花地域センター	1	22,680	22,680	22,050
地域振興部	小計	131	150,439,869	144,225,820	134,431,067
環境部	環境業務課	17	548,178,636	519,109,756	390,665,583
環境部	環境保全課	5	3,461,094	3,390,480	3,661,212
環境部	廃棄物対策課	45	2,638,275,873	2,468,255,988	2,589,481,791
環境部	小計	67	3,189,915,603	2,990,756,224	2,983,808,586
福祉部	介護保険課	3	13,592,741	163,616,328	159,473,685
福祉部	障がい福祉課	24	174,779,157	172,755,368	141,199,107
福祉部	子ども課	17	55,843,076	57,655,491	58,975,554
福祉部	子育て支援課	33	48,561,678	48,185,120	48,018,528
福祉部	社会福祉課	2	1,607,148	1,612,548	1,588,230
福祉部	長寿支援課	123	885,211,850	884,546,138	865,068,045
福祉部	小計	202	1,179,595,650	1,328,370,993	1,274,323,149

健康管理部	保健衛生課	7	15,801,482	16,219,838	15,718,988
健康管理部	医療介護連携課	1	531,360	531,360	516,600
健康管理部	健康支援課	37	1,858,132,074	1,865,133,607	1,628,474,624
健康管理部	保健医療課	5	19,824,212	19,376,579	18,833,991
健康管理部	小計	50	1,894,289,128	1,901,261,384	1,663,544,203
農政部	市場課	15	23,407,164	21,950,784	20,203,825
農政部	農業振興課	1	250,000	250,000	250,000
農政部	農政企画課	2	716,040	668,520	672,735
農政部	農村整備課	29	46,497,259	35,785,167	32,184,041
農政部	森林水産課	9	32,140,884	31,682,900	42,072,706
農政部	小計	56	103,011,347	90,337,371	95,383,307
観光商工部	スポーツランド推進室	1	17,380,000	17,800,000	17,699,850
観光商工部	観光戦略課	2	2,666,000	2,665,160	2,665,250
観光商工部	工業政策課	11	3,802,357	3,685,979	3,359,341
観光商工部	商業労政課	1	1,490,000	1,490,000	990,000
観光商工部	小計	15	25,338,357	25,641,139	24,714,441
建設部	建築課	2	1,253,880	1,258,200	1,223,250
建設部	用地管理課	1	252,720	252,720	245,700
建設部	道路維持課	2	1,291,094	1,291,094	1,237,920
建設部	住宅課	7	271,943,862	261,821,182	233,702,073
建設部	土木課	14	10,541,530	10,927,469	11,522,826
建設部	小計	26	285,283,086	275,550,665	247,931,769
都市整備部	建築指導課	1	22,680	22,680	22,050
都市整備部	公園緑地課	1	7,776,000	7,765,551	8,547,000
都市整備部	都市計画課	2	583,200	583,200	561,750
都市整備部	区画整理課	2	10,509,836	8,679,740	8,168,580
都市整備部	景観課	5	40,155,617	40,674,787	35,878,974
都市整備部	小計	11	59,047,333	57,725,958	53,178,354
佐土原総合支所	佐土原・市民福祉課	1	22,680	22,680	22,050
佐土原総合支所	佐土原・農林水産課	3	923,409	933,036	905,744
佐土原総合支所	佐土原・地域総務課	3	703,880	692,688	675,180
佐土原総合支所	佐土原・建設課	4	704,064	755,904	737,400
佐土原総合支所	小計	11	2,354,033	2,404,308	2,340,374
田野総合支所	田野・農林水産課	4	471,573	434,389	466,868
田野総合支所	田野・地域総務課	3	473,040	498,150	499,222
田野総合支所	小計	7	944,613	932,539	966,090
高岡総合支所	高岡・地域総務課	10	1,324,783	1,320,862	901,279
高岡総合支所	高岡・建設課	30	8,369,126	8,345,988	8,247,470
高岡総合支所	高岡・農林水産課	11	522,824	518,295	515,857
高岡総合支所	小計	51	10,216,733	10,185,145	9,664,606

清武総合支所	清武・建設課	25	1,589,324	1,625,171	1,557,356
清武総合支所	清武・市民福祉課	1	36,720	36,720	35,700
清武総合支所	清武・地域総務課	5	508,509	480,427	351,227
清武総合支所	清武・農林水産課	13	1,859,670	2,595,680	914,236
清武総合支所	小計	44	3,994,223	4,737,998	2,858,519
出納室	出納室	1	13,956,496	15,779,312	15,827,551
議会事務局	議会事務局総務課	4	10,066,608	10,024,660	9,736,745
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	13	4,308,074	4,353,434	4,765,589
農業委員会	農業委員会事務局	1	743,040	846,720	823,200
教育委員会	学校教育課	3	7,303,280	4,441,280	4,356,800
教育委員会	企画総務課	3	3,266,093	3,393,204	3,312,384
教育委員会	学校施設課	3	3,693,200	0	0
教育委員会	教育情報研修センター	11	21,880,320	21,545,520	19,861,800
教育委員会	生涯学習課	77	507,118,653	482,601,237	473,699,059
教育委員会	文化財課	26	8,346,855	8,407,828	7,851,520
教育委員会	保健給食課	20	87,437,229	87,040,407	84,006,602
教育委員会	小計	143	639,045,630	607,429,476	593,088,165
消防局	警防課	12	4,098,000	4,126,000	5,299,000
消防局	指令課	3	53,103,600	48,382,704	36,218,700
消防局	総務課	9	4,057,812	4,100,760	4,167,285
消防局	小計	24	61,259,412	56,609,464	45,684,985

(3) 再委託（一部または全部）を承諾している委託事務について

再委託（一部または全部）を承諾している委託事務について				(単位：件数、千円)
No.	部	課	件数	H27支出負担 行為額
1	総務部	情報政策課	32	1,113,029
2	総務部	人事課	4	56,572
3	福祉部	介護保険課	2	49,496
4	地域振興部	市民課	4	36,937
5	環境部	廃棄物対策課	1	31,536
6	税務部	国保年金課	4	28,581
7	都市整備部	公園緑地課	1	12,755
8	福祉部	障がい福祉課	2	9,530
9	税務部	市民税課	1	9,493
10	企画財政部	企画政策課	1	6,700
11	企画財政部	管財課	1	6,137
12	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	2	4,964
13	観光商工部	観光戦略課	1	4,375
14	税務部	資産税課	4	4,226
15	健康管理部	健康支援課	1	2,160
16	福祉部	子育て支援課	1	1,820
17	農政部	森林水産課	1	1,200
18	福祉部	福祉総務課	1	618
19	地域振興部	赤江地域センター	1	124
	合 計		65	267,224

上記の表から、特に総務部（情報政策課、人事課）が多く、次に福祉部（介護保険課）、地域振興部（市民課）が多くなっているのがわかる。

監査対象の抽出は平成27年度委託業務の一覧表（情報政策課作成）から外郭団体の委託契約、委託業務1件につき契約額が1億円以上及び再委託されている委託契約を抽出並びに任意に抽出した委託契約を監査対象とした。

第3章 宮崎市における外部委託事業及び監査結果

第1 宮崎市当直業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市当直業務委託
- ・担当課 企画財政部管財課
- ・受注者 一般社団法人宮崎市庁友会
- ・委託料 14,346,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

宮崎市当直業務実施要領には次のように記載されている（以下、抜粋）。

(1) 委託業務の実施時間 平日 17時00分から翌日8時30分

閉庁時 8時30分から翌日8時30分

(2) 委託業務の実施内容

①巡視関係 巡視時間及び巡視箇所 平日4回 庁舎内・庁舎外

閉庁時8回 庁舎内・庁舎外

②本庁舎及び庁舎内の設備の保安及び監守関係

③市宛ての文書等の受領及び保管関係

④その他の業務 電話対応及び各課への取次ぎ、移送費の取扱い、行旅病人（死亡人）等発生時の関係職員への連絡、感染症発生時の関係職員への連絡等

(3) 大型連休及び年末年始の業務

(4) 当直室に備える書類等

(5) 管財課に引き継ぐ物

3 内容検討

(1) 当委託業務は随意契約であり、宮崎市当直業務実施要領から宮崎市本庁舎の警備業務が主な業務と思われるので、警備会社を含めた指名競争入札にしない理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。（回答1）

本庁舎当直業務は、業務内容が警備業務だけでなく、全庁の業務内容にかかる電話対応、戸籍関係や現金の取り扱いもあるため、業務内容に精通し、職員教育も十分されており、実績のある宮崎市庁友会に委託することが適当と考えている。

また、委託契約書第8条では受注者は、受注者の派遣する委託業務の従事者（以下「当直員」という。）については、事前に当直員の経歴書（写真添付）、健康診断及び住民票の写し、その他必要な事項を発注者に提出しなければならないと記載されているので当直員の履歴書等の提出を求めた。

担当課の回答は次のとおりである。（回答2）

経歴書・健康診断書については、別紙のとおり。
住民票については記載誤り。他の警備業務では住民票の提出は求めておらず、整合性を図るため平成28年度からは削除している。

宮崎市当直業務実施要領には庁舎内外の巡視があり、この委託業務は警備業務に抵触する部分があり、警備業法の規定の適用についての見解を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。（回答3）

宮崎市当直業務においては、時間外の市民来庁時（手続き等）の対応、電話対応などを主とした管理業務であり、警備業法には当たらないと考えている。なお、当直業務の委託先である「宮崎市庁友会」は公安委員会の認定は受けていないとのこと。

当委託契約は業務内容が警備業務だけでなく、電話対応等の業務が含まれている。回答1では業務内容に警備業務が含まれると認識し、また回答2では他の警備業務との整合性を図っているが、回答3では当委託業務は管理業務であり、警備業法に当たらないとしている。しかし、警備業法では警備業務は事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務であり、当委託業務と警備業務は重なる部分があると思われる。

(2) 委託契約書第7条に委託料は4回払とし、委託料は、四半期に分割し、それぞれ当該期の初日の20日までに支払うものとするため、部分払をしないで、前金払をしている理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

財務規則第69条に基づき、前金払を採用しているため。

委託料の支出区分である前金払について尋ねたところ、上記の回答であるため、その条文

が適用されると判断する資料の提示を求めた。

担当課の回答は次のとおりである。

宮崎市財務規則第 69 条ではなく、地方自治法施行令第 163 条第 2 号の誤りでした。

前金払について、該当条文を採用した根拠を示してほしかったが、回答を得られなかった。

4 監査結果

(意見 1)

当委託業務は当直業務とされているが、内容を検討すると、警備業務も含まれると思われるので警備業法に則り、委託契約を改善されたい。

参考

警備業法（抜粋）

(定義)

第二条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

- 一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 四 人の身体に対する危害の発生を、その身边において警戒し、防止する業務

宮崎市財務規則（抜粋）

(前金払のできる経費の指定)

第 69 条 (1) 前金をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼす請負、買入れ又は借入れに要する経費

地方自治法施行令（抜粋）

第 163 条次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。

- 二 補助金、負担金、交付金及び委託費

第2 宮崎市第5駐車場及び松橋駐車場管理業務委託

1 委託業務の名称 宮崎市第5駐車場及び松橋駐車場管理業務委託

- ・担当課 企画財政部管財課
- ・受注者 一般社団法人宮崎市庁友会
- ・委託料 18,389,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

業務委託実施要領には、次のように記載されている（以下、抜粋）。

(1) 管理の場所

- ・第5駐車場 第5駐車場への誘導路、出入口
- ・松橋駐車場 管理棟、出入口

(2) 業務の内容

- ・第5駐車場 駐車場の車両整理、来庁者の庁舎案内
- ・松橋駐車場 公用車の貸出し（車両の鍵の管理及び受渡し、運転日誌、日常点検結果表の記載状況の確認及び受渡し、配車申請及び計画表に基づく適正な貸出、給油券の発行及び半券の回収）

・駐車場の車両の管理（車両の施錠の確認、車両の棄損状況の確認及び報告、駐車場の開・施錠、来館者の宮崎市民プラザへの案内）

(3) 勤務時間

- ・第5駐車場の勤務時間は午前8時00分から午後5時30分とする。
- ・松橋駐車場の勤務時間は午前8時00分から午後10時30分とする。

(4) 残留車の処理

- ・第5駐車場 残留車が発生しないように努めること。
残留車が発生した場合、車両ナンバーを確認し、第二庁舎及び第三庁舎の警備員へ引き継ぐこと。
- ・松橋駐車場 残留車が発生しないように努めること。
残留車が発生した場合、車両ナンバーを確認し、適宜対応すること。

(5) 報告

- ・第5駐車場 整理状況は、翌日、整理日誌によって報告すること。
- ・松橋駐車場 管理日誌によって報告すること。

3 内容検討

随意契約理由書には随意契約を必要とする理由が記載されている。指名競争入札にしても、この業務は履行されると思われるため、今後随意契約以外の方法の検討の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

公用車や金券であるガソリン券を多く管理し、市民プラザとの連携等もあり、現段階では随意契約以外の方法は検討していない。

随意契約理由書には随意契約を必要とする理由には次のように記載されている。

当業務は第5駐車場の誘導、整理、松橋駐車場の誘導、整理及び公用車の管理を行っている。松橋駐車場は市民プラザ利用者駐車場の他、80台の公用車があり、鍵や日誌の管理や、配車の計画だけでなく給油券の発行や半券の回収などの事務も行っている。給油券は金券であり多額の金額を取り扱っていることや、第5駐車場との連携も必要になることから、市の業務に精通していて、他の職員への教育も十分されている一般社団法人宮崎市庁友会に委託することが適当と考える。

随意契約を必要とする理由の内容は、警備会社が行える業務と考えられるので、当委託業務について競争入札方式の採用を検討することが望まれる。

4 監査結果

(意見2)

当委託業務は随意契約を必要とする理由の内容を検討すると、警備会社が十分行える業務と考えられるので、当委託業務について競争入札方式の採用を検討されたい。

第3 宮崎市庁舎消防用設備点検業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市庁舎消防用設備点検業務委託

- ・担当課 企画財政部管財課
- ・受注者 株式会社桂防災管理
- ・委託料 2,268,000 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

本庁舎、第二庁舎、第三庁舎および会議室棟の消防法に基づく年 2 回の保守点検

3 内容検討

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書の日付の修正が、修正ペンでなされており、点検期間が未記入である。

4 監査結果

（意見 3）

受注者が提出する点検結果報告書の日付が修正ペンで修正されていた。訂正印もなく、市が修正したのか受注者が修正したのかわからない状況である。

契約書第 10 条により、受注者は点検を実施した時は、ただちに点検表、その他の関係書類を添えてその結果を報告しなければならないし、第 11 条で委託業務完了のための検査に合格した時は、発注者に対して委託料の支払いの請求をし、発注者は支払請求があった時は、その日から 30 日以内に受注者に委託料を支払わなければならないため、日付の記入は重要な手続きである。

したがって、修正を行う場合は修正ペンを用いず、二重線を引いて訂正印を押すべきである。

第 4 宮崎市本庁舎外空調機保守点検業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市本庁舎外空調機保守点検業務委託
- ・担当課 企画財政部管財課
- ・受注者 株式会社大宝

- ・委託料 1,285,200 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

宮崎市本庁舎と各地域センターの空調機の年2回の保安点検業務

3 内容検討

仕様書に、受注者は保守点検を実施した時は保守点検報告書を提出し、発注者の確認を受けるものとする。とある。

前点検（H27.11.4～H27.11.6）、シーズン中点検（H28.2.8～H28.2.9）の報告書には、確認を受けているかどうかの印鑑等が押されていないため不明である。

4 監査結果

（意見4）

保守点検報告書は受注者が委託料の支払いを受けるために、重要な文書である。そのため、確認印を押す必要があり、重要な手続きである。確認印の漏れがないよう注意されたい。

第5 宮崎市本庁舎昇降機保守点検業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市本庁舎昇降機保守点検業務委託
- ・担当課 企画財政部管財課
- ・受注者 フジテック株式会社西日本支社九州支店
- ・委託料 1,782,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・委託業務方式 遠隔点検付きフルメンテナンス契約
- ・保守点検の台数及び実施回数

(1) 台数 乗用 2 台

(2) 回数 月 1 回

・委託業務の範囲等

受託者は、受託業務を委託者の職員の指示に従い、次のとおり実施しなければならない。

(1) 毎月定期的に技術者を派遣し、エレベーターを正常かつ良好な運転状態に保つよう点検作業を行わなければならない。

(2) 前技術者は、特に訓練された作業員及び専門の検査員に従事させなければならない。

(3) 受託者は委託者の指示又は受託者の判断により必要と認められた場合は、次の構成部品の修理又は取替を受託者の負担により行うものとする。

①機械室関係…巻上機・巻上電動機・制御盤・調速機等

②昇降路関係…ワイヤーロープ・レール・終点スイッチ・配管・配線等

③乗場関係……ハンガーローラ・戸閉仕掛・乗場押ボタン等

④かご関係……ドアマシン・セーフティシュー・ガイドシュー等

⑤その他……電話機及び電池・非常ベル等

ただし、修理又は部品の取替え範囲はエレベーターを通常に使用する場合に生じる摩耗及び劣化に限るものとし、宮崎市の取扱不注意、不適当な使用・管理及び地震・類焼・爆発その他の不可抗力の事故により発生する修理又は取替工事は、宮崎市の負担とする。

3 随意契約理由

本庁舎の昇降機は毎日多くの人間が利用し、事故等があれば人命に関わることもあるため、安全性が特に重要視される。

この設備は平成 26 年度に更新工事を行っている。毎日多数の来庁者が利用し、運転停止することが難しいため、フルメンテナンス契約の方が望ましい。

また、本体にはエラーを自動で記憶させる装置も付いており、そのデータを読み取る事で、不良箇所や交換部品の特定、詳細点検箇所の把握ができる。データはメーカー系の業者以外には読み取る事はできない。その他、付加仕様として地震時管制運転装置、停電時自動着床装置も設置しており、これらすべての点検が実施できるのはフジテック株式会社西日本支社九州支店のみであるため、同社と随意契約を締結する。

4 内容検討

仕様書の機種詳細の付加仕様について、設計書では第1号対価表に停電時自動着床装置、第2号対価表に自家発管制運転装置が反映されていない理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

平成26年度末にエレベーターの更新工事を行っており、仕様が設計書に反映されていなかったため。現在は是正済み。

5 監査結果

(意見5)

付加仕様については、随意契約理由書にも記載されているにもかかわらず、設計書に反映されていないということは契約金額が適正でないと疑念が生じかねない。今後、仕様書にしたがって設計書の作成をされたい。

第6 宮崎市第二庁舎昇降機保守点検業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市第二庁舎昇降機保守点検業務委託
- ・担当課 企画財政部管財課
- ・受注者 三菱電気ビルテクノサービス株式会社九州支社
- ・委託料 1,697,760円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

- ・委託業務方式 フルメンテナンス契約
- ・保守点検の台数及び実施回数
 - (1) 台数 乗用2台
 - (2) 回数 月2回
- ・委託業務の範囲等

受託者は、受託業務を委託者の職員の指示に従い、次のとおり実施しなければならない。

(1) 毎月定期的に技術者を派遣し、エレベーターを正常かつ良好な運転状態に保つよう点検作業を行わなければならない。

(2) 前技術者は、特に訓練された作業員及び専門の検査員を従事させなければならない。

(3) 受託者は委託者の指示又は受託者の判断により必要と認められた場合は、次の構成部品の修理又は取替を受託者の負担により行うものとする。

①機械室関係…巻上機・巻上電動機・制御盤・調速機等

②昇降路関係…ワイヤーロープ・レール・終点スイッチ・配管・配線等

③乗場関係……ハンガーローラ・戸閉仕掛・乗場押ボタン等

④かご関係……ドアマシン・セーフティシュー・ガイドシュー等

⑤その他……電話機及び電池・非常ベル等

ただし、修理又は部品の取替え範囲はエレベーターを通常に使用する場合に生じる摩耗及び劣化に限るものとし、宮崎市の取扱不注意、不適切な使用・管理及び地震・類焼・爆発その他の不可抗力の事故により発生する修理又は取替工事は、宮崎市の負担とする。

3 随意契約理由

第二庁舎の昇降機は、毎日多くの人間が利用し、事故等があれば人命に関わることもあるため、安全性が特に重要視される。

この設備は設置後 22 年を経過しており、部品等の取替え時期に来ているため、部品代も含んだフルメンテナンス契約の方が望ましい。

また、メーカーによるリモート点検装置（遠隔操作点検）を設置している。この装置による点検は、誰も利用しない時間帯に遠隔操作によりエレベーターを作動させ、運転状況を把握するなど、保守点検の大きな部分を占めている。この装置はメーカー系の保守業者以外に設置することができない。また、付加仕様として地震時管制運転装置、自家発管制運転装置、停電時自動着床装置も設置しており、これらすべての装置の点検が実施できるのは三菱電機ビルテクノサービス株式会社九州支社のみであるため、同社と随意契約を締結する。

4 内容検討

本庁舎保守点検業務委託の設計書と第二庁舎昇降機保守点検業務委託の設計書において、数量（歩係り）が相違しているため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本庁舎と第二庁舎では機種の種類や運転速度や停止階数が相違するため。

5 監査結果

(意見6)

本業務委託の設備は、設置後 22 年を経過しており更新の時期を迎えているため、契約の変更を検討されたい。確かに本業務委託の履行には、一定の技術と経験が必要と認められる。しかし、対象となるエレベーターのメーカーと異なる業者が保守点検を行うという事例が一般に多く見受けられることを踏まえると（現在はエレベーターのメーカーでなければ、その後保守点検業務に支障がでるとの見解は否定されている。）、随意契約理由に合理的根拠があると言えるか再検討されたい。

随意契約から競争入札に変更見直した場合でも、実質的に競争原理を制限することのないように注意されたい。例えば、特定業者のエレベーターに対する保守メンテナンス経験の指定や当該業務を 1 年以上継続した履行経験を入札参加資格とするようなことを検討されたい。

第 7 宮崎市高岡総合支所清掃業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市高岡総合支所清掃業務委託
- ・担当課 企画財政部管財課
- ・受注者 有限会社宮崎ビル保全
- ・委託料 4,860,000 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

仕様書には次のような記載がある（以下、抜粋）。

- ・作業時間
 - (1) 作業時間は、午前 8 時 00 分から午後 4 時 30 分までとする。
 - (2) 作業は、効果的かつ迅速に行い、疎漏が無いようにするものとする。
- ・清掃作業員
 - (1) 清掃作業は、日常清掃と定期清掃に区分し、日常清掃について 2 名を常駐し、作業員が作業に従事する場合は、一定の名札及び作業服を着用するものとする。

(2) 作業主任者は、清掃の状態を把握するため、常に見回り必要に応じて作業員に清掃させるものとする。

3 内容検討

(1) 委託契約書に 1,000 円の印紙が貼付されているため、契約金額から 2,000 円の印紙の貼付が正しいのではないかと尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

お見込みのとおり。今後は是正する。

(2) 清掃作業は日常清掃と定期清掃に区分されているが、日報等に定期の清掃欄にチェックがないため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

地域総務課職員が確認しているが報告書の記載徹底がされていないため、今後は是正指導する。

(3) 定期清掃等を行う場合には作業実施計画書を提出することになっているため、その計画書の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

提出がないため、今後は是正指導する。

4 監査結果

(指摘事項 1)

委託契約金額は 4,860,000 円（内消費税 360,000 円）の場合の印紙代は 2,000 円であるが、1,000 円が貼付されている。印紙税法の取扱いについて受注者に指導すべきである。

(指摘事項 2)

契約書第 15 条に、受注者は仕様書に基づいて作業実施計画書を作成し、速やかに発注者に提出し、その承認を受けなければならないと規定があるが、その提出がないため契約違反となる。

(意見 7)

定期清掃に関しては、日報等に定期の清掃欄にチェックがないため、地域総務課職員の確認印もない。作業実施計画書は発注者が清掃作業報告書を受理した後の委託業務の完了の確

認のための検査結果を決める資料となり、重要な文書であるため、今後は是正されたい。

第8 宮崎市第四庁舎清掃業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市第四庁舎清掃業務委託
- ・担当課 企画財政部管財課
- ・受注者 株式会社文化コーポレーション
- ・委託料 7,452,000 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

宮崎市役所第四庁舎における日常清掃及び臨時清掃を委託するものであり、仕様書には第四庁舎外部のガラス清掃業務も含まれていた。

3 内容検討

- (1) 契約書第12条には、「受注者は、委託業務を完了したときは、作業実施の内容をその都度記録し、作業実施の翌日に発注者に対して委託業務の完了報告書（以下「清掃作業報告書」という。）を提出しなければならない。」と規定されているが、担当課の提供書類上それら全てが確認できなかったため、契約書どおりの受領の有無について尋ねた。担当課の回答は次のとおりである。

日常清掃に関しては、毎日報告書の提出を受けているが、定期清掃については、報告書の記載徹底がされていないため、今後は是正指導します。

- (2) また、契約書第13条第1項には、「発注者は、清掃作業報告書を受領したときは、その日から5日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行うものとする。」と規定されているが、かかる検査が実施されていたのか不明だったので、担当課に対して完了検査の実施状況を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

清掃の報告を受け、その都度現場確認をしていますが報告書についても今後検査の徹底

を行います。

(3)仕様書の第7項には、「作業実施計画書」と題して「臨時清掃等を行う場合は、作業実施計画書を提出する。」と規定されているが、かかる計画書は見当たらなかった。

4 監査結果

(意見8)

清掃業務委託については、契約書について典型的なひな形が使用されていると思われるが、第12条にいう「委託業務が完了したとき」は、1年間の業務終了時を指すのか、毎日の清掃業務が終了した時を指すのか不明確であり、混乱を招いている。

すなわち、1年と考えると、「作業実施の翌日に発注者に対して・・・」という文言と整合性が無い。1日と考えると、第13条の5日以内に完了検査を行うとする部分と相違する。

検査のあり方及び必要性も考慮のうえ、文言を検討されたい。

第9 「みやざき共創都市圏経済成長戦略」及び「地方版総合戦略」等策定業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 「みやざき共創都市圏経済成長戦略」及び「地方版総合戦略」等策定業務委託
- ・担当課 企画財政部企画政策課
- ・受注者 一般財団法人みやぎん経済研究所
- ・委託料 6,700,000円
- ・契約方法 随意契約（プロポーザル方式）

2 委託業務

宮崎市経営戦略アドバイザーである根岸裕孝（宮崎大学教育学部准教授）氏と連携し、知見やノウハウを生かして、次の業務を実施する。

- ・圏域（宮崎市、国富町、綾町で構成圏域）の実態に即した経済分析
- ・圏域の経済成長戦略の策定
- ・本市の地方版総合戦略の策定
- ・本市の地方人口ビジョンの策定

- ・宮崎広域連携推進協議会及び専門部会の運営支援

3 随意契約理由

上記業務委託についてプロポーザルを実施した結果、一般財団法人みやぎん経済研究所の提案が、戦略を構想するうえで基本となる「産業の現状と課題の整理」「経済分析の手法」について高い評価を得、本提案を受託する能力があると認められるため。(1 法人のみ参加)

4 内容検討

(1) 委託契約は再委託(2,000,000円)されているため、再委託の具体的な設計書、見積書及び保存の有無を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

再委託については、業務再委託の申請書の提出を求めています。設計書や見積書の提出までは求めているため、存在しません。

(2) 再委託に至った理由、必要性について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

宮崎市、国富町、綾町の各産業連関表をもとに1市2町を併せた都市圏産業連関表(雇用表、逆行列表等)の作成や、特定業種の取引構造が把握できる産業連関フローの作成を、専門機関に委託する必要性が生じたためです。

(3) 変更協議書の中で、成果品の部数等の変更がある。その際、委託料の再検討がされなかったため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

別添の変更計画書のとおり、委託料の再検討は行っております。なお、経済分析や総合戦略策定などの工数及び成果品の部数等の変更により、設計金額は当初の設計金額と同額となっています。

5 監査結果

(意見9)

再委託先の不法行為による損害賠償の訴えを地方公共団体に対して提起される可能性があることから、再委託先の不法行為等の責任の所在を契約において明確化しておくことが必要

であるので検討されたい。

(意見 10)

再委託については、再委託の際の手続き遵守を委託先に徹底させるとともに、委託先による再委託先管理の強化、市による再委託先のモニタリングなどを適正に実施する必要がある
ので検討されたい。

(意見 11)

設計書の設計金額は当初の設計金額と同額となっているが、変更による積算根拠の数量の
算定や考え方が明示されておらず、作成した日時、作成者名、承認に関する記載がない。予
定価格の設定の重要性を考えると、変更の積算のプロセスや積算した金額の妥当性を検証し
た過程を残すことが望まれる。

第 10 移住パンフレット等作成業務及び移住コンシェルジュ業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 移住パンフレット等作成業務及び移住コンシェルジュ業務委託
- ・担当課 企画財政部企画政策課
- ・受注者 カテナ株式会社
- ・委託料 2,982,960 円
- ・契約方法 随意契約（プロポーザル方式）

2 委託業務

庁内に設置する（仮称）宮崎市移住センターを基点として、移住関連業務を行う「移住
コンシェルジュ」を配置するとともに、移住希望者向けパンフレット作成を行う。

- ・相談、コーディネート業務
- ・市ホームページや SNS 等を利活用した情報発信業務
- ・移住者や関連団体等との意見交換及びネットワークの構築
- ・地元企業が求める高度人材のニーズ調査と大都市圏における高度人材の発掘

3 内容検討

- (1) 今後、プロポーザル方式での随意契約の検討の有無について、その見解を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

平成 29 年度以降の契約については、今回と同様に、プロポーザル方式による随意契約を検討しております。

(2) 免税事業者の場合は、受託者自身が消費税を負担することがない経費（人件費や免税事業者からの仕入れ等）について、委託契約書に消費税を計上することがないように留意されたい。当受注者は免税事業者であるので、委託契約書に消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）を記載するのは妥当ではない。

4 監査結果

(意見 12)

プロポーザル参加が 1 者のみとなった場合の取扱いを明確にするため、「要領」等で当該取扱いを定めるなど、あらかじめ明示的に規定して合理的に運用することが望ましい。

本契約はプロポーザル方式により契約先を選定している。本質的なプロポーザルの趣旨からすると、2 者以上の参加がない場合には、そもそも成立しないという考え方が合理的である。

一方で、もし参加者が単独の場合に当該制度を採用する実質的な効果が減殺されることになりかねないため、その評価いかんのみで採否を決定できるかどうかという点について、現状では「要領」等で明文の規定が存在しない。

そこで、もしプロポーザル参加が 1 者のみとなった場合の取扱いについては、実務上は解釈論となり、事務上の解釈や運用が不安定となるおそれがある。よって、「要領」等で当該取扱いを定めるなど、あらかじめ明示的に規定して合理的に運用することが望ましい。

(意見 13)

委託業務を発注する際の課税・免税事業者届出書の提出を義務付けている。これは委託業務を発注する年度において受注者が消費税法第 9 条 1 項本文の規定により消費税等を納める義務を免除される者か否かを確認する内容となっており、その目的は課税事業者であれば契約金額に消費税を計上し、免税事業者であれば契約金額に消費税を計上しないことにあると考えられる。したがって当該受注者は免税事業者であるため、委託契約書に消費税を記載するのは妥当ではない。

受注する業者側においては材料費や外注費には消費税が含まれており、また経費の中にも消費税の課税対象となるものが多数存在する。これらの委託業務の原価に含まれる消費税は、

受注者が課税事業者であれば仕入税額控除によって消費税等の納税額から減額され、受注者の負担にはならない。

しかし、受注者が免税事業者の場合は仕入税額控除をすることができない。委託業務の契約金額に消費税等が含まれていない場合、受注者が委託業務の原価にかかる消費税を負担することとなる。

また、平成25年10月1日に施行された消費税転嫁対象特別措置法において、免税事業者に対して、消費税等の転嫁を拒否する行為が禁止されているので、免税事業者については留意されたい。

第11 平成27年度宮崎市シティプロモーション推進業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 平成27年度宮崎市シティプロモーション推進業務委託
- ・担当課 企画財政部秘書課
- ・受注者 テレビ宮崎商事株式会社
- ・委託料 13,980,000円
- ・契約方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）

2 委託業務

随意契約理由書には次の記載がある（以下、抜粋）。

今年春に予定されている東九州自動車道北九州－宮崎間の全線開通を、宮崎市が持つ本質的な魅力や価値を発信する機会と捉え、これまでにない切り口や発送によりプロモーションし、宮崎市の認知度を向上させる。

具体的には、宮崎市の観光地等の魅力をテーマにしてコマーシャルを作成したうえで、テレビ等で放映することを内容としており、本件では青島の鬼の洗濯板において多数の出演者が歌いながら洗濯をするCMが作成されていた。

3 内容検討

本件については、契約書上、業務終了後には成果報告書の提出を義務づける規定があり、

担当課からの提供書類の中には、テレビ宮崎商事株式会社作成の成果報告書が添付されていた。同報告書では、「PR動画用に作成した2分53秒の動画をCM用に30秒に編集し、FBS福岡放送にて放送しました。」と記載され、さらに、シネアド上映についても、「福岡・北九州・大分地区にて放送しました。」と記載されていた。

そこで、福岡・大分等の放映であれば、宮崎市内に本社をおくテレビ宮崎商事株式会社では実施状況の確認が困難ではないかという疑問のもと、放映回数を含め、テレビCMやシネアドが実際に放映されたか否かの確認作業をどのように行ったのか尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

業務完了後の実績確認については、委託業者に対し、書面（実績報告書）とヒアリングにて確認を行いました。併せて、テレビCM放映と映画CM上映を発注した各社から証明書が届き次第提出するように指示しました。提出された証明書につきましては別添のとおりです。

本回答には、株式会社福岡放送及び株式会社テレビ宮崎の「テレビスポット放送確認書」、株式会社サンライズ社福岡支店の「CM上映証明書及び動員報告書」が添付されていた。

4 監査結果

（意見14）

本件に関し放映した事実については、市が受注者に対して放映を依頼した業者から証明書を取り寄せさせる形で確認がなされていた。確かに、放映した業者の証明書が確認方法として適切か疑問が残るが、本件は県外にて放映する必要がある内容であることに鑑みると、自ずと確認方法は限られてくるため不相当とは言いがたい。

しかし、本件委託業務の効果検証としては上記に止まっており、このような市の知名度を上げるためのCMは効果測定が難しい面があるものの、現在は多様な効果測定方法が存在すること、本件委託事業は委託費としても高額であること、市の基本指針においても事業の適切な評価がうたわれていること等の観点から、原則として広告の効果測定も併せてなされるべきと考える。

第12 宮崎市人事給与関連システム運用保守及び給与支給・福利厚生業務の包括外部委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市人事給与関連システム運用保守及び給与支給・福利厚生業務の包括外部委託
- ・担当課 総務部人事課
- ・受注者 富士通株式会社宮崎支店
- ・委託料 278,711,280円（平成26年4月1日から平成31年3月31日の5年間）
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・委託業務の場所

宮崎市役所内

- ・委託業務の基本方針

本委託業務は、平成20年10月1日から平成26年3月31日までに実施した「宮崎市人事給与庶務事務システム再構築及び給与支給・福利厚生業務の包括外部委託」において構築した人事給与庶務事務システムを活用し、給与支給・福利厚生に関する業務、その他当該委託契約において受託した業務を継続的に実施する。

- ・委託業務の範囲

○機器等の賃貸借

委託業務の実施に要する機器の賃貸借（詳細：別表①）

○システム運用保守業務

人事給与庶務事務システムの運用・保守業務（詳細：別表②）

○給与支給・福利厚生業務

給与、福利厚生、臨時職員等関連業務のうち、給与計算、申請書類の受付確認、問い合わせ対応、関連システムへの入力・処理等の定型的な業務（詳細：別表③）

- ・委託の期間

本業務の委託期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

3 内容検討

(1) 随意契約の相当性

随意契約理由書には、次のように記載されている（以下、抜粋）。

本市の給与支給・福利厚生業務については、市政の最重要課題の一つである行財政改革の推進を図るため、平成20年度より現契約者において、本市の人事・給与制度に即した人事給与・庶務事務システムの一体的な開発を行うとともに、職員の給与支給、社会保険・雇用保険等に係る業務を実施するための給与事務センターを設置・運営し、現在に至っている。本業務を効果的・効率的に運用していくためには、現在、運用中の人事給与・庶務事務システム及び財務システムとの連携が不可欠であり、同システムを開発・運用している現契約者以外の者に履行させることは不可能である。よって、その性質又は目的が競争入札に適しないものとして、随意契約を締結しようとするものである。

上記のとおり、本件業務委託は「同システムを開発・運用している現契約者以外の者に履行させることは不可能である」とされているが、実際の契約日である平成26年3月27日と同日には、受注業者名義による業務再委託申請書が提出され、許可されていた。

業務再委託申請書に記載されている再委託先及び再委託業務内容等は以下のとおりである。

再委託先	再委託業務内容	選定理由
株式会社富士通九州システムサービス	委託作業のうちの一部作業（システム運用保守の一部）。	宮崎市に事業所を持ち、宮崎市様を担当する、弊社のシステムエンジニアリング会社であり、これまでの宮崎市様での実績と、他自治体における当該業務システムのサポート実績を勘案し、選定いたしました。
株式会社オー・エム・シー	委託作業のうちの一部作業（給与支給・福利厚生業務の一部、システム運用保守の一部）。	宮崎市に本社があり、本システム運用保守に携わってきた実績を勘案し、選定いたしました。

株式会社富士通エフサス	委託作業のうちの一部作業（ハードウェア保守作業）。	宮崎市に事業所を持ち、宮崎市様を担当する弊社のカスタマエンジニアリング会社であり、これまでの宮崎市様での保守実績を勘案し、選定いたしました。
-------------	---------------------------	--

そこで、実際に受注業者に随意契約という形式で委託する必要性があったのか、市としては、どこまで把握しているのか確認をするために、3社への再委託は全体業務の何割くらいを占めるのか尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

以前締結した契約の中で業務内容・業務体制について受注業者と協議を行い、契約内容を確認し、現在の受注者でないと業務が遂行できないという判断のもと、契約更新を行っております。

3社への再委託内容については、以下のとおり把握しております。

- ①株式会社富士通九州システムサービスが、人事給与、庶務事務システムの運用保守として、システムの障害やプログラムのレベルアップ等の対応を行います。
- ②株式会社オー・エム・シーが、給与事務センターの運営、人事給与、庶務事務システムの定期的なイベントに関する業務を行います。
- ③株式会社富士通エフサスが、人事給与、庶務事務システムのサーバ機器等の障害発生時の対応、定期点検を行います。

また、再委託金額の把握等ができているのか確認するため、再委託契約書の提出を求めた。

担当課の回答は次のとおりである。

受注業者と再委託先との契約金額及びその詳細な契約内容につきましては把握しておりません。

ただし、再委託を承諾する際、受注業者から提出された業務再委託申請書により、『再委託先における安全性及び信頼性を確保する方法として、「再委託先に対しては、原契約に定める義務と同様の義務を課すとともに、適宜、契約部門による情報セキュリティ監査を実施します。また、プロジェクト参画メンバーに対しては、宮崎市仕様プロジェクトにおける「プロジェクト規約」に従い、「セキュリティ管理規約」及び「セキュリティ運用規約」、「個人情報保護」に関する教育を実施するとともに、上記の各種規定

に基づく運用を徹底することで、安全性及び信頼性の確保を図ります。」』ということから安全性等を確保されていることを、今後、確認します。

4 監査結果

(意見 15)

市では、委託業務に関する基本方針を定めているところ、同方針の中には再委託について「業務の専門化・広範囲化により増加している一部業務の再委託については、事前手続による承認を与えた上で、市及び委託先の双方による再委託先のモニタリング等を適切に行うことが必要。その際、委託業務のほとんどを一括して再委託（いわゆる丸投げ）していないことを確認することも必要。」とする記載がなされている。

当業務委託の再委託については、再委託の具体的な内容、一括再委託がないことを別途文書等で提出を求め確認されたい。

第 1 3 平成 2 7 年度番号制度対応システム改修業務委託（社会保障システム）

1 概要

- ・委託業務の名称 平成 27 年度番号制度対応システム改修業務委託（社会保障システム）
- ・担当課 総務部情報政策課
- ・受注者 富士通株式会社宮崎支店
- ・委託料 170, 770, 140 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

番号制度施行にあわせて各業務の番号制度対応が必要となり、次の各システムの改修及び団体内連携テストを行う。

(1) 改修を行うシステム

生活保護システム、障がい者福祉システム、児童福祉システム、国民健康保険システム、介護保険システム、健康管理システム、国民年金システム、特別児童扶養手当システム

(2) 団体内連携テストを行うシステム

上記(1)の各システム及び、後期高齢者医療システム

3 内容検討

(1) 委託契約の受注者は契約日と同日に業務再委託申請書を提出している。当初から再委託が予定されていると思われるため、再委託業者を含めた複数の者での契約について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本契約の対象システムが、富士通株式会社が導入を行ったパッケージシステムであることから、システムの修正権を有している唯一の業者である富士通株式会社と締結をしています。

(2) 随意契約理由書には「番号制度対応システム対応についても当該業者以外では行えない。」と記載されているため、業務再委託申請を承諾することについて尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本契約対象システムは富士通株式会社が導入を行ったパッケージであり、富士通株式会社がシステムの修正権を有している唯一の業者であります。その富士通株式会社が統括管理を行い、システム改修にあたることから再委託申請を承諾しています。

(3) 業務再委託申請書を抜粋すると

- ・再委託先名 株式会社富士通九州システムサービス
- ・再委託業務内容 受託業務中の各システムへの資産適用作業等の現地作業、他
- ・選定理由 宮崎市に事業所を持ち、宮崎市様を担当する、弊社のシステムエンジニアリング会社であり、これまでの宮崎市様での実績を勘案して選定しました。

以上のように記載されているが、その再委託金額及び詳細な再委託内容の把握は必要と思われるので、その確認の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

再委託金額及びその詳細な契約内容につきましては把握しておりません。

委託契約には再委託等の禁止条項があり、例外として、書面により市の承諾を得たときは再委託を認める規定である。市は受注者と契約をしたのであり、それが再委託される場合には市は再委託金額及びその詳細な契約内容を把握しておくことが必要と思われる。

(4) 当委託業務は随意契約であり、受注者が提出した委託見積の金額は予定価格の入札書比

較価格と同額であるため、その経緯について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

業務内容について、事前に十分協議を行い、その上で見積書を提出してもらっています。その見積書を基に設計を行い、入札書比較価格を決定しているため、同額となっているものと認識しております。また、提出された見積書につきましては、別途契約している ICT コンサルティング会社にも確認依頼を行っております。

4 監査結果

(意見 16)

上記 3 (3) について、委託契約には再委託等の禁止条項があり、例外として、書面により市の承諾を得たときは再委託を認める規定である。市は受注者と契約をしたのであり、それが再委託される場合には市はその詳細な契約内容を把握できるよう契約相手方に求めていくことを検討されたい。

第 1 4 新情報システムハードウェア及びパッケージソフトウェア保守業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 新情報システムハードウェア及びパッケージソフトウェア保守業務委託
- ・担当課 総務部情報政策課
- ・受注者 富士通株式会社宮崎支店
- ・委託料 22,140,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

(1) ハードウェア保守

- (a) 機器主要部の点検
- (b) 清掃・注油及び一般調整
- (c) 異常の有無の点検
- (d) 障害の修復

(2) システムパッケージ保守

- (a) 対象ソフトウェアのパッケージ運用に伴う利用技術相談、障害対応
- (b) レベルアップ版の随時提供

3 内容検討

(1) 再委託先の2者の再委託業務内容、選定理由が同じである。受注者が2者に再委託していることについての確認作業の有無を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

情報システム再構築で購入しました、「カラーイメージング OCR TOM960ex」の保守とそれ以外の機器保守について、再委託先を分けて選定していることを確認しております。

(2) 随意契約理由書には「当該システムは富士通製なので、保守業務が可能であるのは開発元の富士通株式会社に限られる。」と記載されている。しかし、受注者は再委託先には日立グループを選定している。市と受注者の選定基準が相違しているように思われる。その相違について見解を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

情報システム再構築で購入しました、「カラーイメージング OCR TOM960ex」の現地保守作業につきましては、製造元である日立グループでないと対応できないため、統括管理を行っている富士通株式会社が再委託を行っていることを確認しております。

(3) 受注者は、契約後すぐに第三者への業務再委託申請書を提出している。市はその第三者と直接契約できないのか、その見解を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本契約の対象システムが情報システム再構築時に富士通株式会社が導入を行ったパッケージシステムであることから、システムの修正権を有している唯一の業者である富士通株式会社と契約を締結しています。

(4) 再委託先との契約金額及び業務内容の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

再委託先との契約金額及びその詳細な契約内容につきましては把握しておりません。

(5) 受注者と再委託先との契約書を確認しているか尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

受注者と再委託先との契約書につきましては確認しておりません。

4 監査結果

(意見 17)

再委託先との契約が、競争入札によっているか、随意契約によっているか、随意契約理由は何か、金額の積算方法はどのように行っているかなど、直接的な確認手続を十分に行っていないように思われる。

再委託先の契約状況や管理状況が適切に把握されないと、委託契約の経済性や履行の適正性が損なわれる可能性が考えられる。

再委託先の契約状況は年によって変更になる可能性があることから、適切な再委託先の管理の履行のために、再委託先の作業状況について、書面による具体的な把握及び確認を実施するほか、委託先の実地調査などにより、契約状況や再委託先の管理状況を把握されたい。

第 15 コンビニエンスストア収納事務業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 コンビニエンスストア収納事務業務
- ・担当課 税務部納税管理課
- ・受注者 株式会社宮崎銀行
- ・委託料 47,254,512 円（平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日の 5 年間）
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

コンビニエンスストア収納事務

- (1) 提携のコンビニエンスストアを介して地方税等を収納
- (2) 収納データの作成及び伝達
- (3) 収納金の振込み
- (4) 収納方法等の留意事項についてコンビニエンスストアへの連絡
- (5) 証拠書類の整理保存

3 内容検討

(1) 業務完了検査調書、委託業務検査命令書、業務完了届の添付がないため、その資料の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

業務完了届については契約書に記載がないため受領しておりません。委託業務検査命令書、業務完了検査調書は作成しておりません。

(2) 変更支出負担行為明細書に変更理由が記載されていないため、変更理由を記載しない理由と変更理由について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

記載しない理由はありません。変更理由は実績払によるもの変更です。

(3) 委託料は5年連続減額されているため、その理由について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

実績が見込みより少なかったことによる減額です。

4 監査結果

(意見 18)

業務完了検査調査、委託業務検査命令書、業務完了届は委託業務全体の完了を確認するため、当該項目を契約書に記載し、作成されたい。

第 16 個人住民税制度改正に伴う個人住民税システム改修等業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 個人住民税制度改正に伴う個人住民税システム改修等業務委託
- ・担当課 税務部市民税課
- ・受注者 富士通株式会社宮崎支店
- ・委託料 9,493,200 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

法改正等における変更について、平成 28 年度個人住民税課税へ反映させるため、個人住民税システムの改修及び付随作業を行う。

- (1) 公的年金からの住民税の特別徴収にかかる改正
- (2) 公的年金から特別徴収する住民税の仮徴収額算定方式の見直し
- (3) 市外転出等であっても、一定要件の下、年金からの特別徴収を継続できるように改正

3 内容検討

(1) 委託契約日と同日に受注者から再委託申請書が提出されて、同日に承諾している。その経緯及び見解について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本システムは税に関する基幹システムであり、他の業務システムと日々連携をしているため、システム改修にあたっては、設計やテスト及び工程管理を円滑に確実に実施することが求められます。このため、本業務を遂行するにあたっては、税システムの仕組みや運用体系を熟知し、不測の事態にも対応可能な業者であることが必要な上、更にシステムの修正権を有している事業者しか対応できないことから、契約相手方として本システムを構築した富士通株式会社宮崎支店と契約したものです。

(2) 再委託先への再委託内容及び再委託金額について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

再委託の業務内容は、委託業務にかかる現地作業であります。それに伴う再委託金額は把握しておりません。

(3) 平成 27 年 10 月 2 日に受注者が提出した見積り金額と平成 28 年 1 月 22 日に提出した見積り金額は相違している。受注者に再提出を求めたのか、その見解について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

見積り金額については、税制改正に伴うシステム協議を重ねた上で、予算措置を目的に見積書（平成 27 年 10 月 2 日）の提出をしていただきました。
また、見積り合わせ（平成 28 年 1 月 22 日）を実施した時には、協議内容をもとに仕様書・設計書を作成しており、改めて見積書の提出を求めておりません。

4 監査結果

(意見 19)

1 者随意契約が行われているが、1 者随意契約の場合には、特に業者選定理由や委託経費の妥当性に客観性が求められていることを踏まえて、契約手続きを遂行されたい。

(意見 20)

委託契約書第 6 条において「受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」との規定であるが、本委託業務については、再委託を行うことが最初から見込まれていた委託契約である。

そのことから、再委託承諾の際の確認にあたっては、再委託の具体的な内容や一括再委託でないことを文書で提出させる等の方法を検討されたい。

第 1 7 後期高齢者医療制度用システム運用支援業務委託

1 概要

- ・ 委託業務の名称 後期高齢者医療制度用システム運用支援業務委託
- ・ 担当課 税務部国保年金課
- ・ 受注者 富士通株式会社宮崎支店
- ・ 委託料 9,315,000 円
- ・ 契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

(1) 業務対象範囲

後期高齢者医療システムの運用支援作業を行う。

(2) 作業内容

- ・ MCWEL 後期高齢者医療システム運用維持 Q/A 対応
- ・ SE 作業による運用維持
- ・ 広域連合とのデータ連携による運用作業
- ・ 休日時間外申請による運用作業
- ・ 問題発生時の一次切り分け作業、原因調査

- ・各種本番処理における事前確認作業、検証作業支援
- ・広域連合への住民税連携処理変更
- ・納付済額一覧表、市民税用納付済通知用データ作成処理変更
- ・プロジェクト管理

3 内容検討

(1) 平成 26 年 10 月 26 日、富士通株式会社宮崎支店は市の依頼により「御見積書」を提出し、平成 27 年度後期高齢者医療制度用システム運用支援業務の見積価格（8,625,000 円）を提示している。平成 27 年 3 月 25 日の入札において、予定価格書の入札書比較価格は同日に富士通株式会社宮崎支店が提示した委託見積書の金額と同額であるため、その経緯及び理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

この契約を履行できる業者は、システム開発元で内容を熟知している富士通(株)のみであるため、事前に協議を行いその内容について十分な精査をして、委託金額が妥当であるかどうかを判断しています。その結果として見積価格、設計金額、入札書比較価格及び富士通(株)が作成した委託見積価格が同一となったと考えます。なお、平成 26 年度からは業務内容の精査を行い、委託料の見直しを行っています。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするときとある。随意契約理由書では、この法令が根拠法令となっている。

(2) 受託者である富士通株式会社宮崎支店から再委託業務について詳細な内容と金額の確認を求める必要性の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

再委託については、スケジュール管理及び進捗状況の把握など全体の管理は委託業者が行っており、システム開発元として改修など委託業務全般について対応している。現地作業におけるデータの加工及び受け渡しなどの業務の一部を再委託としており、事前協議の段階から業務内容について十分精査を行っており、問題はないと認識しています。

4 監査結果

(意見 21)

再委託の具体的な内容を文書等で確認し、慎重に検討して承諾されたい。

第 18 宮崎市公民館等施設夜間等総合案内業務委託 他 3 件

- ・宮崎市佐土原地区交流センター及び広瀬地区交流センター夜間等総合案内業務委託
- ・宮崎市田野地区農村環境改善センター夜間等総合案内業務委託
- ・宮崎市高岡地区農村環境改善センター夜間等総合案内業務委託

上記 4 件の業務委託は同様の業務内容、担当課、受注者のため並列して検討する。

1 概要

(1)

- ・委託業務の名称 宮崎市公民館等施設夜間等総合案内業務委託
- ・担当課 地域振興部地域コミュニティ課
- ・受注者 一般社団法人宮崎市庁友会
- ・委託料 46,998,000 円
- ・契約方法 随意契約

(2)

- ・委託業務の名称 宮崎市佐土原地区交流センター及び広瀬地区交流センター夜間等総合案内業務委託
- ・担当課 地域振興部地域コミュニティ課
- ・受注者 一般社団法人宮崎市庁友会
- ・委託料 5,222,000 円
- ・契約方法 随意契約

(3)

- ・委託業務の名称 宮崎市田野地区農村環境改善センター夜間等総合案内業務委託
- ・担当課 地域振興部地域コミュニティ課
- ・受注者 一般社団法人宮崎市庁友会
- ・委託料 2,611,000 円
- ・契約方法 随意契約

(4)

- ・委託業務の名称 宮崎市高岡地区農村環境改善センター夜間等総合案内業務委託
- ・担当課 地域振興部地域コミュニティ課
- ・受注者 一般社団法人宮崎市庁友会
- ・委託料 2,611,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

・業務内容

本業務は夜間及び休日における利用者の案内、電話の受付・窓口対応のほかに次に掲げる業務とする。

(1)「使用申請書」を預かり、説明を行うこと。（施設使用許可の処理は職員が行う）(2)業務時間内の利用者の対応（教材、教具の貸出等）に関すること。

(3)利用者による館の使用後は、施設の後始末・戸締等について確認すること。

(4)業務時間中の電話や来客については、相手方の住所、氏名、用件等を聴取し、日誌等によって報告すること。

(5)図書室における図書の貸出及び返却に関すること。

(6)AED が設置されている館においては、その取扱いに習熟し、危急の際には対応できるようにすること。

(7)公民館敷地内に増築、新築された施設についても館と同様の業務を行うこと。

- ・常駐場所 館長の指定する場所とする。

3 内容検討

- (1) いずれの委託業務についても、長期間、受注者に委託されている可能性があったため、何年間にわたって契約を継続しているのか、また、その委託金額の推移（直近5年間）を尋ねた。

担当課の回答の概要は以下のとおりである。

(単位：円)

	庁友会に委託した時期	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
(1)	H15 年度～	44,208,000	44,694,000	45,809,988	46,907,996	46,998,000
(2)	佐土原地区： H25 年度～ 広瀬地区： H26 年度～	—	—	1,023,225	2,605,996	5,222,000
(3)	H19 年度～	2,443,000	2,483,000	2,544,990	2,605,996	2,611,000
(4)	H21 年度～	2,456,000	2,483,000	2,544,990	2,605,996	2,611,000

(2) 本件における随意契約の理由は、次のように記載されている（以下、抜粋）。

委託業務内容は、市が保有する公民館等施設の夜間や日曜日・祝日の管理業務であり、窓口や電話での対応、利用者の案内、貸館の問合せなど、公民館の通常業務も含まれるものである。住民の生涯学習、また、まちづくりの拠点である公民館活動においていささかも住民に不快な印象等を与えることはできないため、これまで継続して業務委託を受けてきた宮崎市庁友会に委託することは、その経験と実績に基づき最適であると考え。現在の市入札制度においては、本業務に関する業種設定がなく、競争するための十分な指名が不可能なこと、また、市庁舎や体育館など、市の施設管理業務において、豊富な経験と実績があり業務を委託するに信頼性が高い団体であることから、夜間や休日の業務を遂行するに当たり、現段階において適切な施設管理ができるのは、庁友会しかないと考える。

そこで、受注業者がその他の業者と比較して本件委託業務に適していると判断する根拠を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

庁友会の経験と実績において、これまで培ってきた地域住民との信頼関係が保たれ、住民サービスが維持されること。

また、「本業務に関する業種設定がない」という記載に関する意味を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本市の指名業者登録では、巡回警備、常駐警備や雑踏警備などの分類はあるが、本業務内

容に該当する業種設定がないこと。

本件委託業務は、公民館等における夜間業務であるので、随意契約理由書に記載のある「経験と実績」が必要とされる理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本委託業務の内容は、公立公民館の夜間及び日・祝日の窓口業務や電話対応、利用者の案内など、対市民への直接的な案内業務を含んでおり、その場の状況に応じた様々な対応が必要となるため。

4 監査結果

(意見 22)

本件で取り上げた業務委託は、いずれも同じ受注業者に永年にわたり随意契約がなされてきたものである。

しかし、その理由として担当課があげるものに合理性は見出せなかった。つまり、受注業者がこれまで培ってきた地域住民との信頼関係を重視することの問題点は、基本指針で示されている「外部委託を開始した後、当該業務に係る知識、技術等のノウハウが、特定の委託業者のみに蓄積されると、当該業務を適切に監督できなくなると同時に、委託契約の終了後に、新規の事業者が参入できず、競争性・公平性が損なわれる恐れもある」とする点に集約されている。

また、本業務内容に該当する業種設定がない点については、その業種設定を作れば良いだけであり、そもそもそのような理由で随意契約を行うとすれば、随意契約の例外性に反することにもなる。

さらに、対市民という業務の特殊性についても、現在、市では庁舎の案内業務やクレーム対応も外部委託している現状に鑑みると、説得力のある理由にはなり得ない。

当業務委託については、競争入札の導入も視野に随意契約の相当性を再検討されたい。

第19 平成27年度佐土原総合文化センター舞台技術用務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 平成27年度佐土原総合文化センター舞台技術用務委託
- ・担当課 地域振興部地域コミュニティ課
- ・受注者 宮崎県音響照明舞台事業協同組合
- ・委託料 4,860,000円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

ホール系業務にかかわる舞台技術専門員の配置による、音響照明等設備の操作

3 随意契約理由

佐土原総合文化センターの舞台技術専門員の配置においては、常駐ではなく、大ホールの予約状況に応じて流動的に配置されるため、一般業者では人員確保や採算等の面から対応が困難である。

宮崎県音響照明舞台事業協同組合は、県内の舞台技術業者により組織された団体で、経験豊富な人材が数多く所属しており、県立芸術劇場や市民文化ホール等県内公共文化施設での実績を数多く持つ。

また、緊急時や非常時の人的・物的配置にも円滑に対応できる。そのため、宮崎県音響照明舞台事業協同組合は本業務を履行し得る唯一の業者であり、よって随意契約の相手方とする。

4 内容検討

(1) 仕様書の中に派遣者は、経験3年以上の照明・音響等の専門スタッフとあるが、その確認資料について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

宮崎県音響照明舞台事業協同組合より、舞台技術派遣届出書を提出してもらい書面にて確認している。

(2) 設計書、仕様書の数量はどのように決定されるのか、その決定過程について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

平成 26 年度中に組合と年間日数について過去の実績を踏まえ協議を行い、繁忙期について人員を増やすということで現在の数量を決定した。平成 27 年度から現在の数量に変更したところである。

(通常期→8 ヶ月×4.25 週×3.5 人 繁忙期→4 ヶ月×4.25 週×4.5 人)

(3) 過去 3 年間の実績数を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実績数 (人/年)	196.5	196.5	197.5
契約数 (人/年)	181	181	195.5
契約金額 (円)	4,410,000	4,536,000	4,860,000

(4) 委託契約は本来競争入札により、競争性を確保することが大原則になっている。

宮崎県音響照明舞台事業協同組合は会員を募集しており、その入会資格は(1)音響・照明・舞台事業を行う事業者であること。(2)組合の地区内に事業場を有することになっており、随意契約理由書にあるように当該委託業務を履行し得る唯一の業者とは言い難い。

また、宮崎市財務規則第 134 条によると、市長は随意契約によろうとする時は契約の相手方に契約事項、その他見積りに必要な事項を示し、2 人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、法令等により価格が定められているもの、その他理由があると認められるものの契約については 1 人の者から見積書を提出させるものとするところがあるが、複数の業者に納入できないかどうかを問い合わせた事実や複数の業者の見積りを依頼したが断られた事実を証する書面はない。

委託契約の競争性について、十分検討し、初めから“この業者ありき”で他社を排除して契約するのではなく、委託契約に必要な条件を十分にクリアする業者がないということを具体的に調査確認等で立証する必要があると思われる。

5 監査結果

(意見 23)

委託契約の競争性について、十分検討し、初めから“この業者ありき”で他社を排除して契約するのではなく、委託契約に必要な条件を十分にクリアする業者がないということを、

具体的に調査確認等で立証する必要があると思われるので、今後、指名競争入札を検討されたい。

第20 放置自転車整理指導等業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 放置自転車整理指導等業務委託
- ・担当課 地域振興部生活安全課
- ・受注者 公益社団法人宮崎市シルバー人材センター
- ・委託料 12,543,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- (1) 放置自転車の移動、保管及び整理に関すること。
- (2) 自転車利用者に対する正しい駐輪の指導に関すること。
- (3) 保管自転車の分別管理に関すること。
- (4) 保管自転車の保管台帳等書類の作成に関すること。
- (5) 保管自転車の返還及び移動保管の費用の収納業務に関すること。
- (6) 保管所の施設及び備品等の維持管理に関すること。
- (7) 放置自転車の調査に関すること。
- (8) 自転車移動保管等用自転車の管理に関すること。

3 内容検討

- (1) 設計書作成時に消費税等8%分が考慮されていないため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

設計書は消費税を考慮した税込みの金額で上げているため。

- (2) 受注者は課税事業者であるにもかかわらず、受注者の出してきた見積書で「100分の8を加算した金額」を削除されているため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

受注者からの見積書は消費税を考慮した金額である。

(3) 契約書に整理指導員又は管理員の変更が生じた場合、その都度速やかに発注者に届け出るものとする旨記載があるため、添付されていないのは、このような事態が生じていないということなのか尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

昨年1件、受注者から保管所管理員の変更の連絡を受け収納事務委託身分証明書を発行している。

(4) 整理指導員又は管理員の確認方法及びその確認資料について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

各週間報告書により確認している。

(5) 当業務委託は放置自転車の調査業務を依頼している。その結果として、改善策の検討の有無及びその資料について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

駐輪場の利用台数調査は年1回行っている。宮崎駅の駐輪場は2階の利用が少ないため、整理指導員が2階を案内するなどの対応をしている。

(6) 業務報告書の中に徴収金整理簿、受託収入金内訳書がある。その確認管理方法について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

徴収金整理簿、受託収入金内訳書と自転車申告書兼受領書、領収書との突き合わせを行っている。

4 監査結果

(意見 24)

契約書第6条に「受注者は整理指導員又は管理員の変更が生じた場合は、その都度、速やかに発注者に届け出るものとする。」と規定されており、平成27年11月からの保管所管理要員5名のうち1名の変更を受注者から口頭で受けているが、今後は受注者からの書面による届け出を検討されたい。

(意見 25)

本契約書の委託料の記載の消費税について、第3条2項において「前項の表に掲げる額に

については、消費税及び地方消費税の額を含むものとする。」と規定しているが、一般の契約書には、課税事業者の場合「委託料のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額は932,074円。」と規定しているので、市の他の委託契約書と統一されたい。

第2章 迷惑駐車防止指導業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 迷惑駐車防止指導業務委託
- ・担当課 地域振興部生活安全課
- ・受注者 宮崎市交通指導員会
- ・委託料 1,920,000円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

迷惑駐車防止重点区域において、迷惑駐車防止啓発員を配置し、宮崎市迷惑駐車防止に関する条例に基づく啓発、指導を行う。

3 内容検討

(1) 委託契約書に消費税等の記載がない理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

受注者が免税事業者であるため。

(2) 設計書を作成する上で消費税等8%を考慮していない理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

設計書は消費税を考慮した金額で積算している。

(3) 設計書の人件費の単価@985は何を基準にしているのかを尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

臨時職員賃金日額表における現場作業員職種クラスが適用される役務であるという判断の下、平成22年度の当該表における日額から時給単価（7,080÷8時間＝885円）を算出して

基準参考とし、宮崎市及び宮崎県の職員の特殊勤務手当に関する条例に定められた特殊手当を参考に、本業務内容の特殊性から、一時間当たりの特殊手当 100 円の追加が妥当であると判断し、積算している。

(4) 設計書の保険加入費、文書通信費の計算で 40 人とされているため、その理由を尋ねた。担当課の回答は次のとおりである。

宮崎市交通指導員会には、平成 28 年度 10 月末現在 46 人所属しているが、この全員が本業務委託に関わるものではなく、約 40 人が迷惑駐車防止啓発員として活動するとして積算している。

(5) 当業務委託は迷惑駐車防止のための委託であるから、その効果が重要だと思われる。その効果（成果）が測定できる資料の作成の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

駐停車台数及び迷惑駐車等の助言啓発等活動件数については、年々減ってきている。

4 監査結果

(意見 26)

設計書を作成する上で、消費税等 8%を考慮しているかどうか不明瞭であるため、設計書の中で経費が税抜か税込なのか明記されたい。

(意見 27)

迷惑駐車助言啓発等活動実績において、駐停車台数及び迷惑駐車等の助言啓発活動件数については、年々減ってきているという回答を得たが、契約金額は 3 年変更がない。今後設計する段階で、受注者が委託業務を行う業務日数（以下、「業務日」という。）を減少させるか、業務日一日当たりの迷惑駐車防止啓発員を減少させるかして、縮小させることを検討されたい。

第 2 2 平成 2 7 年度学校体育施設開放事業業務委託（市内小中学校 6 7 校分）

1 概要

- ・委託業務の名称 平成 27 年度学校体育施設開放事業業務委託（市内小中学校 67 校分）
- ・担当課 地域振興部文化スポーツ課
- ・受注者 学校体育施設開放運営協議会（市内の小・中学校 67 校）

- ・委託料 5,695,000円（1協議会あたり85,000円）
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

当委託業務は地域住民、家庭及び学校が相互に連携協力した教育の推進及び学校の施設の有効活用を図るため、学校の施設を学校教育に支障のない範囲で開放することにより住民の利用に供することをもとにされている。業務内容は登録申請の受付及び登録証の発行、利用団体の調整及び利用の許可、管理員への出校命令、利用状況の確認、実績報告書の提出、事故報告（随時）、年間の実施報告書及び決算書の提出等である。

3 内容検討

各小中学校が提出した収支決算書の収支の部と支出の部が同額のため、支出の部につき帳簿及び領収証との突合精査の有無及びサンプルとして、平成27年度宮崎市立学校体育施設開放運営協議会のうち31協議会の帳簿及び領収証の提出を求めた。

担当課の回答は次のとおりである。

支出の部の帳簿との突合による精査は行っていないが、決算書による確認を行っている。領収証については、別添のとおり。

当委託契約の受注者は各小中学校の体育施設開放運営協議会である。31協議会のうち、17協議会の領収証を閲覧すると、宛名について小中学校の名前の記載が散見された。小中学校の本来の領収証と小中学校の体育施設開放運営協議会の領収証の混同を招きかねないため、各小中学校の体育施設開放運営協議会に対して指導をすべきと思われる。

4 監査結果

（意見28）

当委託契約の受注者は各小中学校の体育施設開放運営協議会である。31協議会のうち、17協議会の領収証を閲覧すると、宛名について小中学校の名前の記載が散見された。領収証のうち、宛名は、日付、金額、相手先とともに重要な構成要素である。小中学校の本来の領収証と小中学校の体育施設開放運営協議会の領収証の混同を招きかねないため、各小中学校の体育施設開放運営協議会に対して指導をされたい。

第 2 3 宮崎市生目の杜運動公園植栽維持管理業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市生目の杜運動公園植栽維持管理業務委託
- ・担当課 地域振興部文化スポーツ課
- ・受注者 貴島緑地建設株式会社
- ・委託料 15,660,000 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・委託期間 当初平成 27 年 5 月 2 日～平成 28 年 3 月 31 日
- ・業務内容 宮崎市大字跡江 4461 番地 1
宮崎市生目の杜運動公園
公園内の立木等の植栽（芝生帯、中央プロムナード花壇は除く）管理
作業の実施は、宮崎市及び宮崎市生目の杜運動公園管理事務所（指定管理者）
と協議して行うこと。

3 内容検討

(1) 入札は、8 者の指名競争入札（1 者が入札辞退）2 回目で受注者が落札している。宮崎市財務規則第 105 条 1 項 3 号による契約保証金の免除書類「委託業務・工事 履行届」によると、受注者が過去 2 回、同様に委託を受け履行している。

(2) 委託契約書の印紙 10,000 円が貼付されているが、当委託契約書は請負に関する契約書（建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもの以外の請負契約）に該当するため委託契約金額 15,660,000 円（内消費税 1,160,000 円）については、20,000 円の印紙税である。

4 監査結果

(指摘事項 3)

委託契約書は請負に関する契約書（建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事の請負に係

る契約に基づき作成されるもの以外の請負契約)に該当するため委託契約金額 15,660,000 円 (内消費税 1,160,000 円)については、20,000 円の印紙税である。

委託契約に当たっては、受注者に適正な印紙を貼付するよう指導すべきである。

第 2 4 平成 2 7 年度粗大ごみ収集運搬等業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 平成 2 7 年度粗大ごみ収集運搬等業務委託
- ・担当課 環境部環境業務課
- ・受注者 株式会社宮崎環境開発センター
- ・委託料 20,214,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

当委託業務は粗大ごみ等収集運搬業務及び収集運搬手数料徴収業務であり、仕様書には次のように記載されている(以下、抜粋)。

(1) 粗大ごみ等収集運搬業務

- ・収集車両は、発注者が指定した車両とし、車検証の写し・任意保険証の写し・写真(前、横、後の 3 方向)を添付してあらかじめ発注者に届け出しておくものとする。
また、指定された車両であることが識別できる専用車を使用するものとする。
- ・受注者は、収集運搬業務に従事する者をあらかじめ定め、契約締結後速やかに発注者に届け出るものとする。
- ・発注者が指定する区域内の一般家庭から排出された粗大ごみを、発注者の指示に従い、その量の多寡にかかわらず完全に収集するものとする。
- ・収集の効率を図るため、市内全域を 5 分割(月曜から金曜)しそれぞれに定曜日を指定する。
- ・受注者は、効率よく業務を行うために、収集日ごとに「粗大ごみ収集運搬業務実施計画書」を作成しなければならない。
- ・受注者は、収集日ごとの収集実績を取りまとめた「粗大ごみ収集実績報告書」に必要書類を添付のうえ、収集後 7 日以内に発注者へ提出するものとする。

(2) 粗大ごみ収集運搬手数料徴収業務

- ・受注者は手数料徴収業務に従事する者をあらかじめ定め、契約締結後速やかに発注者へ届け出るものとする。
- ・手数料徴収業務は、粗大ごみ受付窓口から送付される受付票に基づき、発注者の指示に従い誠実に行うものとする。
- ・受注者は、効率よく業務を行うために「粗大ごみ徴収実施計画書」を作成しなければならない。
- ・受注者は、徴収業務が完了したときは、「粗大ごみ徴収金整理簿」及び「粗大ごみ受託収入金内訳書」を作成し、領収証書（宮崎市控え）及び払込書の領収書の写しを添付のうえ、収納した日から7日以内に発注者に提出しなければならない。

3 内容検討

- (1) 随意契約理由書のうち随意契約を必要とする理由につき、より詳細な説明を求めた。
担当課の回答は次のとおりである。

本業務は、平成13年4月の粗大ごみ有料化当初から当該事業者へ委託しております。随意契約の理由としましては、受注者が市内全域の実情や地理及び家電リサイクル法対象品の処理に関する知識等に詳しく、市民への適切な対応や収集作業の効率化が期待できるためです。

また、受注者は理由書で示しています「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法」の該当事業者になります。下水道の整備等により受ける経営への著しい変化を緩和するため、し尿処理業務の代替業務として本業務を委託しています。

- (2) 受注者が提出した委託見積書の金額が予定価格書の設計金額より多いため、契約金額が決定するまでに3回の委託見積書の提出を要している。指名競争入札との相違について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

ご指摘のとおり、本来であれば指名競争入札が妥当と思われませんが、上記の理由により、これまで随意契約で執行してきました。しかしながら業務委託開始から15年が経過し、他の同案件を含めて、現在、入札方法について検討を行っているところです。

入札方法について随意契約から競争入札への移行の時期にきているため、是非、検討していただきたい。

4 監査結果

(意見 29)

当委託業務は、入札方法について随意契約から競争入札への移行の時期にきているため、随意契約から競争入札への移行を検討されたい。

第 2 5 東部事務所収集担当地区可燃物収集運搬業務一部委託

1 概要

- ・委託業務の名称 東部事務所収集担当地区可燃物収集運搬業務一部委託
- ・担当課 環境部環境業務課
- ・受注者 株式会社山崎紙源センター
- ・委託料 86,400,000 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

東部事務所収集担当地区可燃物収集運搬業務一部委託の仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

(1) 業務内容

- ・発注者が指定する区域内の一般家庭及び市の施設から排出された一般廃棄物のうち「燃やせるごみ」について、発注者の指示に従い、その量の多寡にかかわらず完全に収集し指定された場所に運搬搬入するものとする。
- ・収集車は発注者が指定した車両とし、車検証の写し・任意保険証の写し、写真（前、横、後の 3 方向）を添付してあらかじめ発注者に届け出ておくものとする。また、指定された車両であることが識別できる専用車を使用するものとする。
- ・受注者は、人員機材の配置表、収集計画表を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出するものとする。
- ・受注者は、当月分の収集実績報告書を、翌月の 10 日までに発注者に提出するものとする。

3 内容検討

(1) 「入札・開札調書」の書面において最低制限価格の記載がないので、その理由を尋ねた。
担当課の回答は次のとおりである。

地方自治法施行令第167条の10第2項にて、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要と認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて」とあります。

しかしながら本業務委託は「工事又は製造その他についての請負の契約にあたらぬ」との理由により、最低制限価格は設けておりません。

(2) 当委託契約書は平成24年4月1日から平成28年3月31日まで4年間の長期の委託契約であるため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

現在の旧宮崎市域のごみ集積所は21,000箇所を超えているほか、収集区割りも200箇所以上に分かれています。そのため、収集運搬業務は、業務を遂行するに足りる施設・塵芥車等や人員を有し、業務の継続性及び安定性を確保することが極めて重要であることから、長期の委託契約としております。

4 監査結果

監査の結果、指摘事項等はなかった。

第26 中部地区一般廃棄物収集運搬業務一部委託（その1）

1 概要

- ・委託業務の名称 中部地区一般廃棄物収集運搬業務一部委託（その1）
- ・担当課 環境部環境業務課
- ・受注者 株式会社宮崎衛生公社
- ・委託料 94,284,000円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

中部地区一般廃棄物収集運搬業務一部委託（その1）の仕様書には次のように記載されて

いる（以下、抜粋）。

(1) 業務内容

- ・発注者が指定する区域内の一般家庭及び市の施設から排出された一般廃棄物のうち「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」及び「金属類」について、発注者の指示に従い、その量の多寡にかかわらず完全に収集し指定された場所に運搬搬入するものとする。
- ・収集車は発注者の指定した車両とし、車検証の写し・任意保険証の写し、写真（前、横、後の3方向）を添付して、あらかじめ発注者に届け出ておくものとする。また、指定された車両であることが識別できる専用車を使用するものとする。
- ・受注者は、人員機材の配置表、収集計画表を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出するものとする。
- ・受注者は、当月分の収集実績報告書を、翌月の10日までに発注者に提出するものとする。

3 内容検討

東部事務所収集担当地区可燃物収集運搬業務一部委託の個所で最低制限価格を設定について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

地方自治法施行令第167条の10第2項にて、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要と認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて」とあります。しかしながら本業務委託は「工事又は製造その他についての請負の契約にあたらぬ」との理由により、最低制限価格は設けておりません。

当委託業務は上記の理由により最低制限価格は設けられていない。委託業務は指名競争入札であるが、第1回目の落札者が契約を辞退している。この場合、最低制限価格を設定していれば防止できた可能性があるのではないかと判断され、その点について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

ご指摘のとおり、最低制限価格を設けていけば、防げた可能性は高いと考えております。そのため、最低制限価格の設定を含め、関連する委託業務の入札制度について、現在、検討を行っているところです。

適正な委託料で契約を行うため、入札の際の最低制限価格の設定の範囲を拡大することが望まれる。

4 監査結果

(意見 30)

適正な委託料で契約を行うため、入札の際の最低制限価格の設定の委託業務の範囲拡大について検討されたい。

第 2 7 平成 2 7 年度不法投棄防止パトロール業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 平成 2 7 年度不法投棄防止パトロール業務委託
- ・担当課 環境部環境業務課
- ・受注者 株式会社宮崎衛生公社
- ・委託料 23,652,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

委託期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

業務内容 宮崎市内一円の不法投棄防止パトロール業務

調査班 2 名 (1 班) で不法投棄物の初動調査と収集を、パトロール班 4 名 (2 名 2 班) で不法投棄常習地区の定期パトロールと収集を行う。

3 内容検討

随意契約理由

随意契約先は不法投棄の収集運搬基準である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第四条」の委託基準を満たし、かつ本業務は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法」の趣旨に基づく代替業務として位置付けているため。(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号)

実績報告書や不法投棄物収集運搬実績報告書では業務実施要領の実施による具体的な措置や結果として防止にどう繋がったかがわかりにくい、その点について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

不法投棄実績報告書は、あくまでも受注者が仕様書に基づく請負業務を確実に実施したことを報告させるための書類であり、その結果が不法投棄の防止に繋がったかを判断するものではありません。

(3) 本事業の効果測定の方法等について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本事業における効果測定は、事業の性質上、具体的な測定方法は設けていませんが、市民からの通報件数と収集量を事業効果に位置付けています。不法投棄の通報件数・収集量は平成26年度までは減少傾向でしたが、平成27年度は上昇しました。平成26年度までパトロール班は3台6名体制でしたが、平成27年度からは2台4名体制に縮小しました。パトロール班の縮小が不法投棄の増加に必ずしも影響したとは言えませんが、それでもパトロールによる抑止効果は高かったと考えています。

今後は更なるパトロールコースの見直しと効果的な運用に努め、不法投棄の減少を図っていきたいと考えています。また、受注者は「不法投棄」と「収集・運搬・処分」の両方を請け負っていることもあり、収集中に不法投棄（違反ごみ）を発見すると、不法投棄の担当に連絡をするなど情報を共有し、不法投棄の防止に努めています。コース以外で頻繁に投棄がされる場所であれば、パトロールコース（箇所）に追加し、監視の強化を図っています。

(参考) 不法投棄件数の推移

(単位：件数、kg)

	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
件数	564	568	489	533	605
収集量	26,390	27,570	23,460	15,140	16,120

(4) 市民から通報、情報を得やすくするため、インセンティブ（情報提供者にごみ袋を渡す等）の検討の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

不法投棄後の情報については土地の所有者等から得られるので、インセンティブは必要ありません。

現在、現認及び疑義の通報はほとんどありません。現認の通報は対象者特定が困難であり、疑義の通報は推測による調査ができません。このような状況の中で、インセンティブ

を設けることは考えておりません。

4 監査結果

(意見 31)

当委託業務は随意契約により長年にわたり受注者に委託されている。従って不法投棄防止パトロール業務についても熟知しているのは委託先の現場担当者である。

今後の不法投棄防止パトロール業務については、市の担当課も事業の有用性、効果ある仕様等について現場担当者の意見を聴取し参考にすることが必要である。

(意見 32)

通報のインセンティブについては、担当課の意見のとおりかもしれないが長年事業を実施して効果測定がわかりづらいのは、担当課と受注者以外の一般市民への不法投棄防止の広がりが薄いのではないかと考える。そうであれば、宮崎市民の 40 万人に「不法投棄は違法」との認識を問い掛ける新たな手法が望まれる。

第 2 8 佐土原町埋立処理場維持管理業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 佐土原町埋立処理場維持管理業務委託
- ・担当課 環境部廃棄物対策課
- ・受注者 有限会社佐土原サニタリー
- ・委託料 11,837,880 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

委託仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

受注者は廃棄物の適正処理を行うとともに、受入・埋立業務の円滑な運営及び浸出液処理施設の適切な維持管理を図るため、契約書、仕様書、設計書及び関係図書等に基づき、能率的、経済的かつ安全に業務を遂行しなければならない。

業務内容

- ・計量・手数料徴収業務（週 2 回・終日）

- ・埋立覆土業務
- ・浸出液処理施設維持管理業務
- ・浄化槽維持管理業務
- ・場内草刈業務
- ・水質管理業務

3 内容検討

当委託業務は随意契約である。受注者の提出した委託見積書の金額は予定価格書の入札書比較価格より高いため再度委託見積書を提出している。受注者は平成2年度から、当維持管理業務を受注していますが、指名競争入札を検討する時期にきているのではないかと思われるため指名競争入札の検討の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

受託業者である(有)佐土原サニタリーは、平成2年度から業務を受託し、特に平成11年度から「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の対象事業者と捉え、現在まで随意契約により受託してきたところです。今後は、下水道の整備状況などに伴い、見直しを行うこととしています。

随意契約理由書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

以下の理由により、(有)佐土原サニタリーと随意契約するものとする。

- ・施設を維持管理するため法的に必要となる一般廃棄物最終処分場技術管理者、乙種第4類危険物取扱者、第2種酸素欠乏危険作業主任者などの資格を有し施設の運転と維持管理を適正に遂行できる。
- ・平成2年4月から維持管理業務を継続して受託しており、施設及び業務内容を熟知しているため、プラントメーカーからの運転指導等の経費が削減できる。
- ・浸出液処理施設の維持管理業務の実施に関し、相当の経験と十分な技術力及び職員体制を有しているため、適正かつ円滑に業務が遂行され、緊急時の対応も迅速に行える。

長年、当受注者と随意契約をしているが、受注当初の生活排水の処理形態は変化していると思われるので、今後競争原理を取入れて指名競争入札の検討を行う時期にきていると考える。

4 監査結果

(意見 33)

受注当初の生活排水の処理形態は変化していると思われるので、今後競争原理を取入れて指名競争入札の検討をされたい。

第 2 9 萩の台浸出水処理施設改修設計業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 萩の台浸出水処理施設改修設計業務委託
- ・担当課 環境部廃棄物対策課
- ・受注者 株式会社アクアテックコンサルタント
- ・委託料 7,668,000 円
- ・契約方法 指名競争入札（電子入札）

2 委託業務

萩の台浸出水処理施設改修事業に伴う設計業務一式

- ・放流管敷設工事外設計（放流管敷設、ポンプ設備、調整槽改造工事設計及び管理用道路設計）
- ・施設改修に伴う農業用水への影響調査
- ・放流管敷設工事に伴う測量業務

3 内容検討

(1) 業務委託は履行期間の変更をしている。履行保険の延長を行う必要があると思われるので、履行保険の延長の有無を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

保険会社に確認したところ、履行保険の延長を行う必要がありました。本来は履行保険の延長を行うべきものでした。

業務委託の履行期間の変更があり、履行保険の延長を行う必要があったが、担当者は失念していた。注意を要することである。

(2) 業務委託は前金払いされているため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

宮崎市業務委託契約約款第 36 条の前金払により、業務委託料が 100 万円以上の場合は前金払いができるため、執行伺いの段階で支出区分で前金払いに丸をつけていますが、本委託では受注者より請求がなかったため前金払いは行っていません。

(3) 業務完了検査調書の委託履行の良否について合格 74 点と記載されているため、その評価基準及び評価表について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

評価基準は、総務部契約課技術検査室の作成した「宮崎市設計等委託業務検査要綱」、「宮崎市設計等委託業務成績評定要領」、「設計等委託業務成績評定考査基準」に基づき評価を行っております。評価表は別紙のとおりです。

委託業務成績評定表を見る限り、成果物の精度についての努力を要する必要との指摘がある。

(4) その合否ラインについて尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

総務部契約課技術検査室が作成した評価基準には合否の判定がないため合否ラインもありません。
成果物の内容が、契約書及び設計図書に適合していないと判断した場合には、受注者に修補を指示し、その結果引き取れる段階になった時を合格としています。

4 監査結果

(指摘事項 4)

宮崎市業務委託契約約款の第 4 条四号契約の保証において、この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結をしなければならないと規定されている。また、履行期間変更協議書において、履行期間変更により契約保証に変更が生じる場合は適切な手続きを行うこととすると規定されている。

公共工事履行保証証券を見ると、履行期間変更をしたが、当社契約書の履行期間のままであるため、延長期間分の履行保険の再契約をする必要がある。

(意見 34)

「委託業務成績評定表」を用いて、委託先の専門技術力や成果物の品質等に関する評定を

つけているが、その評定は品質確認の手段の一つとして使用されているのみであり、今後どのように使用されていくかについては、特に定めがない。

委託先評価とは、委託先の実施した業務について評価し、今後の委託先選定の際の材料の一つとしてその評価を有効利用することが目的である。しかし、現状では、委託先評価の有効活用がなされていない。

したがって、委託先選定の際には、評価を考慮し過去の実績の評価が生かされるよう、委託先評価の仕組みを見直すことを検討されたい。

第30 清武一般廃棄物最終処分場築堤整備に係る測量設計業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 清武一般廃棄物最終処分場築堤整備に係る測量設計業務委託
- ・担当課 環境部廃棄物対策課
- ・受注者 株式会社東和テクノロジー九州支店
- ・委託料 8,942,400 円
- ・契約方法 指名競争入札（電子入札）

2 委託業務

特記仕様書に次のように記載されている（以下、抜粋）。

(1) 基準点測量

基準点測量に先立ち、測量方式、使用既知点、新設点位置について検討を行い、調査職員と協議しその承諾を受けなければならない。

(2) 水準測量

水準測量に先立ち、使用既知点、新設点位置について検討を行い、調査職員と協議しその承諾を受けなければならない。

(3) 路線測量

①路線測量の測点間隔は20mを標準とする。

②横断測量の幅については全幅65mを標準とする。

(4) 現地測量

現地測量により作成する数値地形図データの地図の情報レベルは、500とするものとする。

本業務は、清武町一般廃棄物最終処分場の残容量及び構造物等を明らかにするとともに、今後の埋立進行に伴い必要となる築堤（2 段目及び3 段目）の設計を行うものである。

3 内容検討

(1) 業務完了検査調書の委託履行の良否について合格 80 点と記載されているため、その評価基準及び評価表について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

評価基準は、総務部契約課技術検査室の作成した「宮崎市設計等委託業務検査要綱」、「宮崎市設計等委託業務成績評定要領」、「設計等委託業務成績評定考査基準」に基づき評価を行っております。

(2) その合否ラインについて尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

総務部契約課技術検査室が作成した評価基準には合否の判定がないため、合否ラインもありません。

成果物の内容が、契約書及び設計図書に適合していないと判断した場合には、受注者に修補を指示し、その結果引き取れる段階になった時を合格としています。

(3) 入札価格のうち、最低制限価格を下回っている指名競争入札業者が 8 者中 4 者あるが（2 者は辞退）、最低制限価格に達しない僅差の入札者がいる。設計書の見直しの有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

最低制限価格制度については、総務部契約課が担当となるため、本課では回答できません。

(4) 業務委託は前金払いされているため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

宮崎市業務委託契約約款第 36 条の前金払により、業務委託料が 100 万円以上の場合は前金払いができるため、執行伺いの段階で支出区分で前金払いに丸をつけていますが、本委託では受注者より請求がなかったため前金払いは行っておりません。

4 監査結果

(意見 35)

本件においては、入札価格が最低制限価格を下回っている業者が8者中4者となっているため、他の案件についても最低制限価格を下回っている業者の割合を注視されたい。

第3 1 佐土原クリーンパーク運転管理業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 佐土原クリーンパーク運転管理業務委託
- ・担当課 環境部廃棄物対策課
- ・受注者 有限会社佐土原サニタリー
- ・委託料 38,448,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書に次のように記載されている（以下、抜粋）。

- (1) 各種機器の監視、運転、操作、記録及び保守点検整備業務
- (2) 受入及び前処理業務
- (3) し渣、脱水汚泥及び除砂等の搬出处分
- (4) 建物及び敷地の美化並びに廃棄物の搬出处分
- (5) 維持管理に必要な水質検査
- (6) 施設の災害、盗難等の防止
- (7) 敷地内及び揚水管理地の除草作業
- (8) 宮崎市地球温暖化防止実行計画への協力
 - イ 温室効果ガスの排出量削減に関すること
 - ロ その他業務関連の事項と指示事項
- (9) その他業務関連の事項と指示事項

3 随意契約理由

(1) 施設を維持管理するため法的に必要となる廃棄物処理施設技術管理者、乙種第4類危険物取扱者、第2種酸素欠乏危険作業主任者などの資格を有し、施設の運転と維持管理を適正に遂行できる。

(2) 平成8年4月から運転管理業務を継続して受託しており、この施設の運転管理に対して相当の経験と十分な技術力及び職員体制を有しているため、業務を適正かつ円滑に遂行することができ、緊急時の対応も迅速に行える。

4 内容検討

(1) 計画書では日常作業員配置は通常6名とされている。設計書では作業員配置5名で人件費を計算しているため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

仕様書では作業員の配置は5名としており、設計書でも5名で人件費を計算しています。業者から提出された実施計画書では6名となっていますが、受注者の判断により増加したものであり、設計書の変更は行いません。

(2) 委託見積書は3回提出されている。この場合、設計金額の見直しの有無につき、その見解について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

見積り合わせの回数は入札と同様に4回までとしており、3回は特に問題がある回数とは考えておりません。

5 監査結果

(意見 36)

仕様書に、具体的な人数作業員の配置5名とは記載されておらず、仕様書では実務経験や資格を有する者を業務に従事させなければならないとされているだけである。

仕様書13には運転管理業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならないと記載され、その中に業務分担に関することを求めている。そこには、日常作業員配置6名と記入されており、それを元に設計書を作成するべきだと考える。

見積り合わせの回数が3回あるということは、何か原因があると考えられるので、検討する余地はある。

さらに、安価にすると業務に支障が起り、質の低下につながる可能性もある。受注者と協議し、慎重に対応されたい。

同業種はいくつかあるので、随意契約でない指名競争入札も含めて検討されたい。

第32 平成27年度佐土原町区域公設浄化槽清掃業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 平成27年度佐土原町区域公設浄化槽清掃業務委託
- ・担当課 環境部廃棄物対策課
- ・受注者 有限会社佐土原サニタリー
- ・委託料 14,655,924円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

業務の内容につき、仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

1 業務の概要

公設合併処理浄化槽設置申請に基づき、発注者が浄化槽本体及び放流管を設置したものの維持管理（清掃）を行う。

- (1)業務地域 佐土原町区域の公共下水道、農業集落排水事業区域を除く地域
- (2)平成26年度末設置基数 567基
- (3)委託期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日
- (4)浄化槽型式 各メーカーの構造基準型及びコンパクト型

2 委託の内容

- (1) 清掃及び汚泥収集運搬作業

年1回及び使用中止時

【作業内容】

- ・汚泥の抜き出し（使用中止時は全量抜き出し）
- ・内部の清掃、張り水
- ・張り水後の混合液浮遊物質濃度の確認

ほか、浄化槽法施行規則第3条に定める「清掃の技術上の基準」による。

※ 毎月、作業一覧表及び基別の作業報告書を提出する。

また、委託期間終了後には期間中に実施した業務実績表を提出する。

※ 収集された汚泥が適切に処理されていることを確認する書類を報告書の添付資料として提出する。

(2) 緊急時の対応

その他、緊急に対応が必要となった場合、別途、契約を行う。

3 内容検討

随意契約理由について

本件における随意契約理由書には、前提として、浄化槽清掃業には浄化槽法第 35 条により管轄市町村の許可が、浄化槽汚泥の運搬は廃掃法第 7 条 6 項により管轄市町村の許可が必要であり、双方の許可を有している業者である必要があることの説明があったうえ、次のように記載されている（以下、抜粋）。

区域の限定による業者の特定について

前述のとおり、浄化槽汚泥は一般廃棄物であり、その処理責任を包括的に有する市町村は廃掃法第 6 条の規定により、一般廃棄物処理計画を定め、安定的かつ計画的な一般廃棄物の処理を行うこととされている。

旧 4 町との合併後、浄化槽汚泥の処理（処分）を処理施設は市内に 3 箇所存在するが、いずれも処理能力や、搬入調整の関係から、その受入には制限を設けざるを得ない状況にあり、市では計画に基づき、浄化槽清掃業に係る浄化槽汚泥の収集運搬に関して、一般廃棄物処理業（収集運搬）許可において、下記のとおり区域の制限を設けており、浄化槽清掃に係る委託契約の締結にあつては清掃区域により実施可能な事業者が特定されるため、随意契約によることとなる。

【区域別処理施設と許可事業者】

区域	処理施設	許可事業者
宮崎	宮崎市衛生処理センター	(株)宮崎環境開発センター
佐土原	佐土原クリーンパーク	(有)佐土原サニタリー
田野・高岡・清武	宮崎県中部地区衛生組合 内之八重処理場	(株)産商

この理由書に対して、許可の在り方自体を見直すことはできないのか担当課に尋ねた。担当課の回答は次のとおりである。

浄化槽清掃業及び浄化槽汚泥の収集運搬業の許可体制の適性判断については、国の通

知（平成 26 年 10 月 8 日付け環廃対発第 1410081 号）に基づき、浄化槽設置基数及びそれに伴う汚泥収集量と許可業者の体制（業者数）とのバランスを考慮する必要がありますが、浄化槽の設置基数は減少傾向にあり、また、汚泥処理量は、公共下水道及び農業集落排水への切り替えに伴い、同様に減少しているのが本市の現状です。

一般廃棄物処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 4 条により、市町村の責務（公共性の高い業務）であり、適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要があるため、自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置づけ難く、また、本市の現状では、許可業者数が増えた場合、業者間での競争にさらされることになり、需給の均衡を損なった結果、許可業者の経営悪化を招き、適正処理等の実現が困難になることが懸念され、ひいては、市民の生活環境、公衆衛生に影響を及ぼすことが想定されます。

したがって、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可方針については、『第 2 次宮崎市一般廃棄物処理基本計画』に基づき、現行の体制を維持するものとしています。

担当課が引用する「第 2 次宮崎市一般廃棄物処理基本計画」には、当該箇所につき、次のように記載されている（以下、抜粋）。

平成 27 年度から公共下水道の供給開始を予定する高岡町域については浄化槽汚泥の大幅な減少も考えられることから、現在の佐土原町域において 1 社、田野・高岡・清武町域において 1 社の体制を継続し、安定的処理に努めることとし、浄化槽汚泥処理量と許可業者による処理能力の対比による許可体制の適正判断については、毎年度策定する一般廃棄物処理実施計画策定時において検証を行うものとする。

また、「平成 28 年度宮崎市一般廃棄物処理実施計画」には、許可体制の適正判断につき、次のように記載されている（以下、抜粋）。

イ 一般廃棄物収集運搬業の許可

ごみ・浄化槽汚泥のそれぞれの収集運搬量に急激な増加が見込まれないことから、現行の許可体制を維持する。

4 監査結果

（意見 37）

本件は随意契約の方式によって契約がなされている委託業務であるが、その理由は該当事業者が 1 者のみであるというものであった。その意味では、随意契約にならざるを得ないと思われるが、今回は更に踏み込んで事業者を限定している許可の在り方を見直すこと

ができないのか確認を行った。

担当課の回答は、要約すれば、事業の安定供給の観点から許可業者の適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要があるため、「第2次宮崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき現行の許可体制を維持するというものである。

福岡高等裁判所平成24年4月12日判決も、およそ浄化槽維持管理業務は競争入札に適しないと判断したわけではなく、当該随意契約の内容やそれまでの経緯、受託業者の経営状況等の諸事情を考慮したうえで、契約担当者に裁量逸脱はないと判断した事例判決であることから、今後において事情の変化等を考慮しながら、適切な状況調査とその調査結果に基づく継続的な体制の見直しについて検討されたい。

第33 たらのき台污水处理場外維持管理業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 たらのき台污水处理場外維持管理業務委託
- ・担当課 環境部廃棄物対策課
- ・受注者 株式会社宮崎衛生公社
- ・委託料 40,068,000円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

随意契約理由書には、次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・たらのき台污水处理場の維持管理業務 一式
- ・たらのき台污水处理場の雨水槽及び沈砂池浚渫 一式
- ・田野町一般廃棄物最終処分場の維持管理業務 一式
- ・高岡町一般廃棄物最終処分場の維持管理業務 一式
- ・清武町一般廃棄物最終処分場の維持管理業務 一式
- ・萩の台污水处理場の維持管理業務 一式
- ・別添、業務委託仕様書による

3 内容検討

(1) 随意契約の理由

随意契約理由書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- 1 施設を維持管理するため法的に必要となる一般廃棄物最終処分場技術管理者（萩の台は除く。）、乙種第4類危険物取扱者、第2種酸素欠乏危険作業主任者、浄化槽管理士などの資格を有し、施設の運転と維持管理を適正に遂行できる業者は限られる。
- 2) たらのみ台は昭和63年10月より、萩の台は平成4年4月より、高岡及び田野は平成18年4月より、清武は平成23年4月より本業務を受託しており、施設及び業務内容を熟知しているため、プラントメーカーからの運転指導等の経費が削減できる。
- 3) 維持管理業務の実施に関して、相当の経験と十分な技術力及び職員体制を有しているため、適正かつ円滑に業務が遂行され、緊急時の対応も迅速に行える。

そこで、担当課に対して、随意契約書に示されている①業者が限られていること、②内容等を熟知しているため経費が削減可能なこと、③緊急時に迅速な対応が可能なことを示す根拠資料があるか尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

①本件に必要な諸資格は、1. 廃棄物最終処分場技術管理者、2. 特定化学物質等作業主任者、3. 乙種第4類危険物取扱者、4. 第2種酸素欠乏危険作業主任者、5. 浄化槽管理士、6. 車輛系建設機械運転技能者、7. 電気技術に関する有資格者、8. 機械設備に関する有資格者と定めており、本市の競争入札参加資格者で上記の資格を有している業者は把握している範囲で3者です。

②受託業者である㈱宮崎衛生公社は、「下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の対象事業者と捉え、たらのみ台不燃物埋立場は昭和63年より、萩の台汚水処理場は平成4年より、高岡町一般廃棄物最終処分場、田野町一般廃棄物最終処分場は平成18年より、清武町一般廃棄物最終処分場は平成23年より本業務を受託しており、施設及び業務内容を熟知しています。

③本業務の緊急連絡体制は別添のとおりで、緊急時の対応も迅速に行えると考えます。

4 監査結果

(意見 38)

本件は、随意契約の方式による委託業務であるが、その委託理由は上記のとおり、業者が限られる点、既に何年にもわたって委託業務を行っているため、内容を熟知し緊急時の対応も可能というものであった。

しかし、今回の照会に対する担当課の回答に依れば、実際に同様の資格を有している業者として3者あるということであり、随意契約とする理由にはなり得ない。

また、受注業者がこれまで長きにわたって同事業を請け負ってきた点については、市の基本指針における留意点の項目の中に、「外部委託を開始した後、当該業務に係る知識、技術等のノウハウが、特定の委託業者のみに蓄積されると、当該業務を適切に監督できなくなると同時に、委託契約の終了後に、新規の事業者が参入できず、競争性・公平性が損なわれる恐れもあることから、マニュアル化した上での引継ぎを義務化する等、適切なマネジメントが必要となる。」と記載されているとおり、1者に対する長期随意契約の弊害と認識されるべきであって、決して、その1者を選定する積極的理由付にはなり得ない。よって、当委託業務については、随意契約の要件を再検討の上、可能な限り競争入札による契約方式を採用されたい。

第34 宮崎市医療費助成に伴う申請書の回収業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市医療費助成に伴う申請書の回収業務委託
- ・担当課 福祉部障がい福祉課
- ・受注者 公益社団法人宮崎市シルバー人材センター
- ・委託料 2,102,688 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

医療機関が保管する封筒の回収及び申請書の補充業務である。

3 内容検討

積算基準で人件費の労務単価の金額の具体的な内訳明細が示されていない。労務単価を人件費とガソリン代、事務費を考慮して計算していると記載されている。

設計書では、労務単価×1日の労働時間×労働日数×医療機関の地区数×12ヶ月で算定されている。

1日の労働時間の内訳は、医療機関への電話連絡、移動、回収補充、その他で算定されている。ガソリン代を労務単価に含んでの算定は、労務単価の定義からして、そぐわないと考えられる。車両移動に要するガソリン代は、別途に算定すべきと考える。

仮に、直営方式で業務を行い、宮崎県の最低賃金価格で算定した場合、1,706,040円となり、396,648円の減額と算定される。

4 監査結果

(意見 39)

積算基準で人件費の労務単価の金額の具体的な内訳明細が示されていないので、今後内訳明細を作成されたい。

第35 宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター業務委託（5カ年分）

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター業務委託
- ・担当課 福祉部障がい福祉課
- ・受注者 社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会
- ・委託料 72,632,272円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

(1) 業務の内容

- ・宮崎市等の障がい児・者、障がいの疑いのある子及びその家族等に対し適時適切に相談を受け支援を行い、障がい者等の福祉の向上を図る。

(2) 実施場所

- ・宮崎市（国富町、綾町）

(3) 業務の内容

- ・備え付けの電話もしくは携帯電話の使用、面接又は訪問の方法により、障がい者、障がい児、障がい児の保護者、又は障がい者の介護を行う者からの相談（以下、「障がい者相談支援事業」という。）に応ずること。
- ・地域障がい者相談支援事業の普及啓発を行うこと。
- ・地域相談支援体制の強化に取り組むこと。
- ・宮崎市障がい児等支援体制整備事業実施要綱及び宮崎市療育等支援事業要綱に基づく障がい児等の支援を行うものと連携を図ること。

3 随意契約理由

障害者総合支援法第 77 条の 2 第 3 項、障害者総合支援法施行規則第 65 条の 14 の 2 の規定に基づき、センター事業を行う事業所は一般相談支援事業者又は特定相談支援事業者となり、また、障害者虐待防止法第 33 条第 1 項により基幹センター法に規定する業務を委託することができる。本事業に関し、平成 25 年度公募型プロポーザル方式にて受託候補者の選定を行ったところ、「社会福祉法人 宮崎市社会福祉協議会」が選定されたため当該法人との随意契約とする。

4 内容検討

(1) 他の同様の事務業務委託では他の受注者の委託契約期間は 1 年である。当委託契約期間が 5 年間の業務委託である理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センター事業は、障害者総合支援法及び障害者虐待防止法に対応すべく、平成 25 年度から開始となった事業である。障がい福祉サービスの核となる相談支援業務を、安定的かつ継続的に行っていくために、中心となる事業所を公募型プロポーザル方式で選定し、契約締結を行った。

(2) 事業計画書と事業実施状況報告書との比較検討及びその評価並びに資料の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

精算を行う際に計画書・報告書を照らし合わせ比較検討している。(資料はない)

(3) 事業実績報告書によれば、相談件数は事業計画と実施実績に差がある。計画及び予算の見直し並びにその資料の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

予算は人件費で積算しており、実績数をみて変動するものではない。相談内容は1件1件ケースが異なり、対応にかかる時間や知識は全く異なるため、実績数＝業務量とはいえない。

(4) 平成27年度の職員は17名配置の予定である。平成28年3月1日に提出された職員数は16名であるため、その相違する理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

平成28年2月に職員1名が急に退職をし、人員の確保ができなかったため。確保できなかった分の委託料は市に戻入されている。

(5) 委託契約書では、消費税等は0である。設計書では消費税等が算定されているため、その理由について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本事業は非課税事業(消費税法施行例第14条の3第1項第7号)であり、設計書では本来諸経費として記載するところ、消費税と記載していた。

(6) 設計書の中に業務率70%とあるので、その基準となる資料について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

当該基幹センターは直営ではなく、指定特定相談支援事業所に委託しており、委託先には計画作成など相談支援事業所としての職務もあるため、基幹センターの委託業務を70%、事業所としての法人業務を30%と按分している。現在は人件費を算出しており、実績報告からは業務率が見えにくいため、今後単価制にするなど委託のあり方の検討が必要である。

(7) 設計書で平成26年度と平成27年度を比較すると、職員1名増加で金額が450万円位増加している。平成27年度と平成28年度を比較すると職員1名増加しているが、金額は160万円位の増加であるため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

5カ年契約を締結するにあたり、人件費に経過年数傾斜をつけている。平成26年から平成27年にかけては傾斜がついており、なおかつ相談支援専門員を1名増員しているため増額

の幅が大きい。平成 27 年から平成 28 年は傾斜がついておらず、また臨時職員 1 名増員ではあるが、有資格者から無資格者への人員変動も伴い、同じ 1 名増員であっても差が生じている。

(8) 収支決算書の記載事項に適用には積算にかかわる項目を記載するとあるが、記載されていない理由を尋ねた。

また、予算額と決算額に 30%以上開きが生じた場合とあるが 30%以上とした理由を尋ねた。担当課の回答は次のとおりである。

適用欄に積算にかかわる項目については記載がないため、記載するよう指導する。また予算額と決算額の開きについて、複数の事業をまとめて委託しており、事業の実施状況によっては増額が生じることが予想されるため、大きく予算額と決算額に開きがある場合に理由を求めることとし、30%と設定している。

5 監査結果

(意見 40)

相談支援事業は毎日簡単に解決できない多種多様な相談が寄せられている。計画よりも実績の方が大きくなっている場合でも、事業開始時に契約した金額が増額されるというわけでもなく、設計金額が必要以上に低く見積られている場合には、事業所の経営が圧迫され十分なサービスの提供がなされない恐れがある。そのために、計画書・報告書を照らし合わせ、比較検討し、今後の設計書作成のため、その結果を文書として作成、保存されたい。

(意見 41)

変更理由には、平成 27 年度委託料の戻入れがあったためと記入されており、具体的な理由が記載されていない。その理由が職員の退職によるものであるなら、その減額した理由の根拠として明確に記載されたい。

(意見 42)

当委託事業は非課税事業であり、非課税事業者の場合、消費税等に関する経理処理は、受注者が支払う賃金、諸手当、社会保険料等を含め実際に支出した額を計上し、消費税を考慮しない。設計書に税抜き金額が記載されていたが、誤解を招く恐れが生じるため、記載には注意が必要である。今後、設計書を作成する上で、消費税を加味しない設計書を作成されたい。

第36 宮崎市敬老バスカ取扱業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市敬老バスカ取扱業務委託
- ・担当課 福祉部長寿支援課
- ・受注者 宮崎交通株式会社
- ・委託料 346,450,772 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・委託期間 当初平成27年4月1日～平成28年3月31日
- ・業務内容 宮崎市敬老バスカ取扱業務の委託

(1) 敬老バスカについて

- ・対象者 宮崎市内に3ヶ月以上在住で70歳以上の高齢者
- ・内容 対象者が一乗車毎100円の負担で路線バスに乗車できる
- ・範囲 宮崎市内のバス停留所で乗車又は降車した場合に使用できる

(2) 委託業務の内容

- ・路線バスを用いた高齢者の移動手段の確保、敬老バスカの発行・再発行
- ・敬老バスカの更新、死亡・転出者のカード抹消、委託業務の管理（管理責任者の配置、データ等の発注者帰属）、利用状況の報告

3 内容検討

宮崎市内の路線バス運行は宮崎交通株式会社の寡占状態であるため、市の取扱業務が省力化されている。宮崎交通株式会社での敬老バスカの取扱いをインターネットで検索した結果は「宮崎市敬老バスカ取扱業務委託契約特記仕様書」のとおり的確に行われていた。

平成27年度で敬老バスカに伴う支出負担行為額は見込で369,640,000円に上っている。平成28年12月1日現在の市の推計人口によると、70歳以上の人口は約71,000人で65歳以上70歳以下の人口は約33,000人と団塊世代の高齢化により確実に、敬老バスカ利用者の増加が見込まれる。

70歳以上の高齢者の生きがづくり及び健康づくりのため、市内の路線バスを一乗車100円で利用できる敬老バスカを発行してきたが、利用人員、利用回数の増加により利用区域見直し、一乗車の利用者負担額の増加、利用者年齢の検討等、事業費の伸びを抑制する具体的検討が必要とされる。

4 監査結果

(意見 43)

団塊世代の高齢化により確実に、敬老バスカ利用者の増加が見込まれるので、利用人員、利用回数の増加による利用区域の見直し、一乗車の利用者負担額の増加及び利用者年齢引き上げを考慮し、委託事業費の伸びを抑制する具体的方策の検討をされたい。

第37 宮崎市介護保険料のコンビニエンスストア収納システム導入に係るシステム改修業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市介護保険料のコンビニエンスストア収納システム導入に係るシステム改修業務委託
- ・担当課 福祉部介護保険課
- ・受注者 富士通株式会社宮崎支店
- ・委託料 22,971,600 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・履行期間 平成27年12月1日から平成28年3月31日
- ・平成28年4月実施予定の介護保険料のコンビニエンスストア収納に対応するため、介護保険システム及び、滞納管理システムの改修作業
- ・作業内容は要件分析・定義作業、図面・帳票追加及び変更作業、介護保険システム改修作業、滞納管理システム改修作業、財務会計システム改修作業、連携サーバ機能改修、収納消込み連携処理対応作業、全体検証作業、プロジェクト管理作業、その他付帯作業

3 内容検討

(1) 随意契約理由

随意契約理由書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

宮崎市では、平成 25 年度から、「情報システム再構築」に取り組み、介護保険システムを平成 27 年 1 月から、滞納管理システム（税務部門）を平成 27 年 9 月から本稼働させ、業務を行っている。

このシステムは富士通株式会社製のパッケージソフトであり、システム改修及びカスタマイズの対応は同社にしかできない。富士通株式会社宮崎支店は市内に事業所を有し、本委託業務の要件を満たすことのできる唯一の事業者である。また、本市の競争入札参加資格者名簿には当該業務を遂行可能な者が他に登録されていないため、2 人以上の者から見積書を提出させることはできない。

設計額とほぼ同額で随意契約している。平成 27 年 11 月 25 日に委託契約は行われ、契約保証金は宮崎市財務規則第 105 条第 1 項 3 号該当として免除している。委託契約日と同日に富士通株式会社宮崎支店から「委託契約書 6 条に基づき、弊社が実施する業務の一部を下記の通り第三者へ委託させていただきたく、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。」という業務再委託申請書が提出された。

業務再委託申請書の内容は次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・業務内容 介護システムへのコンビニエンスストア収納業務対応
- ・再委託期間 平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
- ・再委託先 株式会社富士通九州システムサービス
福岡県福岡市早良区百道浜 2 丁目 2 番 1 号
- ・再委託業務内容 受託業務中の現地作業
- ・選定理由 宮崎市に事業所を持ち、宮崎市様を担当する、弊社のシステムエンジニアリング会社であり、これまでの宮崎市様での実績を勘案し選定いたしました。
- ・再委託先に対する管理方法
スケジュール管理や進捗管理、品質管理、課題管理、障害管理等を弊社にて実施します。
- ・再委託先において取り扱う情報

当受託業務の実施につきましては、貴市からの提供環境（場所、機器等）においてのみ実施するものであり、当社並びに再委託先への持ち帰る情報等はありません。

・再委託先における安全性および信頼性を確保する方法

再委託先に対しては、原契約に定める義務と同様の義務を課すものとします。

市は平成 27 年 11 月 26 日「業務再委託承諾書」で当該業務委託に係る再委託について、当該委託契約書 6 条に基づき承諾している。承諾書には再委託先と再委託期間は記されているが再委託業務内容の項目はない。随意契約理由と再委託申請が相違すること、再委託の具体的な内容が記されていないことについて、その見解を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本契約の対象システムは、富士通株式会社が開発・導入を行ったパッケージであることから、システムの修正権を有している唯一の業者である富士通株式会社と契約を締結しています。また、受注者の富士通株式会社が統括管理する中でシステム改修にあたり、現地作業を再委託業者が実施することから、再委託申請を承諾しています。再委託契約の具体的な内容や金額など、契約内容の詳細については把握しておりません。

新聞報道による二重派遣問題の経緯及び指導措置、並びに防止策について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

(経緯)

平成 28 年 2 月に報道機関からの取材申し入れで問題を把握し、その後、受注業者への聞き取りの中で、次の経緯が判明しました。

本業務における再委託業者は、A 社及び派遣契約を締結している B 社の社員を本委託業務作業の一員としていました。しかし、A 社の社員であると思われていた I 氏は、実際には C 社の社員であり、C 社から A 社に派遣されていました。再委託業者は I 氏が C 社の社員である事実を把握しておらず、C 社とは派遣契約を締結していませんでした。I 氏は A 社への派遣であることから A 社から指示を受けるものと認識していましたが、実際は B 社の社員から指示を受ける形となっていました。I 氏はその旨を A 社に相談し、本委託業務から外れることとなりました。

(指導)

受注業者に対して状況確認と口頭での指導を行いました。また再委託業者についてはA社及びB社と派遣契約を締結したことを確認しました。

(防止策)

作業に従事する者の契約形態を確認し、本市に対して作業従事者名簿を提出するように依頼することとしました。また、受注者が再委託契約や派遣契約等を締結している場合は、作業従事者名簿に、受注者との契約形態、再委託または派遣契約会社名を記載して提出するよう依頼し、確認することとしました。

4 監査結果

(意見 44)

市と富士通株式会社宮崎支店が交わした委託契約書の委託契約日と同日に業務再委託申請書が提出され、市は翌日に承諾している。富士通株式会社宮崎支店においては委託契約後に再委託することが常態化していると思われる。

委託契約書の第7条「発注者は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況につき、調査をし、又は受注者に対して報告を求めることができる。」の規定を用いて、書面による業務内容の具体的な把握及び確認を実施するほか、委託先の現地調査などにより、契約状況や再委託先の管理状況を把握されたい。

第38 高岡福祉保健センター常駐警備業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 高岡福祉保健センター常駐警備業務委託
- ・担当課 健康管理部医療介護連携課
- ・受注者 南日本警備保障株式会社
- ・委託料 1,652,400円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

建物及び敷地内全域の火災の予防、盗難防止、不法・不良行為の警戒、排除

3 内容検討

(1) 契約書に、契約解除に暴力団排除事項の記載がないため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

契約書の様式につき、当市の標準様式を準用して活用していたため、上記の規定等が契約書上でなされていない状態でした。

今後は上記の規定等を盛り込む形での契約締結を行うこととします。

(2) 契約書には、警備員に関する規定がないため、警備従事者の確認方法について、尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

警備従事者に関しては、少なくとも平成23年度より同一の者が務めています。契約当初に履歴書の提出を受けた旨は確認しておりますが、現在当課において保管を確認できていないため、今後は契約時に経歴書等の提出を求めることとし、契約書上に明記します。

4 監査結果

(意見 45)

常駐警備業務委託の契約であるため、標準様式を準用するのではなく、警備業法に基づき、規定する必要があると思われる。

たとえば、警備員に関する事項、損害賠償の範囲、損害賠償額その他の損害賠償に関する事項、契約の解除に関する事項など他の地方自治体のひな型を参考に作成されたい。

(意見 46)

契約書に契約の解除として「暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等のに関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は、暴力団（同法第2条2号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき」の規定を設けられたい。

第39 高岡福祉保健センター清掃業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 高岡福祉保健センター清掃業務委託
- ・担当課 健康管理部医療介護連携課
- ・受注者 千歳ビルサービス株式会社

- ・委託料 1,620,000 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

高岡福祉保健センター清掃業務

- (1) 常駐清掃
- (2) 定期清掃年 2 回
- (3) ガラス清掃年 1 回
- (4) ブラインド清掃年 2 回

3 内容検討

(1) 仕様書の様式第 2 号、第 3 号の報告書が添付されていないため、その資料について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

添付漏れでしたので、別添のとおり提出いたします。

(2) 清掃作業記録報告書にチェックのない項目があるため、常駐清掃ではないのか尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

常駐清掃（8 時半～12 時半）対応です。毎日の清掃が必要な箇所以外の作業箇所については館内を日毎に順番に清掃しており、報告書当日に清掃対応していない箇所は空欄としています。

(3) 設計書について給料に定期清掃等の計算式がある。参考までに設定根拠を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

清掃員の給料に関しては、市の臨時職員給与（その他現業員）を参考とし日額 6,270 円、時給 783 円として積算しています。定期清掃（ワックス塗り、外壁清掃等）の内容に応じて対応人員を設定し、算出しています。

4 監査結果

(意見 47)

仕様書の様式第 2 号は、定期清掃、ガラス清掃、ブラインド清掃の業務を確認するとある

が、チェックが漏れていると思われるので、市の担当者は仕様書のとおり業務が行われているのか確認し、チェックされたい。

(意見 48)

設計書に定期清掃（ワックス塗り、外壁清掃）の内容に応じて対応人員を設定しているが、対応人員の根拠は不明確だと思われる。作業内容と量で積算すべきだと考える。積算方法を清掃対象面積に単価を乗ずる方法を検討されたい。

第 4 0 宮崎市保健所・中央保健センター清掃業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市保健所・中央保健センター清掃業務委託
- ・担当課 健康管理部保健医療課
- ・受注者 株式会社日本衛生公社宮崎
- ・委託料 10,590,822 円（当初委託料 10,584,000 円）
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

委託契約書に基づく清掃業務は宮崎市保健所・中央保健センター及び外構、駐車場の清掃である。

3 内容検討

(1) 委託契約書には 20,000 円の印紙が貼付してある。委託契約書の委託業務の委託料は 10,584,000 円、委託料のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、784,000 円と記載されている。委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は 9,800,000 円のため印紙税は 10,000 円であるので、印紙税について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

消費税額等が明らかになっているにも係わらず、請負業者が消費税を含んだ契約金額 10,584,000 円から判断し、印紙 20,000 円を貼付したと思われる。

契約書が課税文書に該当する場合には民間が保管する契約書は国、地方公共団体等が作成したものとして印紙税は非課税となり、国、地方公共団体が保管する契約書は民間が作成したものとしての金額に応じて印紙税法の規定により、印紙の貼付が義務付けられている。委

託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は9,800,000円のため印紙税は10,000円であるので、契約に際しては印紙税についても受注者に指導が必要と思われる。

(2) 当委託契約書の条文のうち、通常あるべき再委託等の禁止条項の記載がなかったためその記載の有無を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

宮崎市財務規則に規定する書類の様式に関する要綱第2条様式第55条（宮崎市財務規則第102条関係）で定められた様式を使用せずに再委託等の禁止条項が記載されていない独自の契約書で契約を締結したため。

宮崎市財務規則第102条では契約を締結しようとするときは、契約の目的、履行期限、契約金額、契約保証金額その他必要な事項を記載した契約書を作成し、当事者が記名押印しなければならないとされている。委託契約書の条文構成のなかで、再委託等の禁止条項は必要な条文なので漏れのないようにすべきである。

4 監査結果

(指摘事項5)

委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は9,800,000円のため印紙税は10,000円であるので、契約に際しては印紙税についても適正な印紙を貼付するよう受注者に指導すべきである。

(指摘事項6)

委託契約書の条文構成のなかで、再委託等の禁止条項は必要な条文なので漏れのないようにすべきである。

第4-1 動物捕獲、引取り等業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 動物捕獲、引取り等業務委託
- ・担当課 健康管理部保健衛生課
- ・受注者 株式会社宮崎衛生公社
- ・委託料 7,214,400円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

委託業務仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

(1) 委託業務名 動物捕獲、引取り等業務委託

(2) 委託業務の内容

履行期間内の夜間（午後 5 時 15 分から翌日の午前 8 時 30 分まで）及び休日（宮崎市の休日を定める条例に規定する休日）における以下の業務とする。

- ・犬の捕獲業務
- ・犬の引取り業務
- ・負傷動物等の収容業務
- ・その他上記業務に付帯する業務

(3) 車輛に関すること

- ・業務に従事する際の車輛については原則として保健所車輛を使用するものとする。

3 内容検討

当委託業務の予定価格の入札書比較価格は受注者が提出した委託見積書の金額と同額であるため、その同額の理由を尋ねた。

担当者の回答は次のとおりである。

業務の特殊性などから一般的な単価がないため、契約業者の見積りをもとに市で精査して設計書を作成し、予定価格の設定を行っているためです。

随意契約理由書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

当業務は、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、宮崎県犬取締条例、宮崎県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく犬や猫などの動物の捕獲・引取り等の業務を、市保健所の業務時間外（夜間及び休日）に行うものである。また、大型犬など危険な動物の捕獲や引取り、負傷動物の収納のほか、人畜共通感染症の恐れもあるため、業者の選定にあたっては、次の要件を満たす必要がある。

①宮崎市内に住所を有すること。

②平成 26 年度宮崎市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

③動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条の動物取扱業の登録を受けていること。または、

獣医師・愛玩動物飼養管理士の資格者を雇用していること、若しくは、同業務の実務経験があること。

この条件を満たす業者としては、県の業務を受託している一般財団法人宮崎県公衆衛生センターがあるが、市からの打診に対しては「業務量、職員体制の面に対応できない」との回答であった。

また、動物の取扱いに精通した動物取扱業者も想定されるが、市内には規模的に対応できる業者がなく、指名願も未提出である。

一方、株式会社宮崎衛生公社は、条件の①②に該当するとともに、③についても愛玩動物飼養管理士（2級）の資格を有する職員を雇用しているほか、平成18年度から平成26年度まで本市の同業務を受託しており、業務に対応できる組織体制と知識・経験を有している。

以上のことから市内で唯一の受託可能な業者として、同社と随意契約するものである。

根拠法令は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で、不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするときは随意契約によることができるとしている。

当業務委託は当受託者が平成18年度から平成28年度までの11年連続で受注しており平成23年度からの委託見積額と入札書比較価格の推移は次のとおりである。

（単位：円、消費税等抜き）

	委託見積額	入札書比較価格
平成23年度	6,037,278	6,082,857
平成24年度	6,021,000	6,072,381
平成25年度	6,140,000	6,160,000
平成26年度	6,500,000	6,547,223
平成27年度	6,680,000	6,680,000
平成28年度	6,650,000	6,735,221

平成28年度を除いて各年度は99%以上の落札率となっている。随意契約理由書にもあるとおり当委託業務をおこなえる業者は限られており、それが落札率に反映していると思われる。今後、当委託業務をおこなえる業者の拡大を図り、三者以上から見積書の提出を依頼で

きるよう検討することが望ましい。

平成 27 年度の業務日誌を閲覧すると、犬の捕獲等の依頼件数は 203 件、捕獲・引取り総件数は 144 件である。

4 監査結果

(意見 49)

当委託業務が行える業者の拡大を図り、三者以上から見積書の提出を依頼できるよう検討されたい。

第 4 2 宮崎市中央卸売市場ごみ集積所管理業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市中央卸売市場ごみ集積所管理業務委託
- ・担当課 農政部市場課
- ・受注者 宮崎市中央卸売市場協会
- ・委託料 8,078,400 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

中央卸売市場ごみ集積所管理業務実施要領には次のように記載されている（以下、抜粋）。

(1) 業務内容

ごみ集積所での指導・管理運営業務

- ①ごみの梱包についての指導
- ②発泡スチロール減容処理機の運転管理
- ③ごみ集積所及発泡スチロール減容処理機周辺の清掃
- ④水産汚水桝清掃（週 1 回）

発泡スチロール減容処理日誌が作成され内容は次のとおりである。

施設の作業前点検で破砕機、油圧ユニット、減容機、ストックタンクの点検内容と終業時清掃作業で破砕機、減容機、脱臭装置の清掃内容が記載されている。次の項目にインゴット製品個数及び出荷の記載がある。これは発泡スチロール減容処理過程で生産されるリサイクル

ル製品である。

(2) 随意契約理由書

随意契約理由書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

本業務は、市場関係事業者が使用した多くの発泡スチロールを減容処理、リサイクルを図る業務であり、ごみの搬入指導及び減容処理機の運転管理を行うものです。効率的にリサイクルを行う為には、きれいな発泡スチロールでなければならず、処理施設に搬入する前に十分な選別・確認・清掃及び搬入指導を行う必要があります。

3 内容検討

中央卸売市場ごみ集積所管理業務実施要領には、発泡スチロール減容処理機（市所有）の運転管理がある。そこから生産される製品はリサイクルされるので、その製品売却収入の帰属先及び管理方法を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

リサイクル品売却益の帰属先は宮崎市中央卸売市場協会です。また、その代金は同協会が管理します。

市の運営である宮崎市中央卸売市場のごみ集積所管理業務を市場関係者により構成されている宮崎市中央卸売市場協会が受注している。委託契約書及び実施要領等を閲覧してもリサイクル製品売却収入の帰属先の記載はない。発泡スチロール減容処理機（市所有）の運転管理から生産されるリサイクル製品の売却収入は市に帰属すると考えるのが妥当である。この点及び売却収入について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

宮崎市中央卸売市場のごみ集積に係る人件費は委託料では不足しているので、その売却代金で補てんし、将来の減容処理機の購入資金として積立てている。また、現時点ではリサイクル製品の売却代金は把握していない。

リサイクル製品の売却収入について、過去3年間の実績について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

(単位：円、kg)

	金額	重量
平成25年度 (平成25年4月～平成26年3月)	8,345,985	124,297
平成26年度 (平成26年4月～平成27年3月)	8,986,940	111,273

平成 27 年度 (平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月)	9, 521, 085	148, 686
平成 28 年度中途 (平成 28 年 4 月～平成 28 年 11 月)	3, 470, 288	89, 330

平成 27 年度のリサイクル製品の売却収入は宮崎市中央卸売市場ごみ集積所管理業務委託料より多い金額となっている。

4 監査結果

(意見 50)

宮崎市中央卸売市場協会が受注している宮崎市中央卸売市場のごみ集積所管理業務から生じるリサイクル製品の売却収入の帰属先につき、委託契約書に明文化し誤解の生ずることのないよう改善されたい。また、委託料と売却収入は相殺することなく、別建てで考慮されたい。

第 4 3 平成 2 7 年度広沢ダム水管理制御施設障害対策業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 平成 2 7 年度広沢ダム水管理制御施設障害対策業務委託
- ・担当課 農政部農村整備課
- ・受注者 富士通株式会社九州支社
- ・委託料 5, 408, 640 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

当委託業務は大淀川左岸農業水利事業により造成された広沢ダムに係る水管理制御施設の障害を解消するため実施するものである。

3 内容検討

(1) 委託設計書の第 1 号内訳表(製作業務)の金額は受注者が前もって提出した「御見積書」と同額であるが、宮崎市財務規則第 134 条では原則 2 人以上の者から見積書の提出を求めている。他者からの見積書の有無を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

他社見積もりの徴集なし

本件は、業務の特殊性から1社随契にしたものであり、見積もり合わせを行う事が適切でない。

随意契約であっても宮崎市財務規則のとおり、他者からの見積書の提出を検討すべきと考える。

(2) 受注者の「御見積書」のうちノートパソコンは220,000円(税抜)で通常より高額と思われたので、市独自のノートパソコン市場価格の調査の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

市場調査はしていない。

カスタムメイドにて対応するノートパソコンで市場(量販店等)では取扱はしていないモデルであり、単価比較はなじまない。

(3) 業務委託は当初、受注者が水管理制御施設を設置したことから受注者は長年契約の相手方となっている。随意契約理由書は「富士通株式会社九州支社が設置した広沢ダム水管理制御施設は、ダムや岩前頭首工の取水放流管理の中枢をなす施設であり、設置20年を経過している。…中略…当業者はダム完成当初より水管理制御施設点検業務を農林水産省九州農政局から継続的に委託を受け、現場や事業内容について熟知、精通している。…」とある。当初設置した受注者が、その後の業務委託を受注するのは他の事業者の参入を阻害しているように思われるので、競争入札の導入検討の有無を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本業務は、既設ダム管理システムの部分修繕であり、周辺装置とのデータのやり取り等、システムとしての関係性が強く、他の事業者ではダム管理システムの試運転など総合調整が困難なものであり、既設システムを導入しているメーカーで対応する必要があった。従って、本契約は1社随契したものであり、競争入札にはなじまないと考えている。また、新たなシステム開発には相当のコストがかかると予想されるため、施設の更新が必要な時期に競争入札を検討したい。

4 監査結果

(意見51)

業務の特殊性から他者から見積書は徴集されていないが、随意契約であっても宮崎市財務

規則のとおり、他者からの見積書の提出を検討されたい。

第4-4 青島海水浴場管理運営業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 青島海水浴場管理運営業務委託
- ・担当課 観光商工部観光戦略課
- ・受注者 渚の交番青島プロジェクト実行委員会
- ・委託料 9,519,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

委託期間 平成27年6月15日～平成27年9月30日

業務内容 青島海水浴場管理運営業務

宮崎市青島海岸（青島海水浴場）

3 内容検討

(1) 委託契約書と業務完了届では、受託者名称が異なっているため、その理由を尋ねた。担当課の回答は次のとおりである。

業務完了届の記載が正確な契約者名です。委託契約書の契約者の記載の仕方が誤っているため訂正します。訂正後は「渚の交番青島プロジェクト実行委員会 代表構成員 公益社団法人宮崎市観光協会 会長 菊池 克頼」

(2) 委託契約書第4条で契約保証金が免除ではなく、減免となっている理由を尋ねた。担当課の回答は次のとおりである。

記載誤りのため、今後（免除に）訂正します。

(3) 添付資料の「青島海水浴場運営管理事業報告書」によると「平成24年度より宮崎市青島ビーチセンター指定管理受託者として海水浴場管理業務委託も併せて受託することで、より円滑な運営に取り組むことが可能となり、海水浴場内の遊泳客の安全監視と施設の維持管理を行う。」とし開設期間平成27年7月4日（土）～8月30日（日）58日間、来場者数170,617名としているが、来場者数は添付資料の「来場・来館者数（平成27年7月4日～8月30日）

青島海水浴場」によると 10：00、12：00、15：00、18：00 の来場者数の累計によっている。

救助・救護の状況では、救助の安全移送、迷子、軽溺救助、様子見、救急要請で 58 件 143 名、救護のクラゲ、虫刺され、擦過傷、切り傷等で 517 件（添付資料に「救護状況件数（平成 27 年 7 月 4 日～8 月 30 日）青島海水浴場」がある。）、総合水難救助訓練は 8 月 5 日 10：00～11：00 に宮崎市消防局、宮崎市南消防署、青島消防団、宮崎市観光課、青島海水浴場（場長・ライフセーバー）参加で行い、合同パトロールも 8 月 8 日（土）13：00～14：00 に行った旨記載がある。この他に青島海水浴場運営に係る収入として有料設備収入 2,550 千円（コインシャワー使用料 1,772 千円、コインロッカー使用料 740 千円、手荷物預り 38 千円）の記載がある。

「平成 27 年度青島海水浴場管理運営業務収支決算書」の内容を見ると収入の部、支出の部の合計は 9,520,158 円で委託費 3,159,759 円の支出がある。

有料設備収入が収支計算書に記載がないことについて尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

有料設備収入については、本業務とは別の「宮崎市青島ビーチセンター管理運営業務（指定管理業務）」に帰属し、管理も指定管理者が行っています。

(4) 収支計算書の支出の部に委託費の項目があることについて尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

再委託にあたるため、今後は委託契約 6 条に基づく承認承諾書を作成し、再委託申請書の提出を受託者へ指示します。

提出を依頼した「宮崎市青島ビーチセンター指定管理に関するグループ協定書」によると指定管理者「渚の交番青島プロジェクト実行委員会」は公益社団法人宮崎市観光協会と特定非営利法人宮崎ライフセービングクラブの共同事業体である。平成 27 年度宮崎市青島ビーチセンター指定管理・収支決算書では収入の部に宮崎市の指定管理料 6,700,000 円、事業収入（施設利用収入）3,528,903 円が記載され、支出の部で負担金（宮崎市観光協会、宮崎ライフセービングクラブ）1,085,134 円が記載されている。

平成 27 年度青島海水浴場管理運営業務・収支決算書では支出の部でセンター職員給与差引額△750,400 円を計上しているが、指定管理の多忙な時期や有料設備収入も委託契約期間と同じであるため、委託事業と指定管理の共通費用の分担については合理的な算定根拠が必要と思われる。

（参考）

「渚の交番青島プロジェクト実行委員会」の事業としては、この他に「青島ビーチ魅力アップ事業」があり収入の部は宮崎市補助金 21,000,000 円、拠出金 5,000,000 円（宮崎市観光協会特定財源[日本財団助成金]）、出店料収入 500,000 円からなっている。

4 監査結果

（指摘事項 7）

委託契約書については、受注者の名称を正しいものに訂正するとともに、第 4 条も免除に訂正が必要である。

収支計算書記載の委託費 3,159,759 円については再委託に当たるため、再委託申請書の提出を受注者に求め適正な処理をすべきである。

（意見 52）

平成 27 年度青島海水浴場管理運営業務・収支決算書では支出の部でセンター職員給与差引額を計上しているが、指定管理の多忙な時期や有料設備収入も委託契約期間と同じであるため、委託事業と指定管理の共通費用の分担については合理的な算定根拠が必要と思われるので検討されたい。

第 4 5 福岡ソフトバンクホークス宮崎キャンプ受入・交通対策支援業務

1 概要

- ・委託業務の名称 福岡ソフトバンクホークス宮崎キャンプ受入・交通対策支援業務
- ・担当課 観光商工部スポーツランド推進室
- ・受注者 公益社団法人宮崎市観光協会
- ・委託料 17,380,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

委託期間 平成 27 年 10 月 30 日～平成 28 年 3 月 31 日

業務内容 宮崎市生目の杜運動公園及び臨時駐車場等での

①駐車場の誘導警備に関すること

②臨時駐車場の整備に関すること

- ③シャトルバスの運行に関すること
- ④キャンプの告知、臨時駐車場の広報に関すること
- ⑤選手誘導に係るゴムマットの設置に関すること

3 内容検討

(1) 随意契約理由書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

福岡ソフトバンクホークス宮崎協力会の事務局が、公益社団法人宮崎市観光協会内にあり、福岡ソフトバンクホークスに係る事業及び宮崎キャンプの支援に関する事業を行っている。キャンプ受入・交通対策事業は、キャンプ支援の大事な要素の一つであるため、キャンプ支援全般を担っている公益社団法人宮崎市観光協会に委託するのが最適である。

(2) ソフトバンクホークス受入交通対策支援事業

福岡ソフトバンクホークスのキャンプの訪問客が、安全でより快適に観戦できる環境を整える為に臨時駐車場の整備やシャトルバスの運行など様々な受け入れに取り組んだ。また、平成 27 年度から大淀川市民緑地に約 2,600 台駐車可能な臨時駐車場を新たに設けた。

【実施内容】①警備（駐車場内、駐車場間誘導等）②臨時駐車場の整備③シャトルバス運行④キャンプ地の告知、臨時駐車場の広報⑤キャンプ期間中のカラーコーン、ゴムマットの設置⑥路上駐車対策⑦案内誘導看板の設置

事業の中で福岡ソフトバンクホークスキャンプシャトルバスの運行について説明を求めた。シャトルバスは宮崎交通株式会社貸切部が運行する臨時駐車場～生目の杜間のワンマン無料貸切バスで利用日は平成 28 年 2 月 6, 7, 11, 13, 14, 20, 21, 27, 28 日の運行で 27, 28 日は 6 台利用それ以外の日は 5 台（9：00 から 16：00 の間で満員になり次第運行）の利用になっていた。

本委託契約書は様式第 55 号の 5（宮崎市財務規則第 102 条関係）によっており、第 5 条、「受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」第 6 条、「受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」との条項がある。「書面により発注者の承諾」の書類の添付がないことから、委託契約書の第 5 条、第 6 条に反して委託業務（警備費、バス借上げ費等）の履行が可能なのであろうかとの疑問を持った。そこで、業務再委託について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

警備費やバス借上げ費等の再委託業務が発生しておりましたが、業務内容については(公社)宮崎市観光協会との協議の中で把握し再委託を承諾していたものの、委託契約書6条にある「書面により発注者の承諾」を提出させておりませんでした。

プロ野球団のキャンプ受け入れは、球団との連携が欠かせず、交通対策のみならずその他の受け入れ対策と一体となっていく必要があることから、これらの委託業務につきましては、本年度からは、受入側の中心的な役割を務める団体である(公社)宮崎市観光協会の行う事業に対する補助事業とすることで整理を行いました。

4 監査結果

(指摘事項8)

警備費やバス借上げ費等の再委託業務に当たる業務については、委託契約書6条に基づき適正に処理すべきである。

第46 オリックス・バファローズ宮崎キャンプ受入事業業務

1 概要

- ・委託業務の名称 オリックス・バファローズ宮崎キャンプ受入事業業務
- ・担当課 観光商工部スポーツランド推進室
- ・受注者 公益社団法人宮崎市観光協会
- ・委託料 17,965,800円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

委託期間 平成27年11月2日～平成28年3月25日

業務内容 清武総合運動公園及び臨時駐車場等での

- ①駐車場の整備及び誘導警備に関する事
- ②路線バスの運行に関する事
- ③設備リースに関する事

3 内容検討

(1) 随意契約理由書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

オリックス・バファローズ宮崎協力会の事務局が、公益社団法人宮崎市観光協会内にあり、オリックス・バファローズに係る事業及び宮崎キャンプの支援に関する事業を行っている。キャンプ受入・交通対策事業は、キャンプ支援の大事な要素の一つであるため、キャンプ支援全般を担っている公益社団法人宮崎市観光協会に委託するのが最適である。

(2) オリックス・バファローズ宮崎キャンプ受入事業

平成 27 年度からオリックス・バファローズの 1 軍・2 軍が揃って初めての春季キャンプを実施し、キャンプ施設の宮崎市清武総合運動公園は、今年度から第 2 球場、第 2 屋内、ブルペンと新しい施設が整った。また新しく第 5 駐車場（約 140 台）も増設され、公園内駐車場でも約 470 台を完備している。周辺にも臨時駐車場を準備し、公園までのシャトルバスの運行を行っていた。

【実施内容】①警備（駐車場内、駐車場間誘導等）②臨時駐車場の整備（清武谷ノ口農村公園、清武総合支所裏河川敷）③シャトルバス運行（第 1 駐車場～臨時駐車場間）④キャンプ地の告知、臨時駐車場の広報⑤キャンプ期間中のカラーコーン、ゴムマットの設置⑥路上駐車対策⑦案内誘導看板の設置

(3) ①3 球団シャトルバスの運行 昨年に引き続き野球ファンにより宮崎市を楽しんでもらう環境と周遊性を高めると共に、交通対策の一助として、3 球団のキャンプ地を巡る無料シャトルバスとして「三球シャトル」を運行した。今年度から便数を 1 便増やし、最終便の時間を遅らすなど利用者の利便性を高めた。

三球シャトルの運行：1 日 6 往復×2 ルート（土・日・祝運行）

総乗車人員数：3,251 名（前年比 73%）

木花ルート：読売ジャイアンツ（木花）—オリックス・バファローズ（清武）

運行本数：60 運行（5 日間×6 往復）

運行期間：平成 28 年 2 月 6 日～14 日の土日祝日 乗車人員：1,268 名

生目ルート：福岡ソフトバンクホークス（生目）—オリックス・バファローズ（清武）

運行本数：108 運行（9 日間×6 往復）

運行期間：平成 28 年 2 月 6 日～28 日の土日祝日、乗車人員：1,983 名

②スタンプラリーの実施 3 球団のキャンプ地のうち、2 つのキャンプ地でスタンプを押し応募すると、特産品が抽選で当たるスタンプラリーを実施。

期間：平成 28 年 2 月 1 日～29 日 応募総数：3,933 名

商品：A 賞・宮崎牛ステーキ、B 賞・日向夏、C 賞・完熟きんかん、D 賞・球団グッズ

本委託契約書は様式第 55 号の 5（宮崎市財務規則第 102 条関係）によっており、第 5 条、「受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」第 6 条、「受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」との条項がある。「書面により発注者の承諾」がないことから、委託契約書の第 5 条、第 6 条に反して委託業務（警備費、バス借上げ費等）の履行が可能なのであろうかとの疑問を持った。そこで、業務再委託について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

警備費やバス借上げ費等の再委託業務が発生していましたが、業務内容については（公社）宮崎市観光協会との協議の中で把握し再委託を承諾していたものの、委託契約書 6 条にある「書面により発注者の承諾」を提出させておりませんでした。

プロ野球団のキャンプ受け入れは、球団との連携が欠かせず、交通対策のみならずその他の受け入れ対策と一体となっていく必要があることから、これらの委託業務につきましては、本年度からは、受入側の中心的な役割を務める団体である（公社）宮崎市観光協会の行う事業に対する補助事業とすることで整理を行いました。

4 監査結果

（指摘事項 9）

警備費やバス借上げ費等の再委託業務に当たる業務については、委託契約書 6 条に基づき適正に処理すべきである。

第 4 7 宮崎市営住宅修繕管理センター管理運営業務

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市営住宅修繕管理センター管理運営業務
- ・担当課 建設部住宅課
- ・受注者 公益社団法人宮崎市シルバー人材センター

- ・委託料 241,270,000 円（当初委託料 200,367,000 円）
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

委託業務仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

・業務の概要

本業務は、受託者の事務所内等に宮崎市営住宅修繕管理センターを設置し、宮崎市営住宅及び山村定住住宅と、その共同施設の維持修繕に関する委託業務を実施するものとする。

・業務内容

(1) 退去修繕に関する業務

市営住宅入居者が退去する際、別紙「業務の流れ」に沿って、退去検査を行い、退去後住戸の修繕管理を行う。

(2) 緊急修繕に関する業務

上記(1)の退去修繕に関する業務を除いた、急を要する修繕の業務を別紙「業務の流れ」に沿って行う。

3 内容検討

(1) 随意契約の相当性

当委託業務は、受注者と随意契約の方式により委託されているが、随意契約を選択した理由については、次のように記載されている（以下、抜粋）。

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」第 41 条第 2 項に規定するシルバー人材センターであり、宮崎市シルバー人材センターには各総合支所単位の地域班があり総合支所管内でも迅速な対応ができるうえ、高齢者の就業機会を確保し、生きがいの充実と社会参加の増進を図ることにより、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに貢献できる。

また、軽微な修繕業務はシルバー人材センター会員が行うことも可能であることから地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定より宮崎市シルバー人材センターと随意契約する。

上記理由を見る限り、受注業者を選択した理由は、①地域班の存在、②高齢者の社会参加創出、③軽微な修繕に対応可能という点があげられる。

この点、①②は問題無いとしても、③について実績報告書からは会員が修繕を行っている事例が見受けられなかったため、市において会員による修繕の実情を把握しているのか尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

「平成 27 年度市営住宅修繕管理センター関係綴り」を持参のうえ説明します。毎月提出させている「市営住宅維持修繕業務実績報告書」によって、市営住宅修繕管理センターが修繕を行った工事实績を把握しております。

そこで、担当課職員と面談のうえ確認を行ったところ、概要として、以下の質疑応答があった。

- ・会員が修繕を行った実績を把握しているのか尋ねたところ、把握していない旨の回答があった。
- ・同センターの職員はどのような業務を行うのか尋ねたところ、住人からの通報があったらすぐに現地に赴き、市に修繕義務があるかどうか（老朽化による破損かどうか）を調査の上、修繕義務があれば業者に依頼する旨の回答があった。
- ・同センターの職員数は3名とのことであったので、地域班とはどのような意味か尋ねたところ、業者が所属する単位である旨の回答があった。
- ・同センターによる業者への依頼は再委託に該当するのではないかと尋ねたところ、市としては再委託という認識ではない旨の回答があった。
- ・人件費が1,000万円以上かかっていることから、市が直接運営した方が経費削減になるのではないかと、シルバー人材を通す必要があるのか尋ねたところ、元々本事業は花のまちづくり公社が受託しており、同法人の解散に伴って職員の処遇をどうするかという観点からシルバー人材で引き受けた経緯がある、業務として必ずしもシルバー人材を通す必要はなかったため、平成28年度は管理だけでなく全ての市営住宅業務を包括して別業者に委託した旨の回答があった。

(2) 発注先の管理について

本件委託業務の名称は「宮崎市営住宅修繕管理センター管理運営業務」となっているものの、仕様書上は、その業務内容について「受託者の事務所内等に宮崎市営住宅修繕管理センターを設置し、宮崎市営住宅及び山村定住住宅と、その共同施設の維持修繕に関する委託業務を実施する」と記載されており、建物の維持修繕が業務内容だとすれば、センターが他の業者に発注する行為は、再委託に該当するのではないかと疑念も生ずる。

本件業務に関する実績報告書、事業内訳書等を見る限り、他事業者へ修繕を依頼した際の委託料が支出の大半を占めており、最も大きな金額としては一事業者に120万円超の支払がなされていた。

上記法的な評価の問題もあり、事業主体である市において、センターの発注先や発注金額について、どのような管理をしているのか尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

「市営住宅緊急修繕業者一覧」をデータで提出し、また「平成27年度市営住宅修繕管理センター関係綴り」を持参のうえ説明します。

市営住宅修繕管理センターの選定する請負業者及び工事金額は「市営住宅緊急修繕業者一覧」及び「市営住宅維持修繕業務実績報告書」によって管理しております。

そこで、担当課職員と面談の上確認を行ったところ、概要として、以下の質疑応答があった。

- ・同センターの業者選定はどのように行われているのか尋ねたところ、指名業者名簿や小規模登録業者名簿からセンターが委託している旨の回答があった。
- ・業者の偏りを市の方で把握しているのか尋ねたところ、最終的に報告書で依頼業者は把握している旨回答されたので、さらに、これまで業者の偏りを指摘したことはあるのか尋ねたところ、それはない旨の回答であった。
- ・同センターが委託している金額の決め方について、何らかの取り決めがなされているのか尋ねたところ、130万円以上であれば市が関与するという以外には特になく、相見積もりなどはとっていない場合もある旨の回答があった。
- ・そうであれば、市が直接金額の算定に関与した方が減額を見込めるのではないかと尋ねたところ、そのとおりかもしれない旨の回答があった。
- ・今年度、新たに包括委託した別業者の発注管理についてはどうなっているのか尋ねたところ、特段これまでと変わっていない旨の回答があった。

4 監査結果

(意見53)

随意契約の相当性に関しては、①地域班の存在に関しても、③軽微な修繕に対応可能である点に関しても、理由とならないか、十分な裏付けが存在しないため、説得力のあるものではなかった。

よって、随意契約以外の方式による委託が選択されるべきと考えるが、本件委託業務は平成 28 年度において別業者に包括委託されているとのことであり、解決されている。今後、同様の委託業務があるときには、契約方式につき慎重に検討されたい。

(意見 54)

同センターによる業者への業務委託は、法的には再委託と評価せざるを得ない。仮にそうではないとしても、再委託と同様の問題が生じるおそれがあるため、再委託と同様の規制・管理を行うべきである。

この点に関しては、新たに委託した業者についても従前の取扱と何ら変わりがないとのことなので、基本指針に則り、「事前手続による承認を与えた上で、市及び委託先の双方による再委託先のモニタリング等を適切に行い」、安易な丸投げがなされないよう管理されたい。

第 4 8 吉村通線（曾師工区）建物等調査再算定業務委託（その 1 4）

1 概要

- ・委託業務の名称 吉村通線（曾師工区）建物等調査再算定業務委託（その 1 4）
- ・担当課 都市整備部市街地整備課
- ・受注者 株式会社川道設計コンサルタント
- ・委託料 1,049,745 円
- ・契約方法 指名競争入札（電子入札）

2 委託業務

委託業務の場所及び委託業務の内容は次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・委託業務は宮崎市曾師町、工期は平成 27 年 6 月 1 日から平成 27 年 7 月 15 日まで。
- ・委託業務の内容は打合せ協議、現地調査、木造建物調査、照応建物の設計案の作成など、法令適合性調査、動産調査、その他通損に関する算定である。

3 内容検討

(1) 変更執行伺書において、支出区分は当初通常払、工事前払金で支払回数は 2 回払だが、支出命令書では業務委託料全額が完了検査日以後なので、当初予定と相違している理由を尋

ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

宮崎市業務委託契約定款のなかで、「業務委託料の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる」となっています。そのなかで、今回の件に関しては、受注者の意思で前払金の請求しなかったことが理由となります。

(2) 業務完了検査調書の委託履行の良否は合格72点と記載されていたので、その評価基準及び評価方法について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

委託業務成績評定表（別紙）に基づいて評価点数を算定しています。

4 監査結果

監査の結果、指摘事項等はなかった。

参考

(別表)

委託業務成績評定表

件名					課名			
受注者		業者コード			委託金額			
契約期間		自 平成 年 月 日		完了年月日	平成 年 月 日		照査技術者の有無	
		至 平成 年 月 日		検査年月日	平成 年 月 日		有：1入力	
評価項目		担当調査職員	担当係長	検査員	業務評定⑦	技術者評定		
						管理技術者	担当技術者	照査技術者
専門技術力	提案力、改善力							
	業務執行技術力							
	施行時への配慮	概略設計						
		予備設計						
	詳細設計							
	コスト把握能力							
管理技術力	工程管理能力							
	品質管理能力							
	迅速性、弾力性、調整能力							

コミュニケーション力	説明力、協調性 プレゼンテーション力							
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観							
成果物の品質								
⑩=⑦の評定店の加重平均点								
⑪=⑫業務執行上に係る過失に伴う減点								
事故等による減点								
⑭瑕疵修補又は損害賠償による減点								
⑮総合評定店=⑩+⑪+⑫+⑬+⑭								
担当調査職員の意見及び特記			担当係長の意見及び特記			検査員の意見及び特記		

第49 昭和通線（小戸之橋）交通量調査業務委託（その8）

1 概要

- ・ 委託業務の名称 昭和通線（小戸之橋）交通量調査業務委託（その8）
- ・ 担当課 都市整備部市街地整備課
- ・ 受注者 中村測建株式会社
- ・ 委託料 4,117,176 円
- ・ 契約方法 指名競争入札（電子入札）

2 委託業務

特記仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

・ 業務目的

平成 25 年 11 月の小戸之橋を通行止めによる通行止め後の交通への影響及び一ツ葉有料道路の社会実験の効果を検討するため、現在の小戸之橋周辺の交通量を調査する。

・ 業務内容

(1) 交差点交通量調査

小戸之橋及び赤江大橋に関する周辺の 6 交差点および橋橋について、方向別の 12 時間（7:00～19:00）交通量を調査する。合わせて 4 箇所、ピーク時の渋滞長調査（通過時間計測

(10 毎分を含む) も実施する。(朝 7 : 00 ~ 10 : 00、夕 16 : 00 ~ 19 : 00、10 分毎) 車種分類は、乗用車・バス・小型貨物・普通貨物の 4 車種分類と歩行者類・動力付き二輪車とする。

※なお、同業務(その 9)【右岸側】も当業務と同日に実施する予定であり、右岸側の調査業者と協力して実施するものとする。

(2) 資料のとりまとめ

調査結果を時間ごとにデータをまとめ、集計する。

3 内容検討

(1) 特記仕様書の業務目的において「本業務は、平成 25 年 11 月の小戸之橋を通行止めによる通行止め後の通行への影響及び一ツ葉有料道路の社会実験の効果を検討するため、現在の小戸之橋周辺の交通量を調査する。」とあるので、この交通量調査の委託業務結果提出後、どのような検討をしたかを尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

「昭和通線(小戸之橋)渋滞対策協議会」を開催し、市関係課をはじめ宮崎県及び県警等と検討会を実施し、旧小戸之橋撤去後の周辺道路(橋梁)の交通量の変化等を協議しながら今後の一ツ葉有料道路の半額補助のあり方等の検討も実施しています。

※平成 28 年 2 月 17 日に昭和通線(小戸之橋)渋滞対策協議会が開催され次の内容が協議された。

- ①小戸之橋架替え工事の状況
- ②通行止め後における交通安全対策
- ③最新の交通量調査結果
- ④一ツ葉有料道路(南線)交通量変化
- ⑤その他

(2) 本委託業務は指名競争入札の電子入札で行われている。案件詳細情報において予定価格は公開されており、公開することでの長所及び短所を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

予定価格の事前公表の長所と短所については次のとおりです。

予定価格事前公表の長所

- ・ 予定価格漏えいなどの不正行為が防止できる。

- ・業者が自らの積算を基に、入札に参加するかどうかの判断基準になる。

予定価格事前公表の短所

- ・積算を十分に行わない業者でも、予定価格を参考に入札が可能となる。
- ・業者の見積努力を損なわせる可能性がある。
- ・予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになる可能性がある一方、予定価格から最低制限価格が類推されることから、過当競争により落札価格が低くなる可能性がある。

4 監査結果

監査の結果、指摘事項等はなかった。

第50 昭和通線（小戸之橋）修正設計業務委託（道路土工）

1 概要

- ・委託業務の名称 昭和通線（小戸之橋）修正設計業務委託（道路土工）
- ・担当課 都市整備部市街地整備課
- ・受注者 株式会社国土開発コンサルタント
- ・委託料 10,875,600 円
- ・契約方法 指名競争入札（電子入札）

2 委託業務

特記仕様書の業務目的は次のように記載されている（以下、抜粋）。

昭和通線（小戸之橋架替え）整備事業は、平成 25 年 11 月に旧橋の撤去工事に着手し、平成 27 年度 11 月より新橋の設置工事に着手する予定である。小戸之橋の詳細設計は、平成 22 年 3 月に業務が完了している。（「平成 20 年度昭和通線（小戸之橋）詳細設計業務委託」以下、「当初設計」）

当初設計のうち橋梁部分については、平成 24 年 2 月に改訂された道路橋示方書に基づいて修正設計を完了している。（平成 25 年度 小戸之橋修正設計業務委託）

両岸の取付部分については、補強土壁およびボックスカルバートによる施工を計画しているが当初設計後に、道路土工の指針が改訂された。（擁壁工指針：H24.7 月改訂、カルバート工

指針：H22.3月改訂)

当初設計では、改訂前の指針に基づいて設計を実施しているため、本業務では、改訂後の指針に基づいた道路土工の修正設計を行うものである。

3 内容検討

(1) 受注者は完了検査日の平成28年3月22日付で業務委託料請求書を提出している。受付日は平成28年4月1日で、提出日と受付日が相違しているため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

業務委託料請求書が3月22日付で提出されましたが、支出命令日を4月1日としました。事務処理が遅れたものです。今後は早急に処理を行うものとします。

宮崎市業務委託契約約款第34条2項に発注者は業務委託料の請求があったときは請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならないと規定している。受注者の請求した日付から30日経過する日に支払っているため、契約約款には抵触しないが、受付日及び支出命令日は業務委託請求書の受領日とすべきと思われる。

(2) 予定価格書の設計以前に三者から見積書の提出を受けて、その中位の金額の一方の見積金額を設計金額に採用している。設計金額は見積書を参考にして市が独自に決定するが、その過程について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

「宮崎市歩掛見積取扱要領」のなかで見積採用方法として、見積価格の平均値を算出し、その平均値に最も近い見積価格の歩掛見積を採用しています。

(3) 上記に関連して、三者のうち最も低い見積金額を提示した法人が予定価格を事前公表しているため、結果的にその見積金額に上乗せして落札している。結果論かもしれないが、契約金額は実際の契約金額よりも低い金額で成立したと思われる。その点について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

入札方法については適正な方法で実施されており、今回の応札金額については、当該法人が適切な見積もりを行った結果であるにとらえています。

4 監査結果

(意見55)

受注者が提出した業務委託請求書の請求日と受付日及び支出命令日は同日とされたい。

第5章 1 宮崎市地震津波対策インフラ構想効果検証業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市地震津波対策インフラ構想効果検証業務委託
- ・担当課 都市整備部都市計画課
- ・受注者 国際航業株式会社宮崎営業所
- ・委託料 8,964,000円
- ・契約方法 随意契約（プロポーザル方式）

2 委託業務

特記仕様書には次のような記載がある（以下、抜粋）。

(1) 業務目的

本業務では、宮崎市地震津波対策インフラ構想及び宮崎市津波防災地域づくり推進計画に掲載された「津波の防護ラインを強化する」ための課題及び対策案について、関係機関と連携しながら津波シミュレーションを実施し、その効果について評価・検証を行うものである。

(2) 対象区域

本業務の対象区域は、宮崎市内海地区とする。

(3) 業務内容

- ①計画準備
- ②関連資料の収集整理
- ③課題・対策案の整理
- ④シミュレーション等による事業効果に関する業務
- ⑤関係部署との協議に関する業務
- ⑥打合わせ
- ⑦報告書作成

3 随意契約理由

随意契約理由書には、次のように記載されている（以下、抜粋）。

本業務は一定の目的物の引渡しを受けるものでなく、競争入札になじまないものと考え、技術提案（プロポーザル）方式による業者選定を行い、最上位の成績を収めた上記業者と随

意契約を締結するため。

4 内容検討

(1) 当業務委託は2者が参加したプロポーザル方式の随意契約であるため、参加者数が少ない理由及びその見解を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本案件に関する技術提案について、過去の実績等を鑑み11社にご案内したところ、2社から技術提案を受けましたが9社は辞退しました。(技術提案なし)

辞退した理由については、各業者から聞き取りを行っておりませんが、提案に係る技術力や業務に係る人員体制、その他の条件等を踏まえ、そのような判断をなされたものと推察するものであります。

以上のことから、11社の案内に対し、結果として2社しか提案がなかったことは、発注者としてはいかんともしがたく、やむを得なかったものです。

(2) 随意契約理由書について詳細な随意契約の理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本業務委託は、津波シミュレーションを実施するなど極めて高度で専門的な技術力を要する業務であったため、業務目的の達成が入札に適しないと判断し、プロポーザル方式により技術力などを総合的に評価し、評価の高かった1社との随意契約としたものです。

(3) 平成27年7月31日契約課で設計業務委託に該当しないと判断している。支出負担行為書の業務区分では設計委託であるため、その相違する理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本業務の契約については、プロポーザル方式を採用したことから、通常の契約課執行案件とは異なり当課契約で執行したものであります。このため、当課担当者が事務の遺漏等を防止する目的で、契約課職員に「決裁区分」の確認を行ったところ、契約課から監査人ご指摘のような指摘を受けたものであります。そもそも高度な技術力を有する土木設計コンサルタントは、ほとんどが計画・調査分野の業務も行っており、また、本業務においては、津波対策としての土木構造物の検討も想定されたことから、業務区分として「設計委託」で発注することには何ら問題は無く、本課としては逆に設計コンサルタント以外に本業務を委託する業態は他に思い至らない状況であります。したがって、契約課の「土木、

建築工事を行うものではない」ことをもって設計業務委託にあたらぬとの指摘は、当課としては設計コンサルタントの業務実施に関する認識の相違と言わざるを得ないと考えております。

また、仮に本契約金額で設計業務以外の業務委託で契約するとした場合でも、決裁区分は変わらないため、事務執行上の問題はないものと考えております。

なお、契約締結伺いの起案者は事務職であるため本委託業務内容に精通しておらず、契約課指摘事項をそのまま記録として残したものでありますが、この記録があるからといって業務執行上の問題はないものであります。

契約課の回答は次のとおりである。

本件については、都市計画課から契約課へ質問があった際、業務委託の内容等を勘案し、当業務委託は設計等業務委託に該当しない（当設計により土木・建築工事を行うものではないため）ため、1件2,000万円未満の業務（設計等業務を除く）の委託契約で、部長専決事項に該当との判断との回答をしたものです。なお、後日都市計画課へ説明したところ、本件に係る契約締結伺、支出負担行為書の業務区分については、「設計委託」を「一般委託」に訂正するということでした。

(4) 将来、土木建築工事等を行うためではないと記載されているが、設計書では土木設計事務等の積算基準を基準に作成されているため、その点について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

(3) で述べたとおり、本業務は土木設計コンサルタントと、としての技術力により遂行されるべきものであるため、通常採用している土木事業に係る調査・設計業務積算基準により積算したものです。

(5) 当業務委託は宮崎市地震津波対策インフラ構想効果検証の業務委託であるが、報告書には、対策等に基づく施設計画概算事業費の算定の記載があるため、今後の土木建築工事等の予定及び計画について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

概算事業費を算定した施設は、国・県の管理施設であるため、市で工事等を行う予定はありません。概算事業費は、施設管理者である国・県に早期事業化を要望する際の参考として算出したものです。当検証の結果を利用し、平成28年1月及び11月には、国に対し要望活動を行ったところ です。

今後とも、早期事業化について積極的に要望していく予定としております。

5 監査結果

(意見 56)

当業務委託先を選定する際に、プロポーザル方式の手続で2者の参加はより効果的な事業遂行等の観点から望ましいものではないと考えられる。参加者が少数にとどまる要因を各業者から聞き取り調査を行い、①提案書提出期限までの日数や②新規参入を困難にするような点がないよう公平性及び競争性確保を検討されたい。

(意見 57)

「設計委託」を「一般委託」に訂正することで解決することなく、都市計画課においては、業務区分として「設計委託」で発注することには何ら問題ないと回答している以上、契約締結等の専決区分は、設計委託は1件1,000万円未満の執行決定は総務部長であるべきで、契約課の契約とすべきであると考えます。

一般委託とするならば、報告書にも将来土木建築工事等を行うためでないとの記載があることから、特記仕様書の内容の見直し及び設計書の作成を土木設計事務等の積算基準で作成することを見直しされたい。契約締結の区分において、課によつての認識の相違がないよう意見を統一して契約締結されたい。

第52 平成27年度宮崎市駐輪場・路上駐輪調査及び対策検討業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 平成27年度宮崎市駐輪場・路上駐輪調査及び対策検討業務委託
- ・担当課 都市整備部都市計画課
- ・受注者 株式会社マエダ
- ・委託料 2,663,170円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

特記仕様には次のような記載がある(以下、抜粋)。

- ・業務目的

現在の駐輪場の課題を分析し、利用ニーズに合った駐輪環境を確保するため、1日を通じた駐輪台数及び路上駐輪台数を把握し、市の駐輪環境における対策方法の検討を行うことを目的とする。

・業務内容

(1) 業務計画書の作成

本業務に係る業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 調査

①調査対象

自転車、自動二輪、原動機付自転車

②調査項目

・宮崎市内中心部及び宮崎駅周辺の公営駐輪場（11箇所）における利用台数（公営駐輪場内の放置自転車の台数は分けて計上する）

・調査対象エリア内の路上駐輪台数（放置自転車禁止区域の台数は分けて計上）

・駐輪スペースの駐輪台数

・民間施設駐輪場利用状況調査（調査箇所は山形屋、Y・Y PARK、ボンベルタ橋駐輪場、アートセンター）

3 内容検討

(1) 当業務委託では3者から見積書が提出されている。その見積書の提出業者が指名業者として選定されていないため、その理由について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

見積業者は、過去に類似の調査及び計画策定業務を実施したコンサルタントを当課において選定しており、指名業者の選定にあたっては、見積業者の別業務の受注状況や受注している業務の規模等を考慮し、契約課において選定しております。

(2) 追加業務の見積書は、166,860円であるが、決定金額が179,170円の増加となった理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

諸経費率の差です。

宮崎市の積算については、宮崎県の「設計・調査及び測量業務積算基準及び標準歩掛」に

より算出しています。

(3) 報告書に路上駐輪の対策提案・活用があるが、それについての協議及び計画の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

宮崎市では、「宮崎市自転車の放置防止に関する条例」に橋通り等の自転車放置禁止区域と公共の場所（歩道等）に放置された自転車の移動整理を継続して実施しています。しかしながら、時間帯ごとの駐輪場の駐輪台数及び放置自動車台数については、把握されていない状況であり、平成 27 年度に「宮崎市駐輪場・路上駐輪調査及び対策検討業務委託」を実施しています。

本業務委託の成果については、宮崎市自転車安全利用促進計画の施策である「駐輪環境の確保」を推進するうえで、放置自動車対策等と連携を図りながら今後活用する予定です。

(4) 変更理由書には駐輪容量が不足することが予測されるため、公営駐輪場の商業施設における駐輪場の施設利用者への利用促進策を検討する必要性が生じたと記載されている。そのための追加費用の有無及び追加業務が決定された経緯について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

公営駐輪場の容量が不足することが分かり、放置自動車対策を行うにあたっては、対象区域内の商業施設にある民間が管理する駐輪場の活用が当面の容量不足の解消に有効ではないかと判断しました。

そのため、民間駐輪場の利用状況を把握する必要があったので、本業務の追加業務として増額変更により対応しました。

4 監査結果

(意見 58)

業者の見積書の金額は、設計金額より低いので、当該金額で決定すべきだと思われる。当初、市は委託契約の積算基礎として、諸経費率を用いて契約金額を決定することについては検討されたい。

(意見 59)

指名競争入札においては、委託内容が変更されることは慎重にされたい。追加業務によって生じる費用負担はできる限り回避すべきであって、現地調査や事前の入札条件の確認、業

務中の指示などを慎重に行い、追加業務の要請に対して、その要否を検討されたい。

第53 大淀川市民緑地芝生管理業務委託（親水公園）

1 概要

- ・委託業務の名称 大淀川市民緑地芝生管理業務委託（親水公園）
- ・担当課 都市整備部公園緑地課
- ・受注者 大淀造園株式会社
- ・委託料 11,556,000 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

大淀川市民緑地芝生管理業務委託（親水公園）の特記仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・管理区域及び管理内容についての記載、作業計画書の作成及び提出をすること並びに作業実施前後には、必ず監督員に報告し、作業前・中・後の写真を各管理箇所毎に撮影し、作業報告書に添付し提出することとし、提出後は監督員の検査を受けることとする。
- ・宮崎市都市公園等管理業務委託の業務仕様書には公園施設や植栽の植樹などが多岐にわたることを鑑み、公園機能の正常な維持のため専門知識に基づく提案を行うよう努めなくてはならない。

3 内容検討

(1) 作業報告書に添付されている作業前・中・後の写真にはその作業した日付の記載がないため、作業日付の必要性の有無を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

写真集への作業日付の記載は特に必要とは考えておりません。

写真集は作業実施内容の確認のため提出が求められている。市は「宮崎県県土整備部の写真管理基準」を参考にしており、それには着手前及び完成写真、施工状況写真等の添付は要求しているが、それぞれの時点での日付記載の記述はない。「いつ、何処で、誰が、何を」ということを網羅しておくことは重要であり、その要素の一つである日付は欠かせないものと思

われる。

(2) 本委託契約書は3回の部分払いが設定され、受注者が第3回目の部分払いの請求に際して、部分払出来高調書では98.6%出来高だった。その支払額は4回払い均等額の2,889,000円の支払額である。出来高は支払額に影響するのか及びその関係について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

部分払いについては、7月、10月、12月の3回、請求があれば4回払い均等額をそれぞれ支払いすることとしており、出来高は支払額に影響しないと考えております。

(3) 入札・開札調書及び予定価格の「最低制限価格の100/8」の分数は「最低制限価格の100/108」と思われるので、その分数について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

記載誤りです。

4 監査結果

(意見60)

写真集は作業実施内容の確認のため提出が求められている。市は「宮崎県県土整備部の写真管理基準」を参考にしており、それには着手前及び完成写真、施工状況写真等の添付は要求しているが、それぞれの時点での日付記載の記述はない。「いつ、何処で、誰が、何を」ということを網羅しておくことは重要であり、その要素の一つである日付は欠かせないものと思われるので検討されたい。

第54 都市公園等管理業務委託（天神山公園外）

1 概要

- ・委託業務の名称 都市公園等管理業務委託（天神山公園外）
- ・担当課 都市整備部公園緑地課
- ・受注者 有限会社守田造園土木
- ・委託料 10,368,000円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

委託業務は天神山公園外都市公園等管理業務委託で 66 箇所以上の公園及び緑地広場等の草刈・除草・芝生管理・樹木管理を行う。

3 内容検討

(1) 委託契約書には 20,000 円の印紙が貼付してある。委託契約書の委託業務の委託料は 10,368,000 円、委託料のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、768,000 円と記載されている。委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は 9,600,000 円のため印紙税は 10,000 円であるので、印紙税について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

契約書に消費税額が記載されていることから 10,000 円の印紙となります。受注者が、請負総額で判断し誤って 20,000 円の印紙を貼付したものと考えられます。

契約書が課税文書に該当する場合には民間が保管する契約書は国、地方公共団体等が作成したものとして印紙税は非課税となり、国、地方公共団体が保管する契約書は民間が作成したものとしての金額に応じて印紙税法の規定により、印紙の貼付が義務付けられている。委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は 9,600,000 円のため印紙税は 10,000 円であるので、契約に際しては印紙税についても受注者に指導が必要と思われる。

(2) 委託契約書に業務委託料の部分払の規定があり、その際の文言は「業務委託料部分支払願」となっている。委託契約書では委託料の請求および支払の文言であるため、その文言について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

請求書は別途提出してもらっており、請求の前段で提出させている書類であることから支払願となっています。

(3) 入札・開札調書及び予定価格の「最低制限価格の 100/8」の分数は「最低制限価格の 100/108」と思われるため、その分数について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

記載誤りです。

4 監査結果

(指摘事項 10)

委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は 9,600,000 円のため印紙税は 10,000 円であるので、契約に際しては印紙税について、受注者に適正な印紙を貼付するよう指導すべきである。

第 5 5 大淀川市民緑地管理業務委託（桜堤）

1 概要

- ・委託業務の名称 大淀川市民緑地管理業務委託（桜堤）
- ・担当課 都市整備部公園緑地課
- ・受注者 株式会社橘緑地建設
- ・委託料 10,800,000 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

委託業務は大淀川市民緑地における草刈管理業務であり、宮崎市都市公園等管理業務委託の業務仕様書に次の記載がある。作業計画書の作成及び提出をし、作業実施については週報の提出、また作業前・中・後の写真を各管理箇所毎に撮影し、作業報告書に添付して提出すること並びに公園内施設や植栽の樹種などが多岐にわたることを鑑み、公園機能の正常な維持のため、専門知識に基づく提案を行うよう努めなくてはならないとある。

3 内容検討

(1) 委託契約書には 20,000 円の印紙が貼付してある。委託契約書の委託業務の委託料は 10,800,000 円、委託料のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、800,000 円と記載されている。委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は 10,000,000 円のため印紙税は 10,000 円であるので、印紙税について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

契約書に消費税額が記載されていることから 10,000 円の印紙となります。受注者が、請負総額で判断し誤って 20,000 円の印紙を貼付したものと考えられます。

契約書が課税文書に該当する場合には民間が保管する契約書は国、地方公共団体等が作成したものとして印紙税は非課税となり、国、地方公共団体が保管する契約書は民間が作成し

たものとしての金額に応じて印紙税法の規定により、印紙の貼付が義務付けられている。
委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は 10,000,000 円のため印紙税は 10,000 円であるので、契約に際しては印紙税についても受注者に指導が必要と思われる。

(2) 入札・開札調書及び予定価格の「最低制限価格の 100/8」の分数は「最低制限価格の 100/108」と思われるため、その分数について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

記載誤りです。

文書の記載についてはより一層の注意を払い、確認することを要望する。

(3) 宮崎市都市公園等管理業務委託の業務仕様書には「公園内施設や植栽の樹種などが多岐にわたることを鑑み、公園機能の正常な維持のため、専門知識に基づく提案を行うよう努めなくてはならない」と記載されており、受注者からそのような提案の有無、また市側からの提案の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

当該年度での提案を受けたり求めたりの実例はありませんが、樹木の剪定方法や樹勢が弱まっている樹木等を回復させるための必要な措置などの提案を受けたり求めたりすることはあります。

4 監査結果

(指摘事項 11)

委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は 10,000,000 円のため印紙税は 10,000 円であるので、契約に際しては印紙税についても受注者に適正な印紙を貼付するよう指導すべきである。

第 5 6 橘公園花壇（橘通東 1 丁目）外 2 箇所草花植栽管理業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 橘公園花壇（橘通東 1 丁目）外 2 箇所草花植栽管理業務委託
- ・担当課 都市整備部景観課
- ・受注者 有限会社洗樹園
- ・委託料 10,692,000 円

- ・ 契約方法 指名競争入札

2 委託業務

橘公園花壇（橘通東1丁目）外2箇所草花植栽管理の管理業務であり、特記仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・ 年間植付計画及び作業内容について、詳細の作業日程についてはあらかじめ監督員と協議し作業計画書の作成、提出するものとする。
- ・ 作業の前後には、必ず監督員に報告すること。また、作業前・中・後の写真を撮影し作業報告書に添付し、提出することとする。

3 内容検討

(1) 委託契約書には20,000円の印紙が貼付してある。委託契約書の委託業務の委託料は10,692,000円、委託料のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、792,000円と記載されている。委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は9,900,000円のため印紙税は10,000円であるので、印紙税について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

委託契約額が10,000千円以下（税抜き）であるため、本来貼付する印紙は10,000円ですが、契約の際、業者が20,000円の印紙を貼付してきたため、そのまま処理しました。印紙税額が過剰であった場合、契約日から5年以内であれば還付手続きが取れるため、還付請求があることを業者へ連絡いたします。

契約書が課税文書に該当する場合には民間が保管する契約書は国、地方公共団体等が作成したものとして印紙税は非課税となり、国、地方公共団体が保管する契約書は民間が作成したものとしての金額に応じて印紙税法の規定により、印紙の貼付が義務付けられている。委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は9,900,000円のため印紙税は10,000円であるので、契約に際しては印紙税についても受注者に指導が必要と思われる。

(2) 作業報告書に添付されている作業前・中・後の写真にはその作業した日付の記載がないため作業日付の必要性の有無を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

写真管理については土木工事施工管理の写真管理になっていますが、参照している宮崎

県県土整備部の写真管理基準では、写真撮影に当たって必要とされる項目の中に、日付は特段規定されておられません。

写真集は作業実施内容の確認のため提出が求められている。市は「宮崎県県土整備部の写真管理基準」を参考にしており、それには着手前及び完成写真、施工状況写真等の添付は要求しているが、それぞれの時点での日付記載の記述はない。「いつ、何処で、誰が、何を」ということを網羅しておくことは重要であり、その要素の一つである日付は欠かせないものと思われる。

4 監査結果

(指摘事項 12)

委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は 9,900,000 円のため印紙税は 10,000 円であるので、契約に際しては印紙税についても受注者に適正な印紙を貼付するよう指導すべきである。

(意見 61)

写真集は作業実施内容の確認のため提出が求められている。市は宮崎県県土整備部の写真管理基準を参考にしており、それには着手前及び完成写真、施工状況写真等の添付は要求しているが、それぞれの時点での日付記載の記述はない。「いつ、何処で、誰が、何を」ということを網羅しておくことは重要であり、その要素の一つである日付は欠かせないものと思われるので検討されたい。

第 5 7 橘公園花壇（ホテル前）草花植栽管理業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 橘公園花壇（ホテル前）草花植栽管理業務委託
- ・担当課 都市整備部景観課
- ・受注者 有限会社昭和造園土木
- ・委託料 6,264,000 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

委託業務は橘公園花壇（ホテル前）草花植栽及び管理業務であり、特記仕様書には年間植付計画及び作業内容について及び作業計画書の作成、提出。また、作業前・中・後の写真を撮影し作業報告書に添付し、提出すると記載されている。

3 内容検討

(1) 委託契約書の第 14 条委託料の請求及び支払の規定では委託料は 3 回払いだが、支出負担行為の支出区分では部分払 3 回、支払回数 4 回と記載がされているので、相違する理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本来、委託契約書に記載のとおり、支出負担行為書の支出区分では部分払い 2 回、支払回数 3 回と記載すべきところ、部分払を 3 回と誤って記載しておりました。実際の支払回数は 3 回でした。

業務の確認事項として、委託契約書に記載した支払回数と支出負担行為書の支出区分で記載した支払回数が一致していることをチェックし、ミスのない業務を行うことが望まれる。

(2) 作業報告書に添付されている作業前・中・後の写真に、その作業した日付が草花管理の灌水状況及び草花搬入については記載されていた。他の同様な委託業務では写真集に作業日の記載がなかったが、受注者によっては写真集に作業日を記載している。

4 監査結果

(意見 62)

業務の確認事項として、委託契約書に記載した支払回数と支出負担行為書の支出区分で記載した支払回数が一致していることをチェックし、ミスのない業務を遂行されたい。

第 5 8 田野駅前広場外清掃業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 田野駅前広場外清掃業務委託
- ・担当課 田野総合支所 田野・建設課
- ・受注者 公益社団法人宮崎シルバー人材センター
- ・委託料 1,422,450 円

- ・ 契約方法 随意契約

2 委託業務

業務委託仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

委託内容及び時間は次のとおりとする。

- ・ トイレ及び周辺の清掃一式
- ・ 場所 田野駅前広場、他 5 公園
- ・ 回数 各公園につき 月曜日・水曜日・金曜日 週 3 回

3 内容検討

(1) 設計書作成において、人件費と事務費に関して、その計算根拠を問い合わせたところ、シルバー人材センターの内規で規定されているとのことで、根拠については公表できないとの回答を得た。

(2) 設計書作成の人件費の算定において、仮に、平成 26 年度宮崎県最低賃金 677 円で必要時間数 1,962 時間を乗じると 1,328,274 円となり、直営方式で運営した場合、94,176 円の減額と算定されるので、検討を要すると思われる。

4 監査結果

(意見 63)

設計書作成の段階で受注先の資料をもとに作成するのであれば、人件費・事務費の計算根拠を確認し作成されたい。

(意見 64)

設計書作成の人件費の算定において、平成 26 年度宮崎県最低賃金で算定すると、直営方式が委託方式より有利になるため、競争入札を含めて検討されたい。

第 5 9 平成 2 7 年度収納情報作成業務委託料

1 概要

- ・ 委託業務の名称 平成 27 年度収納情報作成業務委託料
- ・ 担当課 出納室

- ・受注者 株式会社宮崎銀行
- ・委託料 13,956,496 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

(1) 収納金の領収済通知書等の内容を磁気テープに収録し、収支日計報告表等関連帳票を作成する業務及びこれに付随する業務

(2) 口座振替磁気テープを分割統合する業務及びこれに付随する業務

(3) コンビニエンスストア収納代行業者が作成する収納金の内容を同項第1号の収納データに一本化する業務

3 随意契約理由

本市の指定金融機関であり、現在県内にデータ処理等の設備及び体制の整った同規模の金融機関がなく、障害時の対応（エラー処理など）にも迅速に処理できるため。

4 内容検討

(1) 契約書に印紙が貼付されていないため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

印紙税法第五条の非課税文書に該当するため。

(2) 2回契約額が変更になっている。2回目の契約において変更理由の記載がないため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

実績による負担行為額の変更（契約額の変更ではありません）

(3) 1回目の変更理由に、データ伝送での受渡に対応可能な業者へ委託先を変更するためとある。随意契約理由からすると、このような変更にも対応できるための契約であると判断されるため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

9月末のホストコンピューター終息に伴い、口座振込データの受渡方法が、「CMT（媒体）」での受け渡しから「データ伝送方式」に変更されることとなり、宮崎銀行ではデータ伝送

での受け渡しに対応できないため、対応可能な宮崎銀行コンピューターサービス株式会社と直接、契約締結を行った。

(4) 変更金額の計算根拠はあるのかを尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

H27 年度当初予算時の積算（H25 年度の実績×伸び率（H25－H26）×消費税による。

5 監査結果

監査の結果、指摘事項等はなかった。

第 6 0 議会案内業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 議会案内業務委託
- ・担当課 議会事務局総務課
- ・受注者 一般社団法人宮崎市庁友会
- ・委託料 5,058,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・発注者は議会案内業務等について以下のとおり定め、受注者は誠実に業務を実施することに努めることとする。
- ・業務実施日は月曜日から金曜日までの週 5 日間とし、宮崎市の休日を定める条例第 1 条に規定する「市民の日」を除いた日とする。
- ・業務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとし、休憩・休息時間は職員の例によるものとする。
- ・業務内容は議会案内業務窓口従事業務に関する事、会派業務に関する事、その他発注者の指定する業務に関する事。
- ・受注者は発注者の定める「業務実施報告書」により、毎日その業務実施について、議会事務局総務課長の検収を受け、当該年度末に発注者に提出すること。

ただし、発注者から請求があった時はいつでも提示できるよう月ごとに整理しておくものとする。

3 内容検討

(1) 委託契約書には 10,000 円の印紙が貼付してある。委託契約書の委託業務の委託料は 5,058,000 円、委託料のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、374,666 円と記載されている。委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は 4,683,334 円のため印紙税は 2,000 円であるので、印紙税について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

印紙税法によると、当該契約は請負契約に該当します。請負契約の印紙税区分では、「税抜 500 万円を超え 1,000 万円以下 10,000 円」、「税抜 300 万円を超え 500 万円以下 2,000 円」。よって当該契約の印紙税は 2,000 円です。

是正します。

契約書が課税文書に該当する場合には民間が保管する契約書は国、地方公共団体等が作成したものとして印紙税は非課税となり、国、地方公共団体が保管する契約書は民間が作成したものとしての金額に応じて印紙税法の規定により、印紙の貼付が義務付けられている。委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は 4,683,334 円のため印紙税は 2,000 円であるので、契約に際しては印紙税についても受注者に指導が必要と思われる。

(2) 委託契約書によると、受注者は四半期ごとに各期の初月に委託料を請求（4,5,6 月分を 4 月に請求）し、その月内に支払う前金払を採用しており、設計書では毎月従事者に支払う給料手当が主な委託金額である。支払方法として部分払いを採用しない理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

契約書に前金払いについての条項（第 4 条）を記載し、前金払いを採用しています。

委託契約書第 4 条（以下、抜粋）

- ・受注者は、四半期ごとに各期の初月に委託料を発注者に請求できるものとする。
- ・発注者は、支払の請求があったときは、その日から 30 日以内に委託料を受注者に支払わなければならない。

確かに、前金払いは委託契約書第 4 条のとおりであるが、前金払いを採用して部分払いを採用しない理由については回答がなかった。

(3) 随意契約理由書の随意契約理由のとおりであれば委託契約書第 7 条再委託禁止の条項の

ただし書き以下の文言は必要ではないと思われるので、その文言の必要性の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

宮崎市の委託契約書の様式中「再委託等の禁止」についての条項に当該ただし書が記されています。ただし書の必要性については今後検討し、適切な措置を講じます。

委託契約書第7条には、「受注者は、委託業務の処理を他に委託し、または、請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」と記載されている。

随意契約理由書には、本業務は会派控室内の業務並びに来訪者に対する案内業務が主なため、議員の政治活動等の秘密事項に接することが多く、守秘義務が厳に求められ、また、全ての議員に対して公平中立な立場で接しなければならない。本業務委託予定の相手方は、利益を目的とした法人とは異なり、本業務の趣旨に沿う「市政と密接に関連する事業を行うことにより市政発展に資する」ことを目的として設立された法人であり、同様の業務目的の法人は他にないため、随意契約を締結すると記載されている。

委託契約の再委託等の禁止条項にある、ただし書規定は例外的な措置であり、検討を要すると思われる。

(4) 委託契約書及び仕様書では業務実施報告書の提出を義務付けている。業務実施報告書は簡単な書式内容であるが、添付書類には別途、「議員出欠表」がある。その書類の提出の義務付けはされてはいるが、その「議員出欠表」は詳細なものであり、仕様書に提出の義務付けを記載することが適切と思われるので、その点について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

議員出欠表は、業務実施報告書の一部とみなしています。ご指摘のあった明記の必要性については今後検討し、適切な措置を講じます。

業務内容のうち議会案内業務窓口従事業務は重要な部分を占めるため、仕様書に「議員出欠表」の明記及び提出について記載することが適切であると思われる。

(5) 業務完了届はあるが、委託業務検査命令書及び業務完了検査調書の添付がないので、これらの書類の作成の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

委託業務検査命令書および業務完了検査調書は、作成しておりません。しかし宮崎市財務

規則第 140 条に照らし当該書類は必要です。今後は作成します。

宮崎市財務規則第 140 条に、検査員は、検査を行ったときは、検査調書を作成し、市長に提出しなければならないとある。

委託業務が完了した場合には業務完了届、委託業務検査命令書、業務完了検査調書は必要な書類であるため、作成・保存をすべきである。

4 監査結果

(指摘事項 13)

委託契約書には 10,000 円の印紙が貼付されている。委託料のうち消費税及び地方消費税の額を除いた本体価格は 4,683,334 円のため貼付する印紙は 2,000 円であるので、委託契約に際して、適正な印紙を貼付するよう受注者に指導すべきである。

(指摘事項 14)

委託業務が完了した場合には、委託業務検査命令書、業務完了検査調書は必要な書類であるため、作成し保存をすべきである。

(意見 65)

委託契約書に記載されている再委託等の禁止条項のただし書規定は例外的な措置である。随意契約理由に議会案内業務のできる法人は他にないとの趣旨の記述があるため、ただし書規定の必要性について検討されたい。

(意見 66)

委託業務内容のうち議会案内業務窓口従事業務は重要な部分を占めるため、仕様書に「議員出欠表」の明記及び提出を盛込むことを検討されたい。

第 6 1 平成 27 年度遊休農地所有者等に関する権利調査業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 平成 27 年度遊休農地所有者等に関する権利調査業務委託
- ・担当課 農業委員会事務局
- ・受注者 宮崎県行政書士会
- ・委託料 2,400,000 円 (後に 4,764,000 円に増額)
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

（業務の内容）

第2 受注者は、別添「平成27年度遊休農地所有者等に関する権利調査業務委託契書」に示すところに従い、同契約書に記載された所有者（以下「調査対象被相続人」う。）に係る相続人の調査を実施し、戸籍簿等調査票（別紙様式第1号）及び相続関係説明図（別紙様式第2号）を作成するものとする。

（調査方法）

第4 相続人の調査は、戸籍、除かれた戸籍、原戸籍、戸籍の附票及び住民票等（以下「戸籍等」という。）の謄本又は抄本（以下「戸籍謄本等」という。）により行うものとする。

2 宮崎市内の戸籍謄本等は、発注者が公用にて取得し、受注者に支給するものとする。

3 宮崎市外の戸籍謄本等は、受注者が、発注者が支給する戸籍謄本等交付申請書に必要事項を記載したものを当該戸籍等を所管する市区町村あてに郵送等により請求し、発注者が交付を受けるものとする。

4 3により発注者が受領した戸籍謄本等は、速やかに受注者へ支給するものとする。

5 3の交付申請書を郵送する場合は、発注者が受注者に支給する返信用の封筒を同封するものとする。また、申請に用いた申請書の写しは受注者が保管し、成果品と合わせて発注者へ提出するものとする。

（相続関係説明図の作成）

第5 受注者が作成する相続関係説明図は、相続系譜を記載し、系譜中の順次の相続人について、氏名、続柄、生年月日を記載するものとする。

相続関係説明図は、1人以上の調査対象被相続人の全系譜を記入しきれない場合は、相続関係を明瞭にして、2枚以上にわたって記載するものとする。

3 内容検討

(1) 随意契約の相当性

本件委託業務は、宮崎県行政書士会に随意契約の方式により業務委託されているところ、契約方式に関する理由としては次のように記載されている（以下、抜粋）。

通常業務において登記事項証明書、戸籍謄本の写し等を取得する業務は行政書士が専門的

に行っており、宮崎県下の行政書士が加入している宮崎県行政書士会に委託することで効率的かつ安全に業務を行えるため。

しかし、登記事項証明書や戸籍謄本の取り寄せを日常業務として行っているのは行政書士だけではなく、司法書士や弁護士も同様である。また、両専門職については、行政書士同様に守秘義務を負っている観点からも、効率性・安全性の面で何ら問題はない。

そこで、当業務委託では、なぜ司法書士会や弁護士会が対象とならなかったのか尋ねた。担当課の回答は次のとおりである。

当時、同様の委託をしているところがあるか県内の他市町村に照会したところ、えびの市が県行政書士会と委託契約していた。県司法書士会、県弁護士会では会としては、委託業務は受けておらず、効率的かつ安全に業務を行うため、宮崎市は県行政書士会と委託契約をすることとした。

この点、県司法書士会は定かではないものの、県弁護士会においては、かなり以前から各種相談事業などを地方公共団体から受託している事実がある。

(2) 委託料の相当性

本件業務委託契約書においては、委託料については第2条に「発注者は、本件業務の実施に当たり、次のとおり受注者に対し委託料を支払う。ただし、調査実績に基づいた出来高に応じて支払うものとする。委託料の額、金2,400,000円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）」と記載されていた。

そして、設計書及び見積書には、その積算根拠として

戸籍の収集業務	20通	3,000円	60,000円	
相続関係説明図作成業務	10人	3,000円	30,000円	
成果物チェック業務	1式	9,000円	9,000円	事業費合計の1割
管理諸費	1式	1,000円	1,000円	

が示されており、1案件あたり10万円の見積もりがなされていた。

しかし、戸籍の収集については、所定の申請書に記入し郵送にて取得するのが通常であり、そこまでの手間がかかる業務ではない。

また、当業務委託では事業終了後に変更契約がなされているが、多数の相続人がいた案件につき多くの戸籍取得があったことで、全24件中300,000円を超えているのが7件のの

ぼり、一番高額な案件は667,000円にもなっていた。弁護士も裁判などの準備のため、相続関係図の作成を行うが、調査のみで60万円を超える金額を請求することは、あまり考えられない。結果として、本件委託業務の委託料も、当初の見積金額であった2,400,000円の約2倍にあたる4,764,000円となった。

そこで、上記のような委託料の計算方法をとった理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

戸籍収集業務においては、「戸籍等調査票（別紙様式第1号）」の作成や相続持分計算及び相続人を判断していく作業も含んでおり、適正との判断をした。

また、追加支出の費用についても、先の計算方法を踏襲した理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

出来高に関する相続人の数については案件差があり、見込み数を上回るものについても、同様の調査量が必要との判断から1通あたり3,000円の同額とした。

しかし、相続持分計算や相続人判断としては、「相続関係図作成業務」に含まれていると考えられる。

4 監査結果

(意見67)

本件については、他の専門士業団体が委託業務を受けていないという誤解に基づき随意契約を行ったことで、結果的に予想外の高額な委託料を支払うことになっている。

その意味では、随意契約が例外的取扱であるという根本に立ち返り、単なる第三者の情報を鵜呑みにするのではなく、対象団体に照会を行うなど調査を行ったうえで随意契約が相当か否か判断されたい。

また、見積書や積算書には計算根拠が示されていたものの、契約書や仕様書には実績に関する計算根拠が示されていなかった。その意味では、追加請求があった段階で交渉の余地もあったと思われ、受注者の請求額をそのまま支払った点も疑問がある。

契約書・仕様書につき、明確な計算基準が示されるよう記載の在り方を検討されたい。

第6章 宮崎市立国富小学校外10校消防用設備点検業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市立国富小学校外10校消防用設備点検業務委託
- ・担当課 教育委員会学校施設課
- ・受注者 株式会社協同防災
- ・委託料 3,240,000円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

- ・学校内消防用設備の総合の機器点検1回及び機器点検1回
- ・消防用設備等に故障があること、その他設備が正常に作動していないことを発見した時は、ただちに、その原因を調査し、その結果を報告すること。

3 内容検討

(1) 業務完了検査調書の委託履行の良否に合格（普通）と記載されているため、その評価基準、評価方法について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

宮崎市において、設計コンサルタント等を除く業務委託については、評価表は不要としており、点数評価を行っておりません。

このことから、検査調書の良否欄については、履行の確認ができたものについて“合格（普通）”や“合格（良）”の記載をしています。普通・良の判断については、定められた評価方法、基準等はなく、案件ごとに報告書等を確認のうえ判断しています。

(2) 仕様書には改修の必要な箇所が見つかった場合には、見積書の提出を要求しているため、その見積書について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

8月点検分は受注者より提出がありましたが、改修完了後に処分いたしました。3月点検分は、点検報告書に添付いたしました。

(3) 点検結果報告書に、1部日付がないものが見受けられた。受付印がない理由について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

押印もれです。

(4) 仕様書には、点検の実施について当該予定1週間前に作業日程表を提出することとされている。その資料について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

計画書については、各受注者より提出がありましたが、業務完了後に処分いたしました。

4 監査結果

(意見 68)

履行確認時において、書面によらず口頭による確認などを行った場合においては、実施した確認事項や適正と判断した過程など確認結果を文書として作成・保存し事後にプロセスが確認できるようにすることが望ましい。

委託業務の実態把握を行い、次年度以降の積算価格に反映させることで、業務の経済効率性を上げることが可能となると考える。

(意見 69)

消防用設備点検業務詳細には、改修が必要な箇所及び異常が見つかった場合には、そのことを学校ごとにまとめて、改修必要箇所を図面で示し、見積書も同時に提出することと記載してある。受注者が8月点検分の提出をした際に、業務完了後に処分したとあるが、業務完了後に処分せず、保存すべきであると考え。したがって、見積書は今後の積算根拠となるものであるため、保存されたい。

(意見 70)

消防用設備点検業務詳細には、点検報告書の日付及び立会い者欄の記載漏れは一切受け付けないものとする旨と記載しているが、日付がないものを受け付けている。今後、注意されたい。

(意見 71)

作業日程表は、委託業務完了の確認のための検査を行う時の重要な資料であり、可否の判断基準となるものであるため、保存されたい。

第63 宮崎市立中学校機械警備及び巡回警備業務委託（南部2）

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市立中学校機械警備及び巡回警備業務委託（南部2）
- ・担当課 教育委員会学校施設課
- ・受注者 セコム宮崎株式会社
- ・委託料 11,556,000 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

(1) 機械警備

- ・受注者は宮崎市立中学校に設置された警報機器によって伝達される異常の有無を次に定めるところに従って監視もする。
- ・受注者は異常を受信してこれを示す機械設備及び当該機械設備の正常作動を確認し得るに必要な機器をその管制本部に設置し、業務実施時間中管制担当員を定め、宮崎市立中学校にかかる異常の有無を間断なく監視するものとする。

(2) 巡回警備

- ・原則として、警備該当日及び時間内に1施設につき1回の巡回とする。

3 内容検討

平成27年度の委託業務については適正である。平成26年度の委託業務について検討する。

平成26年度の1回目の支払いは平成26年6月4日であり、支払いが遅れているため、その遅延理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

市は作業実施報告書を5月15日に、請求書を5月20日に受領しております。しかしながら、作業実施報告書の作成日は5月1日付けとなっているため、提出が遅れた理由、及び業者への指導状況について調査いたしましたが、当時の記録が残っていなかったため、不明でした。

4 監査結果

(意見 72)

契約書第 11 条において履行遅延の場合における損害金の対象となる可能性があるため、当該理由については把握しておくべきである。契約書においては、第 12 条において、受注者は作業実施の内容をその都度記録し、作業実施月の翌月 5 日までに発注者に報告しなければならないと規定され、委託料の支払いについては、受注者は発注者により作業完了の確認を受けた後、作業実施月の翌月 5 日までに発注者に対して委託料の支払いを請求するものとし、発注者は支払請求があった時は、その日から 30 日以内に受注者に委託料を支払わなければならないと規定されている。

第 11 条の履行遅延の場合における損害金の対象となり、契約書違反の可能性があるので、当該履行遅延について、その理由を把握しておきたい。

第 6 4 宮崎市立大淀中学校外 9 校消防用設備点検業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市立大淀中学校外 9 校消防用設備点検業務委託
- ・担当課 教育委員会学校施設課
- ・受注者 有限会社ディーシーシステム
- ・委託料 3,780,000 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

学校内消防用設備の総合の機器点検 1 回及び機器点検 1 回

3 内容検討

(1) 仕様書の特記事項（屋内消火栓設備、非常放送設備）について記載されている。その資料について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

点検報告書に添付されている「屋内消火栓用ホース設置状況」がホース管理表にあたりま

す。非常放送設備については、記載漏れです。

(2) 仕様書では、改修が必要な箇所等が見つかった場合、改修必要箇所を図面で示し、見積書も同様に提出することとある。その資料について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

図面については点検報告書をご参照ください。

見積書については、8月点検分は受注者より提出がありましたが、改修完了後に処分いたしました。3月点検分は、報告書に添付いたしました。

4 監査結果

(意見 73)

仕様書の特記事項の書類の記載漏れが見られた。点検されているかどうかの確認ができていないか疑問となる。注意されたい。

仕様書の共通事項に、改修が必要な箇所及び異常が見つかった場合には、そのことを学校ごとにまとめて、改修必要箇所を図面で示し、見積書も同時に提出することと規定されている。当見積書は業務完了後においても保存されたい。

積算の基礎とするために業者から参考見積を入手しているが、見積書の提出依頼文書のみが残っているだけで、見積書が綴じられておらず、不適切である。積算の根拠や基礎とした文書は保存されたい。

第65 宮崎市立中学校緊急通報装置保守管理業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市立中学校緊急通報装置保守管理業務委託
- ・担当課 教育委員会学校施設課
- ・受注者 株式会社アサヒコア
- ・委託料 4,276,800 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

随意契約理由書には、業務内容として次のように記載されている（以下、抜粋）。

各中学校に設置した緊急通報装置本体等の保守管理業務。宮崎県警察本部に対する設置変更承認申請、廃止届等の必要が生じた場合の事務業務。3ヶ月に1回の定期点検及び宮崎県警察本部の通報試験の実施。

3 内容検討

・随意契約の相当性

随意契約とする理由に関して、次のように記載されている（以下、抜粋）。

緊急通報システムの運営管理については宮崎県警が許可した2業者〔DSF(株)、(株)アサヒコア〕のみが実施できる。本契約にある中学校の機器等については(株)アサヒコアが設置している。また、機器の保守管理については、企業間で取扱契約を締結しており、各中学校にある機器等の取扱いが出来る業者は(株)アサヒコアだけである。機器の取替えを行うときは2社による入札を行う。

しかし、本件については、委託業務の途中に受注者から再委託の申請があり、一度、市において承諾を行ったものの、後日、取下げがなされた経緯があった。なお、再委託先とされていた業者は「テルウェル西日本株式会社」であり、再委託の業務内容は「現場対応（作業）」、選定理由は「テルウェル西日本株式会社の機器を導入しており、再委託を行うことにより迅速な緊急対応且つ業務の円滑な効率化を図る」というものであった。

そこで、担当課に対して再委託が可能であれば、2業者に限らず委託を検討することが可能ではないかという趣旨で、業者見直しの可能性を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

再委託を許可した業務は、委託している業務の一部です。すべての業務を行うことができる業者は、契約していた2業者以外にないとのことでした。

4 監査結果

(意見 74)

担当課の回答によると、再委託した業務内容は一部に過ぎないということであるが、業務内容は「現場対応（作業）」とされており、それ以外の業務自体が想定しづらい。基本指針では再委託について「事前手続による承認を与えた上で、市及び委託先の双方による再委託先のモニタリング等を適切に行うことが必要。その際、委託業務のほとんどを一括

して再委託（いわゆる丸投げ）していないことを確認することも必要。」としており、今後は再委託された範囲の確認と取引業者の再検討をされたい。

第66 学齢簿事務システム再構築業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 学齢簿事務システム再構築業務委託
- ・担当課 教育委員会学校教育課
- ・受注者 株式会社佐賀電算センター
- ・委託料 3,999,240 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

委託業務の目的は宮崎市教育委員会学校教育課において、現在稼働中の宮崎市教育委員会事務支援に新入学処理及び学齢簿管理に係る用務を支援するため学齢管理支援システムを追加導入するもので、教育委員会事務支援システムから住民情報を取得し、新入学における指定校登録、各種異動情報の管理、学齢簿管理及び各種統計や通知書等の作成業務を行う。

また、本システムから稼働中の就学援助システムに児童・生徒情報の連携を行うなど、一元的かつ効率に処理できるシステムの構築である。

3 内容検討

(1) 予定価格書の予定価格は受注者が提出した委託見積書の金額と同額のため、その経緯を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本契約は、委託内容や費用に鑑み、一社随契がふさわしいと考えられたため、契約予定業者から受領した参考見積をもとに予定価格を設定しており、同業者から提出のあった契約時の見積書も参考見積から金額の変更がなかったため、同額となっております。

随意契約理由書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

平成25年度に導入した株式会社佐賀電算センターの就学援助システムに同業者の学齢簿

システム機能を追加導入することで、サーバの追加増設が不要となり、サーバの追加設置費用及びその保守費用が不要となる。さらに、既に住民基本台帳データとの連携については、就学援助システム構築の際に対応済であるため、その費用も不要となり、他社に比べて安価に導入できる。

(2) 通常、記載されている予定価格書の入札書比較価格がなかったため、記載の必要性の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

契約課に確認したところ、一社随契の場合も、入札書比較価格の記載は必要であるとの回答をいただきました。今後の契約においては契約時に随時確認しながら不備のないよう務めてまいります。

委託料を決定する際に、予定価格書の入札書比較価格は大事な要素となるので記載漏れのないよう確認が必要である。

(3) 随意契約理由書の随意契約を必要とする理由のとおりであれば、委託契約書の再委託等の禁止のただし書きは必要ないのではないかと判断されるため、そのただし書きの必要性の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本契約は、委託内容や費用を考慮した結果、一社随契としているため、他業者への再委託はないと思われましたが、契約にあたり、必要ないと考えられなかったため、委託契約書の再委託等の禁止条項についても記載しております。契約課に確認したところ、随契の場合、再委託の可能性は低いと考えられるが、削除しなければならないものではないとのことでした。

委託契約には再委託等の禁止条項があり、例外として、書面により市の承諾を得たときは再委託を認める規定である。市は受注者と契約をしたのであり、委託契約当初は再委託が予定されていないのであれば、ただし書きは必要ないと思われる。

4 監査結果

(指摘事項 15)

委託料を決定する際に、予定価格書の入札書比較価格は大事な要素となるので記載漏れのないよう確認すべきである。

第67 大宮小学校学校給食食材加工等業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 大宮小学校学校給食食材加工等業務委託
- ・担当課 教育委員会保健給食課
- ・受注者 宮崎誠和産業株式会社
- ・委託料 40,166,280 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- (1) 作業工程表及び作業動線図の作成
- (2) 食材の検収及び保管
- (3) 調理
- (4) 検食の実施
- (5) 配缶及び配膳
- (6) 食器等の洗浄、消毒、保管
- (7) 食物アレルギー対応
- (8) 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等
- (9) 調理器具・調理用品等の状態管理
- (10) 残菜及び厨芥の廃棄
- (11) その他前各号に付帯するその他必要な業務

3 内容検討

(1) 積算金額と契約金額の乖離があるので、最低制限価格の妥当性が検討されているのか尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

最低制限価格については導入時に他市の状況も参考に、一定の割合を決めています。また、適切な業務履行と労働条件悪化の未然防止を念頭に、宮崎市調理員配置基準による配置人

数に応じた職員の配置割合で算出した金額を設計に反映させております。
最低制限価格についてはその割合を慎重に設定する必要があると考えますが、入札時には最低制限価格を下回る業者もあることから、ある程度の妥当性はみられるところです。

(2) 給食食材加工等業務委託で、落札限度を設定している理由を尋ねた。

契約課の回答は次のとおりである。

保健給食課に確認したところ、「受注機会の確保と均等化を図るため、同一入札日に行われる入札総件数の半数を、一業者が落札できる落札限度件数としています。本件の場合は、同一日に8件の入札案件があったため、4件を落札限度として設定しました」とのことでありました。

契約課の見解としては、いわゆる「取り抜け方式」は、中小事業者の過大受注による品質の低下防止や受注機会の均等による地場産業育成を目的としたものであり、問題はないものと考えます。

4 監査結果

(意見 75)

委託業者の選定で、7者(5者入札、2者辞退)による指名競争入札の結果、宮崎市の受注者が選定されている。宮崎市の業者は5者中2者だけであり、その2者は最低制限価格の付近で入札している。

最低制限価格を設定する目的としては、不当に安値での受注(いわゆるダンピング)を防止するとともに、契約の内容に適合した履行とその品質を確保する観点から設定されている。地場産業育成としては妥当なのかも知れないが、金額の乖離があり、慎重に設定する必要があると考えるので、検討されたい。

第68 大淀小学校学校給食食材加工等業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 大淀小学校学校給食食材加工等業務委託
- ・担当課 教育委員会保健給食課
- ・受注者 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社宮崎営業所
- ・委託料 40,843,440円

- ・ 契約方法 指名競争入札

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- (1) 作業工程表及び作業動線図の作成
- (2) 食材の検収及び保管
- (3) 調理
- (4) 検食の実施
- (5) 配缶及び配膳
- (6) 食器等の洗浄、消毒、保管
- (7) 食物アレルギー対応
- (8) 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等
- (9) 調理器具・調理用品等の状態管理
- (10) 残菜及び厨芥の廃棄
- (11) その他前各号に付帯するその他必要な業務

3 内容検討

入札・開札調書では半数の参加業者の入札金額は最低制限価格を下回っている。この場合、設計金額自体の見直しの有無について、その見解を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

設計については、宮崎市調理員配置基準による配置人数に応じた配置割合や直接経費の積算基準を定め、それを基に積算しております。適切な業務履行の確保と労働条件悪化の未然防止の観点から、設計金額の見直しについては慎重に行わなければならないと考えます。

4 監査結果

(意見 76)

委託業者の選定で、7者（6者入札、1者辞退）による指名競争入札の結果、宮崎市内に営業所がある受注者が選定されている。

大宮小学校学校給食食材加工等業務委託の設計金額の配置基準は5人で、大淀小学校学校給食食材加工等業務委託の設計金額の配置基準は4.5人である。同一業種であり、規模的に

は大宮小学校が大きいですが、委託契約金額は大淀小学校学校給食食材加工等業務委託が大きく、委託契約金額において逆転現象が生じている。

さらに、最低制限価格を下回った者の入札が半数あるが、最低制限価格を下回った者はいずれも最低制限価格付近であり、仮に決定したとしても契約の内容に適合した履行の確保を妨げるような金額とは考えにくい。その入札価格は落札価格より相当低い金額である。

設計金額が適正であるか、最低制限価格の設定が妥当かどうかを検証されたい。

第69 住吉小学校学校給食食材加工等業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 住吉小学校学校給食食材加工等業務委託
- ・担当課 教育委員会保健給食課
- ・受注者 株式会社文化コーポレーション
- ・委託料 40,791,600 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- (1) 作業工程表及び作業動線図の作成
- (2) 食材の検収及び保管
- (3) 調理
- (4) 検食の実施
- (5) 配缶及び配膳
- (6) 食器等の洗浄、消毒、保管
- (7) 食物アレルギー対応
- (8) 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等
- (9) 調理器具・調理用品等の状態管理
- (10) 残菜及び厨芥の廃棄
- (11) その他前各号に付帯するその他必要な業務

3 内容検討

(1) 積算金額と契約金額の乖離があるので、最低制限価格の妥当性を検討しているのか尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

最低制限価格については導入時に他市の状況も参考に、一定の割合を決めています。また、適切な業務履行と労働条件悪化の未然防止を念頭に、宮崎市調理員配置基準による配置人数に応じた職員の配置割合で算出した金額を設計に反映させております。

最低制限価格についてはその割合を慎重に設定する必要があると考えますが、入札時には最低制限価格を下回る業者もあることから、ある程度の妥当性はみられるところです。

(2) 当業務委託及び大宮小学校学校給食食材加工等業務委託は、同業種、同規模で同日の入札であるが、指名業者が違う理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

指名競争入札に関しましては、「物品売買等の契約についての指名競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱」の業者指名基準に基づき、地理的要件及び実績要件を勘案して各業者の指名回数を設定をし、案件ごとに業者を割り振っているために、指名業者が異なるものであります。

4 監査結果

(意見 77)

委託業者の選定で、7者（5者入札、2者辞退）による指名競争入札の結果、市の受注者が落札している。市の入札者は2者だけである。決定金額は、大淀小学校学校給食食材加工等業務委託より配置基準が5人で設計金額が高いにもかかわらず低い価額で決定されている。少なくとも同業種同規模で、このような逆転現象が生じることにつき委託業務内容の検証をされたい。

今後の選定のために任意に辞退理由を聞き取り、あるいは辞退理由書を提出依頼し、検証されたい。

第70 檜小学校学校給食食材加工等業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 檜小学校学校給食食材加工等業務委託
- ・担当課 教育委員会保健給食課
- ・受注者 株式会社文化コーポレーション
- ・委託料 31,962,600 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- (1) 作業工程表及び作業動線図の作成
- (2) 食材の検収及び保管
- (3) 調理
- (4) 検食の実施
- (5) 配缶及び配膳
- (6) 食器等の洗浄、消毒、保管
- (7) 食物アレルギー対応
- (8) 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等
- (9) 調理器具・調理用品等の状態管理
- (10) 残菜及び厨芥の廃棄
- (11) その他前各号に付帯するその他必要な業務

3 内容検討

指名競争入札の落札率が低く、最低制限価格の設定がかなり低い割合だと思われたので、その設定理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

檜小学校の配置基準は4人で、設計時は宮崎市調理員配置基準による配置人数に応じた配置割合や直接経費の積算基準により、正社員3人、パート1人で積算しております。最低

制限価格については、仕様書に「配置基準の半数以上は正社員とする」としていることから、それをふまえた上で別途基準を設けております。

4 監査結果

(意見 78)

最低制限価格の割合を大宮・大淀・住吉各小学校学校給食食材加工等業務委託と同様の割合にすると、最低制限価格を下回る業者が7者入札中、3者である。適正な業務履行の確保と労働条件悪化の未然防止の観点からすると、懸念事項であるので今後検討されたい。

第7 1 恒久小学校学校給食食材加工等業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 恒久小学校学校給食食材加工等業務委託
- ・担当課 教育委員会保健給食課
- ・受注者 株式会社文化コーポレーション
- ・委託料 30,705,480 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- (1) 作業工程表及び作業動線図の作成
- (2) 食材の検収及び保管
- (3) 調理
- (4) 検食の実施
- (5) 配缶及び配膳
- (6) 食器等の洗浄、消毒、保管
- (7) 食物アレルギー対応
- (8) 施設・設備の衛生管理及び清掃、日常点検等
- (9) 調理器具・調理用品等の状態管理
- (10) 残菜及び厨芥の廃棄

(11) その他前各号に付帯するその他必要な業務

3 内容検討

指名競争入札の落札率が低く、最低制限価格の設定がかなり低い割合だと思われたので、その設定理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

恒久小学校の配置基準は4人で、設計時は宮崎市調理員配置基準による配置人数に応じた配置割合や直接経費の積算基準により、正社員3人、パート1人で積算しております。最低制限価格については、仕様書に「配置基準の半数以上は正社員とする」としていることから、それをふまえた上で別途基準を設けております。

4 監査結果

(意見 79)

最低制限価格の割合を大宮・大淀・住吉小学校学校給食食材加工等業務委託と同様の割合にすると、最低制限価格を下回る業者が、7者入札(2者辞退)中4者になり、適正な業務履行の確保と労働条件悪化の未然防止の観点からすると、懸念事項である。

設計金額と決定金額の乖離が1年分の人件費を超えているということは、労働条件の悪化が懸念される。

設計金額を作成する上で、他市の状況等も確認し、さらに見直す必要があるかどうか検討されたい。

第72 宮崎市高岡学校給食センター配送業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市高岡学校給食センター配送業務委託
- ・担当課 教育委員会保健給食課
- ・受注者 日本図書輸送株式会社宮崎営業所
- ・委託料 4,752,000円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・履行日は宮崎市高岡学校給食センター（以下「高岡センター」という。）の給食実施日及び宮崎市の指定日とする。
- ・高岡小学校、穆佐小学校、浦之名小学校、高岡中学校の生徒及び教職員等を対象とし、配送食数は、高岡センターが作成した献立表に基づく献立ごとに高岡センターの指示する食数とする。

3 内容検討

随意契約理由書には平成 23 年の指名競争入札が不調であったので、当受注者と随意契約を 5 年間行うとある。当委託業務で使用する配送車は市所有であり、無理に随意契約を行うのではなく、市直営の方策が考慮されるので、その市直営の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

合併調整方針に基づき、平成 23 年の指名競争入札分から配送業者へ委託することとしていた。

<合併調整方針>

当面現行どおり、合併後 5 年を目処に、運営形態について検討する。

4 監査結果

監査の結果、指摘事項等はなかった。

第 7 3 宮崎市佐土原域学校給食用米飯加工等業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市佐土原域学校給食用米飯加工等業務委託
- ・担当課 教育委員会保健給食課
- ・受注者 有限会社長田製パン工場
- ・委託料 12,037,143 円
- ・契約方法 単価契約（随意契約）

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・履行日は宮崎市佐土原学校給食センター（以下「佐土原センター」という。）が作成した献立表に基づく米飯の日とする。
- ・対象校及び数量、実施回数は佐土原小学校及び那珂小学校、広瀬小学校、広瀬北小学校、広瀬西小学校、佐土原中学校、広瀬中学校、久峰中学校の児童・生徒及び教職員等を対象とし、佐土原センターが指示する数量とする。米飯の実施回数（予定）は約 120 回とする。
- ・業務内容は炊飯業務、配送業務等とする。
- ・衛生管理及び安全管理

3 内容検討

(1) 委託業務仕様書の衛生管理及び安全管理の項目のうち受託者は、業務従事者に対して年 1 回以上の定期健康診断及び腸内細菌検査を行うこととされている。宮崎市中心学校給食センター配送業務委託など他の配送業務委託では腸内細菌検査は月 2 回とされているが、当委託契約では腸内細菌検査は月 2 回とされていない理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

本業務委託については、平成 22 年度まで佐土原学校給食会が宮崎県学校給食会と学校給食用物資売買契約を締結し宮崎県学校給食会が選定した(有)長田製パン工場が米飯を納入しておりました。米飯については炊飯の費用がかかることから、米飯設備をもつ市内の他センターの保護者費用負担の不平等を解消するために、炊飯にかかる費用を宮崎市が負担することとしたものです。

学校給食衛生管理基準の中では「学校給食従事者は腸内細菌検査を毎月 2 回以上すること」としており、学校給食センターの配送に携わる者は学校給食従事者として位置づけられているため配送業務委託において腸内細菌検査を月 2 回としておりますが、(有)長田製パン工場に関しては牛乳やパン等の納入業者と同じで学校給食衛生管理基準が適用される事業所ではないため、腸内細菌検査は月 2 回としていないものです。

(2) 委託業務仕様書の衛生管理及び安全管理の項目にある定期健康診断及び腸内細菌検査を行うとあるため、その結果通知書の写しの保管の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

仕様書の中で

・受託者は、業務従事者に対して年1回以上の定期健康診断及び腸内細菌検査を行うこと。
また、新規採用の職員を業務に従事させる場合には、従事する日前1月以内に定期健康診断及び腸内細菌検査を行うこと。

・受託者は上記の検査の結果、食品衛生上支障のおそれのある者がいた場合には、その者を業務に従事させてはならない。

としております。

結果通知書の提出は求めておりませんが、適切に行われていることは確認しております。

学校給食の衛生管理及び安全管理を確保していることをチェックする項目の一つとして結果通知書の確認、写しの保管を検討することが必要と思われる。

(3) 委託見積書の金額は「平成27年度学校給食用米飯加工等業務委託単価表」と同額であるため、受注者のこの単価表の事前確認の有無と、その決定過程を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

米飯加工等業務の委託単価に関しては、宮崎県学校給食会が県内全域で単価を統一して決定しております。2月に決定する宮崎県学校給食会と受託者との委託単価と同一金額で契約しておりますので、受託者は事前に確認しております。

(4) 当委託契約は長年、随意契約がされており、随意契約理由書では「佐土原域において、当受注者以外に委託できる業者がないのが現状である。」とある。学校給食の継続的な安定供給の確保の観点から、今後の競争入札の検討の有無について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

宮崎県学校給食会では、学校給食の安定供給のため、炊飯を行っていない学校等へ、炊飯委託加工工場を指定（炊飯から配送まで）し、本会が購入した地元産米を中心とした県内産米を炊飯した米飯を県下同一価格で供給しています。そのため、佐土原域は宮崎県学校給食会が指定した同一業者との契約となっています。業者の変更、入札については宮崎県学校給食会と調整を行いながら、衛生管理基準を満たす配送時間も考慮し検討していく必要がありますことから、近隣に同様の業者が無い現時点では難しいと考えております。

他に検討するとすれば、新たにセンター内に米飯設備の整備をすることが考えられますが、厳しい予算状況の中では難しいと思われれます。

4 監査結果

(意見 80)

学校給食の衛生管理及び安全管理を確保する観点から、チェック項目の一つとして結果通知書の確認、写しの保管を検討されたい。

第 7 4 宮崎市図書館配本回収業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市図書館配本回収業務委託
- ・担当課 教育委員会生涯学習課
- ・受注者 一般社団法人宮崎市庁友会
- ・委託料 3,764,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

宮崎市立図書館配本回収業務仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- (1) 委託期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
- (2) 業務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- (3) 休車日 ①毎週土・日曜日・祝日②特別整理期間 10 日（ただしその間の 3 日間は運行）③年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日 ただし年末の 1 日は運行）④施設害虫駆除日（8 月・2 月）⑤その他（臨時休館とする場合において、発注者が指定する日）
- (4) 配本回収車 受注者が準備すること。
- (5) 配本回収業務
 - ①配本用図書の積み下ろし、並びに返却用図書の回収等、配本回収に関する業務を行う。
 - ②配本回収先は市内公民館等、佐土原図書館、県立図書館、アートセンター（回収のみ）計 27 ヶ所及び宮崎市立小・中学校（小学校 48 校・中学校 25 校）とする。
市内公民館等については、図書の他に庁内文書等及び視聴覚教材・教具の貸出配送、回収も行う。
 - ③配本回収業務は発注者の作成した運行表に基づいて行う。

- ・公民館等への配本は原則として週1回、回収は原則として週2回
- ・学校への配本は、リクエストに応じ配本する。

④配本回収業務については、変更等が生じた場合は図書館と協議のうえ、速やかに対処すること。

3 内容検討

(1) 受注者への支出は4月、7月、10月、1月にそれぞれ3ヶ月分をまとめて支払っている。それぞれ2月分が前金払となっているので、その前金払について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

法人運営のために、概算払をもって支払いをしなければ、委託業務に支障を及ぼすため。地方自治法施行令第162条1項6号及び宮崎市財務規則第68条第1項第4号を適用。

参考

- ・地方自治法施行令第162条1項6号（以下、抜粋）

次の各号に掲げる経費については概算払をすることができる。

前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもって支払わなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの。

- ・宮崎市財務規則第68条第1項第4号（以下、抜粋）

地方自治法施行令第162条1項6号の規定により概算払のできる経費は、次のとおりとする。

委託料

(2) 配送従事者の業務日誌及び委託料精算書に記載されている出勤日数を突合すると平成27年4月から平成28年3月までのうち、日数の相違する月があるため精査して回答するよう求めた。

担当課の回答は次のとおりである。

図書館配本回収業務日誌及び委託料精算書を精査したところ、委託精算書に記載されていた出勤日数に誤りがあったため、修正の上、再提出させた。今後は精査していく。

委託料精算書のうち給料は配送従事者の一日当たりの単価と従事日数によって算定されている。そのためには配送従事者の従事日数が正確に記載されていることが必要である。

(3) 競争入札への見解

①随意契約理由書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

本業務は図書館職員と密接な連携をとりながら、公民館、学校等への図書の配本と回収を

行う業務で、本の運搬業務により、地域住民・小中学校と図書館を結ぶ図書館ネットワーク事業のパイプ役を担っている。さらに、公民館等においては、庁内文書の集配も同時に行っている。このことから本業務は平成8年10月から行政機構に理解の深い「社団法人宮崎市庁友会」に委託している。

平成23年度事務事業の外部評価において、「見直し」の判定を受けたことから、平成24年度の契約の見直しを行うため、他社の比較検討を行ったが、宮崎市庁友会が4割以上安価であり、さらに業務遂行においても柔軟な対応が可能である。

②随意契約理由書には当受託者が他社と比較検討した結果、安価である。

委託業務内容は主に配本回収業務なので民間の宅配業者はその業務を遂行できると思われるため、競争入札を含めてその見解を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

平成23年度事務事業の外部評価においても同様の指摘があり、平成24年度に他社との比較検討を行ったところ、当受注者に委託した方が4割以上安価であったことにより、時価に対し著しく有利な価格で契約を締結することができるかと判断し、随意契約としていた。地方自治法施行令第167条の2第1項第7号適用。来年度に向けて、同様の比較検討を行う。

4 監査結果

(指摘事項16)

委託料精算書のうち給料は配送従事者の一日当たりの単価と従事日数によって算定されている。そのためには配送従事者の従事日数が正確に記載されていることが必要な項目であるので委託料精算書を精査されたい。

参考

地方自治法施行令第167条の2第1項第7号（以下、抜粋）

- ・随意契約できる場合は次に掲げる場合とする。

時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みのあるとき。

第75 宮崎市立図書館図書館業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市立図書館図書館業務委託
- ・担当課 教育委員会生涯学習課
- ・受注者 特定非営利活動法人 MCL ボランティア
- ・委託料 69,544,440 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- (1) 委託期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日
- (2) 休館日
 - ・火曜日（当日が祝日の場合は、直近の平日）
 - ・年末年始 12月29日～1月3日
 - ・その他
- (3) 委託業務
 - ・図書館資料の利用サービス業務
 - ・図書館資料の整備業務
 - ・図書館ネットワーク業務
 - ・読書普及に関する業務
 - ・視聴覚教材教具の貸出等業務
 - ・移動図書館の運転に関する業務
 - ・図書館庶務業務
- (4) ボランティアに関する業務
 - ・窓口業務
 - ・行事等業務
 - ・ボランティアの研修業務

3 内容検討

- (1) 委託契約の相手方の特定非営利活動法人 MCL ボランティアの所在地は宮崎市花山手東三

丁目 25 番地 3 であり、市の建物に入居しているのでその建物の賃貸借契約書の提示を求めた。
担当課の回答は次のとおりである。

本課では不明である。

再度、確認したところ、建物は市の行政財産なので、建物の賃貸借契約書は交わしてなく、また、平成 12 年から平成 15 年までは、市立図書館の一部を MCL ボランティアの事務所等として行政財産目的外使用の許可をしており、当該市立図書館が MCL ボランティアの所在地として登録したものである。平成 16 年度より、MCL ボランティアへの委託業務が図書館運営業務まで拡大したことに伴い、行政財産目的外使用許可を取消し、現在に至っていることがわかった。

特定非営利活動法人 MCL ボランティアは、市の行政財産の建物に入居しているので、行政財産の目的外使用の許可申請を提出させるべきである。また、それができないのであれば、別途、適当な場所に所在地を異動するよう検討する必要がある。

(2) 市が作成した「NPO 法人への図書館業務委託について」を閲覧すると、図書館業務を受託するために設立された法人のようなので、今後もこの法人に随意契約する予定なのか尋ねた。

随意契約理由書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

- ・ 図書館運営に関する事業を目的にした法人が、県内では当法人のみである。
- ・ 特定非営利活動法人（NPO 法人）は営利を目的とせず、社会的にも責任ある活動を行うことを目的にして設立されている。本市は市政運営の基本理念として「市民が主役の市民のためのまちづくり」を掲げており、その中で、当法人はボランティアや NPO などの市民活動の推進に積極的に取り組んでいる。当法人に業務を委託することは、本市の施策方針に適するものである。

担当課の回答は次のとおりである。

設立の趣旨、市民協働の方針等から、今後もそのように考えている。

(3) 予定価格の入札書比較価格は委託見積書の金額とほぼ同額であるため、その経緯を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

法人設立の経緯から、長年、業務内容については詳細に協議をしている。当方から単価等について提示することはないが、長年の経験により委託見積の積算について精通している

ものと思われる。

4 監査結果

(指摘事項 17)

特定非営利活動法人 MCL ボランティアは、市の行政財産の建物に入居しているので行政財産の目的外使用の許可申請を提出させるべきである。

第 7 6 中央公民館夜間等総合案内業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 中央公民館夜間等総合案内業務委託
- ・担当課 教育委員会生涯学習課
- ・受注者 一般社団法人宮崎市庁友会
- ・委託料 2,611,000 円
- ・契約方法 随意契約

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

夜間及び休日における利用者の案内、電話の受付・窓口対応のほかに次に掲げる業務とする。

- (1) 「使用申請書」を預かり、説明を行うこと。（施設使用許可の処理は職員が行う）
- (2) 業務時間内の利用者の対応（教材、教具の貸出等）に関すること。
- (3) 利用者による館の使用後は、施設の後始末・戸締等について確認すること。
- (4) 業務時間中の電話や来客については、相手方の住所、氏名、用件等を聴取し、日誌等によって報告すること。
- (5) 図書室における図書の貸出及び返却に関すること。

3 随意契約理由

随意契約理由書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

住民の生涯学習拠点・まちづくりの拠点である公民館活動において、いささかも住民に不

快な印象を与えることはできないため、これまで継続して業務委託を受けてきた宮崎市庁友会に委託することは、その経験と実績に基づき最適である。

市民から公民館への問い合わせにおいては、多種多様な問い合わせがあり、職員不在の中でも、正確かつ迅速な対応が求められる。

そのため、市庁舎や公民館など市の施設管理業務において、豊富な経験と実績を有している宮崎市庁友会の信頼性が高く、相手方として適している。

4 内容検討

(1) 随意契約理由に「継続して業務委託を受けていて、経験と実績に基づき最適」とある。競争入札の検討の有無について、その見解を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

検討は行っていない。庁友会には、市役所の業務に精通し市民への対応にも経験のある職員がおり、委託内容である受付業務の実施に対する信頼があるため、随意契約としている。

(2) 設計書では人件費のみで委託料を決定している。実際に支払われている人件費を確認することは可能なのか、その見解について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

委託契約書第7条に基づいて、受注者から委託業務従事者へ支払われている人件費を確認することは可能である。

(3) 従事者の確認はどのようにされているのか、また夜間の警備員は必要ではないのか尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

日々、公民館職員と委託業務従事者で引継を行うことにより、従事者を確認している。ただし、日曜・祝日については、公民館職員の翌勤務日に、夜間業務期間中に取り扱った事項を記録する業務日誌や必要があれば口頭にて公民館職員に引継ぎを行うことにより確認する。

また、夜間の警備員は配置していないが、閉館後については、機械警備で対応している。市総合体育館と一体で整備している。

5 監査結果

(意見 81)

設計金額は休憩時間を含めて計算しているため、休憩時間を考慮すると設計金額は減少し、委託料を減額できる。また、実績額を確認したが、乖離があるため、今後実績額を参考にし、設計されたい。

(意見 82)

この業務委託には前金払いが採用されている。委託事業の遂行のために、当該業務従事者に対する給与の支払いを確実にを行うことから、受注者において人件費等の経費にかかわる資金の確保が必要とされるためである。地方公共団体が締結する契約については、契約の相手方の給付が完了した後に代金を支払うのが原則であり、例外的な前払いとなっているため、市は前払金の請求に当たっては、その根拠となる合理性や真実性を示す文書を残すことが望まれる。

(意見 83)

随意契約理由書によると「住民の生涯学習の拠点・まちづくりの拠点である公民館活動において、いささかも住民に不快な印象を与えることはできないため、これまで継続して業務委託を受けてきた宮崎市庁友会に委託することは、経験と実績に基づき最適である」とある。しかし、地方自治法施行第 167 条の 2 第 1 項第 2 号では、単独随意契約とすることができる場合として、「契約の内容が競争入札に適しない場合」と定めているものであり、これはその業務の内容の特殊性により、他では実施できない場合と考えられる。

当委託契約の場合は、他に同様な公益目的を持った法人で、総合案内業務が可能な法人はあるため、当受託者に特定せざるを得ない場合とは言い難い。このような状況の下では、長年単独随意契約を続ける理由の合理性はないものと考えられる。

よって、競争性の確保のためには、競争入札を検討されたい。

第 7 7 宮崎市立図書館機械警備業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市立図書館機械警備業務委託
- ・担当課 教育委員会生涯学習課
- ・受注者 株式会社NPK

- ・委託料 13,608,000 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

(1) 常駐警備

- ・巡視

施設の開館時の巡視については、常時行うものとする。

- ・巡視の際の注意事項

①建物の内外部、諸設備、備品、利用者の搬入物、その他を保全するための巡視及び監視を行い、火災、盗難等の予防に万全を期すとともに、敷地内の車両を整理すること。

②入館者の安全に努めること。

(2) 機械警備の操作及び設備の保安・監守関係

①機械警備のセット

②空調機械の運転確認、異常時の連絡（監視装置の確認含む）

③火災・その他非常事態発生時の報告

3 内容検討

(1) 契約書、仕様書に作業員の氏名等の報告義務が記載されていないため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

委託契約書に添付している実施要綱に報告義務について記載しているためである。ただし、報告についての資料がないため、今年度から報告を業者へ求める。

(2) 作業員は交代制を採用していると思われる。その現状について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

作業員の配置について、現状は別添「常駐警備配置予定表」のとおりである。事前に業者から提出を受け、作業員を把握している。

(3) 損害保険の加入は必要ではないのかを尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

委託契約書第 11 条に関しては、第 20 条により、受注業者と協議した上で、損害の発生が市の責に帰すことであれば、市が支出することとなる。なお、市有物件については損害保険に加入している。

(4) 設計書において、給与単価 810 円の根拠と 11.5 時間の休息を考慮せずに計算している理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

前年度の積算と今年度の業者からの参考見積を基に算出している。労働時間については、11.5 時間を 1 人の警備員で対応するように指示しているわけではないためである。

(5) 設計書において、機械警備の単価 59,800 円の根拠について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

前年度の積算と今年度の業者からの参考見積を基に算出している。

(6) 原則として、機械警備の委託契約は 3 年契約とされているため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

「平成 27 年度分業務委託に係る業者選定及び一斉入札実施要綱」の「6. 債務負担行為の執行伺」(4) の指導によるもの。

4 監査結果

(意見 84)

作業員の配置をみると、1 日 1 人で、3 人でシフトを組んでいることが確認される。設計書作成において、休憩時間を控除して計算すべきだと考える。仮に、休憩時間を 1.5 時間控除して計算すると、当委託料より減額できる。機械警備であり、閉館時の人的警備が必要かどうか考慮すべきであるが、人的警備を開館時間のみとし、以降は機械警備とする検討が必要である。開館時間のみ的人的警備とした場合、設計書での委託料の削減が見込まれるので検討されたい。

(意見 85)

契約書第 11 条損害の負担において、委託業務の処理について発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）は受注者の負担とすると規定があるが、損害賠償の額の限度額や損害賠償保険証の写しの提出は求めている。警備業務においては、危険性が高いばかりなく、損害が発生したら、高額になる可能性が高い。そのため、例えば対人・対物 1 事故につき 10 億円

を限度とするなど、規定を設けるよう検討されたい。

第78 宮崎市立図書館清掃業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市立図書館清掃業務委託
- ・担当課 教育委員会生涯学習課
- ・受注者 株式会社大宝
- ・委託料 10,800,000 円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

宮崎市立図書館清掃業務委託

3 内容検討

(1) 契約書、仕様書では主任者及び作業員の氏名を発注者に報告することとされているため、その資料について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

資料として報告を受けていなかったため、今年度は報告書を提出させた。

(2) 設計書において、給与単価 710、係数 3.5、時間 8（休憩差引いてる）が適用されているため、その基準について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

業者からの参考見積を基に算出している。

(3) 定期清掃の報告書が添付されていないため、その資料について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

報告書にあたる資料はなかった。これまでは、定期清掃は休館日（火曜日）に実施するため、職員が確認していた。今年度は、報告書を提出するよう指示した。

(4) 当業務委託は同一の受注者が3年以上受注しており、また年々委託料が増加している。同様に設計金額も増加しているかを含めて、その経緯について尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

設計金額も増加している。県の最低賃金が毎年引上げられており、単価も連動して上昇しているためである。

(5) 委託料は 10,800,000 円（うち消費税等 800,000 円）であり、委託契約書に貼付する収入印紙は 10,000 円であるが、20,000 円の収入印紙が貼付されている。その取引に当たって課せられるべき消費税等が明らかとなる場合は、印紙税法では第 2 号文書について、その消費税額等の金額は記載金額に含めないこととされている。

4 監査結果

(指摘事項 18)

委託契約書に 20,000 円の収入印紙が貼付されている。印紙税法では消費税及び地方消費税が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引に当たって課せられるべき消費税等が明らかとなる場合は、「工事請負契約書」などの第 2 号文書について、その消費税額等の金額は記載金額に含めないこととされている。

したがって、委託契約書の記載金額は 10,000,000 円で、印紙税額は 10,000 円となるので契約に際しては印紙税について受注者に適正な印紙を貼付するよう指導すべきである。

(意見 86)

仕様書人数は定期清掃を休館日（火曜日）に実施する旨は規定されていない。仕様書 3 の就労（作業）時間に、休館日に作業する旨を規定すべきである。これにより、設計書に影響がある場合は検討されたい。

第 7 9 宮崎市立図書館空気調和設備機器保守点検業務委託

1 概要

- ・ 委託業務の名称 宮崎市立図書館空気調和設備機器保守点検業務委託
- ・ 担当課 教育委員会生涯学習課
- ・ 受注者 有限会社旭空調設備メンテナンス
- ・ 委託料 2,268,000 円
- ・ 契約方法 指名競争入札

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

(1) 定期点検として

宮崎市立図書館空気調和設備機器保守点検業務仕様書に基づき点検、清掃、調整を行うものとする。保守作業にあたっては、原則として受注者の通常勤務日における就業時間内とする。

(2) 緊急保守として

定期点検以外で発注者から要請がある場合は、速やかに技術員を派遣し、その処理を講ずるものとする。

3 内容検討

(1) 点検報告書に日付がない。点検報告書は業務完了報告書ではないのか。供覧が3月10日なので提出はその日以前と推測される。委託契約書には第16条で業務完了報告書を受領したことは、その日から10日以内に委託業務完了の確認のための検査を行うものとするとして規定されている。業者完了検査調書は3月31日であるので、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

日付のない点検報告書は、今後指導していく。点検報告書は、あくまで定期点検の実施に関する報告書であり、委託業務の中には、委託契約書第6条のとおり、不測の事態に備えた緊急保守が含まれるため、業務完了検査調書の日付が、委託期間の終期である3月31日になっている。

(2) 契約書、仕様書に具体的な点検日が規定されていたため、その理由を尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

具体的な点検日は、受注業者との協議により調整する必要があるためである。ただ今後、点検月は業務仕様書に明記する。

(3) 冷暖房設備の冷暖切替時は9月と3月に行うと理解してよいのか尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

そのとおりである。

4 監査結果

(意見 87)

点検報告書に日付がないのが見受けられた。今後指導されたい。

契約書第 17 条第 1 項で受注者は検査に合格したときは、発注者に対して委託料の支払を請求するものとし、さらに第 2 項で委託料の支払いは、年 2 回払とするとの規定があるため、点検日の規定を契約書又は仕様書に記載されたい。

第 80 七野小学校区スクールバス運行管理業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 七野小学校区スクールバス運行管理業務委託
- ・担当課 教育委員会学校教育課
- ・受注者 宮交タクシー株式会社
- ・委託料 2,862,000 円
- ・契約方法 一般競争入札

2 委託業務

- ・委託期間 当初平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日（更契約により平成 27 年 10 月 8 日までに延長されている。）
- ・業務内容 七野小学校区スクールバス運行管理業務
宮崎市田野町八重地区から七野小学校までの区間

3 内容検討

(1) 入札・開札の状況

平成 27 年 2 月 27 日参加業者 3 者で 3 回の入札を行うが不落、設計金額を変更して平成 27 年 3 月 13 日に再入札を行い 3 者の入札で受注者が落札している。

(2) 委託契約書の印紙について

スクールバスの運行管理業務委託は参加条件として「道路運送法第 4 条第 1 項に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受け、第 3 条第 1 号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいること。」としておりスクールバスの運行管理業務の委託契約書は委託契約の

内容もスクールバス運行管理業務全般の委託であり、印紙税法の第1号の4「運送に関する契約書」に該当する。

委託契約書には200円の印紙が貼付してあるが、契約金額2,862,000円(内消費税362,000円)の印紙税は2,000円である。

4 監査結果

(指摘事項19)

委託契約書に貼付する印紙については、「運送に関する契約書」に該当するので、2,862,000円(内消費税362,000円)の印紙税は2,000円が適正である。委託契約に当たっては、受注者に適正な印紙を貼付するよう指導すべきである。

第81 七野小学校区スクールバス運行管理業務委託(後期)

1 概要

- ・委託業務の名称 七野小学校区スクールバス運行管理業務委託(後期)
- ・担当課 教育委員会学校教育課
- ・受注者 宮交タクシー株式会社
- ・委託料 2,808,000円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

- ・委託期間 平成27年10月14日から平成28年3月31日まで
- ・業務内容 七野小学校区スクールバス運行管理業務
宮崎市田野町八重地区から七野小学校までの区間

3 内容検討

- ・委託契約書の印紙について

スクールバスの運行管理業務委託は参加条件として「道路運送法第4条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受け、第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいること。」としておりスクールバスの運行管理業務の委託契約書は委託契約の

内容もスクールバス運行管理業務全般の委託であり、印紙税法の第1号の4「運送に関する契約書」に該当する。

委託契約書には1,000円の印紙が貼付してあるが、委託契約金額2,808,000円（内消費税208,000円）の印紙税は2,000円である。

4 監査結果

（指摘事項20）

委託契約書に貼付する印紙については、「運送に関する契約書」に該当するので、委託契約金額2,808,000円（内消費税208,000円）の印紙税は2,000円である。委託契約に当たっては、受注者に適正な印紙を貼付するよう指導すべきである。

第82 穆佐小・高岡中学校区スクールバス運行管理業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 穆佐小・高岡中学校区スクールバス運行管理業務委託
- ・担当課 教育委員会学校教育課
- ・受注者 株式会社山口運送
- ・委託料 2,060,640円
- ・契約方法 一般競争入札

2 委託業務

委託期間 当初平成27年4月1日～平成27年9月30日（更契約により平成27年10月8日までに延長されている。）

業務内容 穆佐小・高岡中学校区スクールバス運行管理業務
宮崎市高岡町内之八重地区から穆佐小学校・高岡中学校

3 内容検討

- ・委託契約書の印紙について

スクールバスの運行管理業務委託は参加条件として「道路運送法第4条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受け、第3条第1号ロの一般貸切旅客自動車運送事業

を経営していること。」としておりスクールバスの運行管理業務の委託契約書は委託契約の内容もスクールバス運行管理業務全般の委託であり、印紙税法の第1号の4「運送に関する契約書」に該当する。

委託契約書には400円の印紙が貼付してあるが、委託契約金額2,060,640円（内消費税260,640円）の印紙税は2,000円である。

4 監査結果

（指摘事項21）

委託契約書に貼付する印紙については、「運送に関する契約書」に該当するので、委託契約金額2,060,640円（内消費税260,640円）の印紙税は2,000円である。委託契約に当たっては、受注者に適正な印紙を貼付するよう指導すべきである。

第83 宮崎市消防局庁舎外10箇所清掃業務委託

1 概要

- ・委託業務の名称 宮崎市消防局庁舎外10箇所清掃業務
- ・担当課 消防局総務課
- ・受注者 株式会社宮崎つやげん
- ・委託料 8,640,000円
- ・契約方法 指名競争入札

2 委託業務

仕様書には次のように記載されている（以下、抜粋）。

消防庁舎の清掃については、清掃要綱明細に基づき建物の保全と美観に努め常に修理箇所の早期発見に留意し、清潔にして衛生的なる清掃を実施し、外来者には常に好感を与え良心的な清掃管理を行うとともに、消防には緊急出動等の特殊性があるので支障になる清掃方法をなるべく避け、また衝突等の事故が起こらないように努めること。

3 内容検討

受注者の受注期間は10年であり、委託料もほとんど増額はないため、見直しはされている

か尋ねた。

担当課の回答は次のとおりである。

清掃業務委託は宮崎市の一斉入札により入札を行った結果であると認識しております。委託料は、毎年度国土交通省から示される「建築保全業務労務単価」を参考に設計しております。

4 監査結果

(意見 88)

受注者が提出する業務完了届の業務委託料の金額の表示方法が誤っていた。業務完了届は重要文書であるため、担当課は必ず金額を確認し、誤っているならば受注者に業務完了届の差替えを要請すべきである。

(意見 89)

地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく「長期継続契約」は、物品の借入れに関する契約及び役務の提供を受ける契約のうち、条例で定めるものについて、債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結することができる。

今まで毎年行っていた契約締結に係る事務が翌年度以降は軽減されることになり、効率的な事務運営ができるようになる。

市においても、長期継続契約を締結することができる契約と定める条例を平成 25 年 4 月 1 日から施行しており、規則で定めるものとして、宮崎市財務規則で複写機の借り入れと、機械設備等の保守及び管理に係る業務の委託について適用できるものとしている。

今後、同じ受注者が 10 年連続受注しているケースなどは、効率的な事務運営を図る観点から、必要に応じて適用する業務について研究されたい。

第4章 総合意見

第1 富士通株式会社宮崎支店との委託契約について

1 委託契約に関する包括外部監査で富士通株式会社宮崎支店との随意契約でさらに業務再委託が極めて多いことが認められた。なお、平成25年度から平成27年度にかけて構築した現行基幹系システムの導入においては、プロポーザルを実施し、数社に対して企画提案を依頼したが、他社は辞退し富士通株式会社1社のみ提案となった経緯がある。

そこで、あらためて、随意契約の法令関係を見ると、地方自治法施行令167条の2第1項では、随意契約が認められる場合について、次のように定めている。

- ① 委託契約の予定価格が50万円を超えないとき
- ② その性質又は目的が競争入札に適しないとき
- ③ 障害者支援施設、シルバー人材センター、母子福祉団体等から、規則で定める手続により、物品等の買入れ、役務の提供を受けるとき
- ④ 総務省令で定めるところにより、市長の認定を受けた者から規則で定める手続により、物品を買入れるとき
- ⑤ 緊急の必要により、競争入札に付することができないとき
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、または、再度の入札に付し落札者がいないとき
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき

宮崎市の委託契約書・様式第55号の5(宮崎市財務規則第102条関係)では、

(再委託の禁止)として

第6条に「受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。」

(委託業務の調査等)として

第7条に「発注者は、必要と認めるときは、委託業務の処理状況につき、調査をし、又は受注者に対して報告を求めることができる。」と定めている。

・宮崎市行政改革推進本部の平成20年9月（平成28年10月改訂）「外部委託の推進に関する基本指針」では、委託業務の適切な管理について

「行政としての責任を果たすため、委託先との間で合意されたサービスが、安全かつ適切な水準で確実に履行されていることを定期的ないしは随時に確認（モニタリング）することが必要。業務の専門化・広範囲化により増加している一部業務の再委託については、事前手続による承認を与えた上で、市及び委託先の双方による再委託先のモニタリング等を適切に行うことが必要。その際、委託業務のほとんどを一括して再委託（いわゆる丸投げ）していないことを確認することも必要。」

・請負契約と労働者派遣契約の相違について

「労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。請負とは、労働の結果としての仕事の完成を目的とするもの（民法第632条）だが、労働者派遣との違いは、請負には、注文主と労働者との間に指揮命令が生じないという点にある。労働者派遣契約は、請負契約をするほどの業務のまとまりがない場合や、派遣労働者が公務員の指揮命令のもとで業務に従事する必要がある場合等に活用することが考えられる。契約の形式としては請負契約とされていても、実態として請負や業務委託の業務に従事するはずの労働者を発注者や委託者が指揮命令して業務を遂行しているような場合は、偽装請負にあたり、労働法規等に抵触することになるため、特に留意して検討することが必要である。」

としている。

2 随意契約のあり方の参考となる文献として「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）（以下、抜粋）

(1) 随意契約見直しの厳正な実施の徹底について

イ. 一般競争入札、公募・企画競争など競争性のある契約形態への移行に際し、契約の内容に応じた適切な競争的手続きが適用されているか

ロ. 移行後の契約形態において、制限的な応募条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないか

ハ. 引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、法令等に照らし適正に執行されているか

ニ. 特に、所管の公益法人との間で引き続き随意契約により契約を行うこととされたものについて、その執行に当たり十分な注意が払われているか

等の観点から適切に点検し、公募等における応募要件の緩和、より競争性の高い契約方式への移行など必要な措置を講じるものとする。

(2) 監視体制の充実強化

随意契約の適正化を進めていくに当たり、その実施状況について不断の注意を払うため、随意契約の対象となっている契約について、契約課等総括的な部課において横断的に把握する。

3 再委託の適正化を図るための措置

(1) 「契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－結果報告書、平成26年1月総務省行政評価局」には次のように記載されている（以下、抜粋）。

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等の委託は不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

① 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

②再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

イ. 再委託を行う合理的理由

ロ. 再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

ハ. その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

③ 履行体制の把握及び報告徴収

イ. 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。

ロ. 委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

(2) 再委託について静岡市の例

静岡市では、委託契約における再委託については、原則として、禁止している。これについて、「委託業務等各種契約事務処務事務お助けマニュアル」（静岡市契約課作成）には、次のとおり記載されている（以下、抜粋）。

・ 具体的な手続について

ア. 契約締結前に再委託を予定しているかを確認し、予定している場合はただし書の規定を設けた契約書を渡す。

イ. 再委託をする場合、あらかじめ承認申請書を提出させる。

ウ. 申請内容が再委託を承認する基準を満たしているか審査し、決裁後承認書を交付する。

エ. 受託者に対して、再受託者との契約書等に、当該委託契約書第○条から第○条まで規定を準用する旨を明記するよう指示する。

オ. 受託者に対して、「エ」の再受託の契約を締結した後、速やかに当該契約書等の写しを提出させる。

以上、上記のように定めている。

4 委託契約の状況

(1) 平成27年度の富士通株式会社宮崎支店との委託契約の状況を表にすると、次表のとおりである。

平成27年度富士通株式会社宮崎支店との委託契約 (単位：円、件数)

契約方法	委託業務	委託料	担当課	再委託の有無	再委託件数
随意契約	宮崎市人事給与システム共済標準報酬制度対応に伴うシステム改修業務委託	9,727,020	総務部人事課	有	1
随意契約	健康管理システム改修(新システムに係る対応)業務委託	1,928,880	総務部情報政策課	有	1
随意契約	IC標準システムバージョンアップ作業委託 <2755>	1,689,120	総務部情報政策課	有	1
随意契約	住民基本台帳ネットワークシステム業務アプリケーション適用作業及びC/S端末再配置に伴う環境変更作業委託	1,697,760	総務部情報政策課	有	1
随意契約	ホストコンピュータ用磁気ディスク装置データ消去作業委託	199,454	総務部情報政策課	有	1
随意契約	新情報システム維持運用管理支援業務委託	7,445,520	総務部情報政策課	有	1
随意契約	サーバ室-マシ室ネットワーク配線委託 <2731-1>	1,368,360	総務部情報政策課	有	2
随意契約	新情報システムハードウェア及びパッケージソフトウェア保守業務委託 <2724><2725>	22,140,000	総務部情報政策課	有	2
随意契約	基幹業務システム運用保守作業委託 <2732>	57,321,000	総務部情報政策課	有	1
随意契約	滞納管理システム猶予制度改正に伴うシステム改修業務委託	1,674,000	総務部情報政策課	有	2
随意契約	新情報システム改修作業委託	32,321,160	総務部情報政策課	有	1
随意契約	平成27年度番号制度対応システム改修業務委託(社会保障システム)	170,770,140	総務部情報政策課	有	3
随意契約	平成27年度番号制度対応システム改修業務委託(住記、税、団体内統合宛名システム)	94,132,800	総務部情報政策課	有	3

随意契約	平成27年度番号制度対応システム改修業務委託（内部情報システム）	16,443,000	総務部情報政策課	有	1
随意契約	システム再構築に伴う財務会計システム改修作業（システムテスト、運用テスト）委託	1,179,900	総務部情報政策課	有	1
随意契約	個人住民税制度改正に伴う個人住民税システム改修等業務委託	9,493,200	税務部市民税課	有	1
随意契約	宮崎市戸籍システム改修（本人通知制度対応）業務委託	2,098,000	地域振興部市民課	有	1
随意契約	ネットワーク設定及び変更作業	124,200	地域振興部赤江地域センター	無	0
随意契約	大気常時監視におけるテレメータシステム改修	297,000	環境部環境保全課	無	0
随意契約	宮崎市介護保険料のコンビニエンスストア収納システム導入に係るシステム改修業務委託	22,971,600	福祉部介護保険課	有	1
随意契約	宮崎市介護保険料の滞納管理システム導入に係るシステム改修業務委託	26,524,800	福祉部介護保険課	有	2
随意契約	宮崎市営住宅管理システム改修作業委託（現行納付書出力変更、外）	5,724,000	建設部住宅課	有	1
随意契約	宮崎市営住宅管理システム変更作業委託	1,216,080	建設部住宅課	有	2
随意契約	M J H 2 1 接続設定作業業務委託	267,840	会計管理者出納室	無	0
随意契約	選挙権18歳以上に伴う選挙人名簿システム改修業務委託	1,939,680	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局	有	1
随意契約	選挙人名簿登録制度の見直しに伴う選挙人名簿システム改修業務委託	3,024,000	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局	有	1
随意契約	人事給与関連包括業務委託	55,742,256	総務部人事課	有	3
随意契約	日本語ラインプリンターに係る消耗品供給及び交換作業業務委託 <059>	3,025,632	総務部情報政策課	有	1
随意契約	証明書発行システム等ハードウェア・システムパッケージ保守 <2745><2747><2748><2750><2753>	5,215,104	総務部情報政策課	有	1

随意契約	住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティパッチ及び業務アプリケーション適用作業委託	1,123,200	総務部情報政策課	有	1
随意契約	住民基本台帳ネットワーク GW サーバ機器更新作業及び番号制度対応作業委託 <2705><2706>	9,696,780	総務部情報政策課	有	1
随意契約	母子寡婦システム改修（違約金利率変更）業務委託	1,150,200	総務部情報政策課	有	2
随意契約	グループウェア運用支援業務委託 <167>	984,960	総務部情報政策課	有	2
随意契約	グループウェアサーバ保守業務委託 <2735>	215,136	総務部情報政策課	有	1
随意契約	ネットワーク設定および変更作業委託	124,200	総務部情報政策課	有	1
随意契約	住民基本台帳ネットワークシステムゲートウェイ P P 保守委託 <235>	1,216,944	総務部情報政策課	無	0
随意契約	宮崎市システム運用総合支援業務委託（234）	2,700,000	総務部情報政策課	有	1
随意契約	宮崎市情報システム再構築業務委託（平成26年度～平成27年度）	381,013,200	総務部情報政策課	有	3
随意契約	宮崎市情報システム再構築業務委託二次作業設計・製造工程分（平成27年度）	214,334,424	総務部情報政策課	有	3
随意契約	新福祉・戸籍システム運用支援及び保守業務委託 <2513><2526-1>	15,666,048	総務部情報政策課	有	3
随意契約	福祉システム Q & A 対応・運用保守支援作業及び保育料システム運用保守業務委託 <2526-2>	12,887,640	総務部情報政策課	有	1
随意契約	財務会計運用支援・保守業務委託 <369>	6,154,704	総務部情報政策課	有	1
随意契約	家屋評価システムソフトウェア保守業務委託	388,800	税務部資産税課	有	2
随意契約	家屋評価システム連携機能改修業務	1,728,000	税務部資産税課	有	1

随意契約	平成 27 年度 健康管理システム改修業務委託	297,000	税務部国保年金課	有	1
随意契約	後期高齢者医療制度用システムソフトウェア保守委託	2,894,400	税務部国保年金課	無	0
随意契約	後期高齢者医療制度用システム運用支援業務委託	9,315,000	税務部国保年金課	有	1
随意契約	後期高齢者医療制度用システムハードウェア保守委託	361,260	税務部国保年金課	有	1
随意契約	後期高齢者医療システム更新事業に伴う作業委託	24,133,680	税務部国保年金課	有	1
随意契約	地域センター内ネットワーク配線業務委託（赤江）	162,000	地域振興部地域 コミュニティ課	無	0
随意契約	申請受付統計システムおよび郵便請求処理システム改修・構築業務委託	2,353,320	地域振興部市民課	有	1
随意契約	I C 標準システムサーバ用ウイルス対策ソフト更新業務委託	33,480	地域振興部市民課	無	0
随意契約	I C 標準システムサーバ用データベースソフト更新委託	138,240	地域振興部市民課	無	0
随意契約	印鑑登録システム改修業務委託	1,608,660	地域振興部市民課	有	1
随意契約	障がい福祉サービス等システム改修（平成 27 年 4 月報酬改定）業務委託	7,128,000	福祉部障がい福祉課	有	1
随意契約	介護認定ネットワークシステム保守点検業務委託	3,020,220	福祉部介護保険課	無	0
随意契約	宮崎東諸県介護認定審査会介護認定ネットワークシステム運用保守業務委託（消費税増額分（8%適応））	86,292	福祉部介護保険課	無	0
随意契約	法令改正対応（福祉資金貸付システム）	1,819,800	福祉部子育て支援課	有	2
随意契約	住宅扶助・冬季加算見直しに係る生活保護システム改修業務委託	962,820	福祉部社会福祉課	無	0
随意契約	住宅扶助・冬季加算見直しに係る中国残留邦人支援システム改修業務委託	637,740	福祉部社会福祉課	無	0

随意契約	健康管理システム保守(サポート)業務委託	855,360	健康管理部健康支援課	無	0
随意契約	平成27年度 健康管理システム改修	2,160,000	健康管理部健康支援課	有	1
随意契約	宮崎市営住宅管理システム運用保守業務委託	1,555,200	建設部住宅課	無	0
随意契約	証明書発行システム・コンビニ交付システムにおける個人番号制度への対応および基幹システム再構築に伴う対応作業委託	30,877,200	地域振興部市民課	有	1
	合 計 64 件	1,297,485,414		有 50 件 無 14 件	71

委託契約件数64件（負担行為額1,297,485,414円）の全てが随意契約で、内50件（78%）が再委託を行っており再委託先の件数は延71件である。

(2) 業務再委託申請書は委託契約書の日付と、ほとんど同日に提出されており、委託契約における再委託が常態化している。

一部の例として、随意契約理由は次のように記載されている。

①例示

今回該当する社会保障関係システムについては、すべて富士通株式会社が構築したシステムである。そのため、今回の番号制度対応のシステム改修についても当該業者以外では行えない。そのため富士通株式会社宮崎支店と随意契約を行うものである。

②例示

本市では、平成27年度に新システム本稼働に伴い、システム再構築業務を富士通株式会社宮崎支店に委託しており、当該の住民記録システム及び税務システムについても富士通製のパッケージソフトを導入し、富士通株式会社宮崎支店が構築したシステムである。そのため、今回の番号制度対応のシステム改修についても当該業者以外では行えない。また当該業者は新規に整備する団体内統合宛名システムについても、同時に改修を行う本市の基幹系システム及び個別システム間との連携をスムーズに行うことが可能で、改修期間等の短縮を図ることが可能である。そのため、富士通株式会社宮崎支店と随意契約を行うものである。

③例示

本市の競争入札参加資格者名簿には、当該業務を遂行可能な者が登録されていないため、2人以上の者から見積書を提出させることはできない。

④例示

健康管理システムの開発及びプログラムの著作権は、富士通株式会社に帰属していることから、健康管理システムの改修を図るための改修業務委託は富士通株式会社に限られる。

等の理由で根拠法令はいずれも「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」によっている。

(3) 一部例として、業務再委託申請書は次のように記載されている。

・再委託業務内容について

受託業務における現地作業

受託業務中の現地（システム対応、ハードウェア保守）作業

受託業務中の対象パッケージ改修作業。

受託作業における現地でのQA対応運用サポート等。

・選定理由

・宮崎市に事業所を持ち、宮崎市様を担当する、弊社のシステムエンジニアリング会社であり、これまでの宮崎市様での実績を勘案し選定いたしました。

・宮崎市に事業所を持ち、宮崎市様を担当する、弊社のカスタマエンジニアリング会社であり、これまでの宮崎市様での実績を勘案し選定いたしました。

・システム（パッケージ）の開発会社のため選定いたしました。

・宮崎市に本社を持ち、宮崎市様各システム構築及びサポートに参画した会社であり、これまでの宮崎市様での実績を勘案し選定いたしました。

等の記載が多く見受けられる。

(4) 「再委託先における安全性および信頼性を確保する方法」として

「再委託先に対しては、原契約に定める義務と同様の義務を課すものとします。」との項目はあるが、次の理由で再委託の契約書等での記載内容は確認できていない。

富士通株式会社宮崎支店との委託契約が多い情報政策課に富士通株式会社宮崎支店と再委託先との契約書類及び発注書の提出を求めたが「再委託先との契約書類及び発注書については、重要機密事項記載のため、開示はできない」との富士通株式会社宮崎支店からの回答があった旨の連絡を受けている。

また、今までに市の担当課として富士通株式会社宮崎支店に再委託の契約書等を求めたことはなかった旨の連絡を受けている。したがって、再委託の具体的な内容、一括再委託がないことについても別途文書を提出させるなどして確認されたい。

単独随意契約の理由について過去の実績や当該業務に精通していることをもって理由としたものがあるが、これを認めると半永久的に他の業者の参入機会を閉ざしてしまうこととなる。また、特殊な業務であることや唯一の業者であることを理由としたものが多いが、裏付けとなる著作権などを明示する客観的な根拠資料に乏しく、できる限り競争入札や見積合せ等の競争性の確保に努めるべきである。

また、単独随意契約で、技術的に他ではできないとの理由による場合や、関連があり他にはさせられないとの理由による場合は、論理的に再委託はあり得ないと考えるべきである。契約の原則は競争入札であり、随意契約は厳格な判断のもと、限定的に行わなければならないことを常に認識し、競争性を確保できる部分は切り離してでも競争入札に付するような考慮も必要である。

さらに、著作権などを随意契約の理由にしたものがあるが、開発したシステムについては、担当課において著作権及びドキュメント（システムの仕様書、運用マニュアル）の管理を十分にし、開発業者でないとシステム改修や保守点検ができないものか、著作権などが設備、システムについてどの程度の期間存在するのか確認、管理を徹底されたい。

単独随意契約の理由は、特殊な設備であるため情報システム構築した者でないと保守点検ができないとするものも多かった。これらの設備を調達すると毎年多額の保守点検経費を負担することとなるため、いかにして削減するかが重要である。保守点検業務で単独随意契約とせざるを得ない場合は、トータルコストを下げるための方策として、システム等の調達の際に、保守点検経費を含めた複数年契約とすることやシステムトラブル時の対応のみで対応可能にするなど、契約の方法を検討してみることも必要である。

上記で示したように静岡市の具体的な手続を参考にして委託契約マニュアルの作成を検討されたい。

第2 委託契約書等に暴力団排除の特例規定を設けることについて

- 1 現行の宮崎市の暴力団排除規定は次のとおりである。

宮崎市暴力団排除条例

平成 23 年 12 月 16 日

条例第 47 号

(目的)

第1条 この条例は、本市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、市民等が、暴力団が市民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市及び市民等による相互の連携協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等の協力を得るとともに、県及び他の市町村並びに法第 32 条の 3 第 1 項の規定により宮崎県公安委員会から宮崎県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員

による不当な行為の防止を目的とする団体等と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は警察署に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 市が実施する入札に暴力団関係者を参加させないために必要な措置

(2) 市と契約を締結した者に暴力団関係者と下請契約を締結させないために必要な措置

(3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにするために必要な措置

(公の施設の利用における制限)

第7条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用の許可をせず、又は既にした当該利用の許可を取り消す等の利用の制限に関する処分を行うことができるものとする。

(市民等に対する広報等)

第8条 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるとともに、暴力団の

排除の気運を醸成することができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 市は、市民等が安心して暴力団の排除のための活動に取り組むことができるよう、警察と緊密に連携し、その安全の確保に配慮するものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第9条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項に規定する教育の目的を達成するため、青少年の育成に携わる者が青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(利益の供与の禁止)

第10条 市民は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第11条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関して、暴力団員を利用し、暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧する等、暴力団の威力を利用してはならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

と条例を定め、指名入札業者の申請時に「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」の提出を求めている。

2 暴力団排除に関する誓約書兼同意書について

暴力団排除に関する誓約書兼同意書の様式は次のとおりである。

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

平成 年 月 日

宮崎市長 殿

所在（住所）

団体等の名称

代表者職氏名

印

私（当法人・当団体）は、宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者でないことを誓約します。

また、本書に記載された役員等は、宮崎市暴力団排除条例に基づき、暴力団関係者であるか否かの確認のため、本書に記載された個人情報を宮崎市が警察機関へ提供することについて同意しております。

なお、本書の記載事項は事実と相違ありません。

役員等名簿 ※代表者についても記入してください。

役職名

【備考】

本書類に記載された、氏名、生年月日等のすべての個人情報は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）の規定に基づき取り扱うものとし、宮崎市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づき実施する暴力団排除措置以外の目的には使用しないものとします。また、宮崎市がこれらの情報をもとに宮崎県警察本部から取得した個人情報についても同様とします。

【記入方法等】

- 1 氏名は、正確な（旧字等）字体で記載してください。
- 2 生年月日は、西暦ではなく邦暦（昭和・大正等）で記載してください。
- 3 この名簿に記載する「役員等」とは、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他運営に実質的に関与している者をいいます。

【参考】

○宮崎市後援等取扱要綱（以下、抜粋）

（後援等の実施基準）

第3条2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を行わないものとする。

(5) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者の利益になるもの又はなるおそれがあるもの。

○宮崎市暴力団排除条例（以下、抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにするために必要な措置

以上、記載され、厳格に定められている。

しかしながら、特約事項として暴力団排除の規定を委託契約書の本文に盛り込むことは行っていない。

このことは、プロポーザル方式などの随意契約の際には「暴力団排除に関する誓約書兼同意書」の提出が行われていない可能性がある。そして、元請業者が下請契約等を締結する場合や受託事業者が再委託等の契約をする場合に暴力団排除規定の契約が必ずしも要求されていない。

他市では、下請契約等及び再委託等の契約時には、特約事項の暴力団排除に準じた規定を設けることを求めている例がある。

(例示) 元請業者は下請契約等を締結する場合は暴力団排除の特約規定に準じた規定を、受託業者等が再委託等の契約を締結する場合は暴力団排除の特約規定に準じた規定を下請契約等又は再委託等の契約に定めてください。

・暴力団排除特約規定(条項)の簡素な例示

第〇条 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本件契約を即時解除することができる。

2 甲が、前項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 本件契約を解除した場合、甲から乙に対する損害賠償請求を妨げない。

以上のような条項を委託契約書の本文に盛り込むことを検討されたい。

第3 不正行為等防止における指名停止情報の公表について

指名停止情報の公表

市は「宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱」(平成6年11月28日告示第198号)及び「宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱」(平成8年2月7日告示第19号)において、指名停止等の措置に関する規定を設けている。

指名停止等の措置に関する規定はあるが、指名停止情報の公表の規定は設けていない。近年、多くの市では入札・契約に関する情報公開を進めて、透明性、公平性の向上を図り、談合等の独占禁止法違反行為等をはじめとする不正行為を防止し、公正な入札・契約を推進するため、指名停止等措置の要綱に基づいて指名停止等措置を行った場合、その業者名、所在地、指名停止期間、指名停止理由等を公表している。

指名停止等の措置公表の根拠条文として次の条文を例示する。

(指名停止の公表)

第〇条 市長等は、第〇条〇項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

(情報の公表)

第〇条 市長は指名停止に関する情報を公表するものとする。

以上のような条文を他市では規定している。指名停止等の措置は不正行為等の防止を目的にしている観点から、指名停止等の措置の公表は大きな効果をもたらすものと考えられるので、市においても、指名停止情報の公表を検討されたい。